

学 生 便 覧

2020年度



中 部 大 学 大 学 院

学園建学の精神

「不言実行、あてになる人間」

1. 中部大学の基本理念

中部大学は、「不言実行、あてになる人間」を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果をあげ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献します。

2. 使命

教育上の使命 — 豊かな教養とともに自立心と公益心をもち、広く国際的視野から物事を考え、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を世に送り出します。

研究上の使命 — 社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献します。

社会貢献上の使命 — さまざまな社会的活動に参画し、大学が保有する知的・物的資源を活用することによって、地域を中心とする社会の福利向上と発展に貢献します。

3. 教育目的

本学の教育上の使命に沿い、それぞれの学術領域における高度の学識・技術／方法と、それらを実社会で効果的に活用し一層発展させる創意・工夫能力を身につけ、指導的な専門職業人／有識社会人および教育者、研究者となる人間を世に送り出します。

4. 研究科及び専攻ごとの教育研究上の目的

研究科・専攻	教育研究上の目的
工学研究科	人間形成に必要な教養、普遍的な幅広い基礎知識、専門知識並びにその応用力を修得し、時代の要請に応え、さらに時代を先取りする工学的技術開発とそれを支える基礎学理の教育研究を行って、発想を具現化するための複眼的な論理思考法を訓練する。それにより、地域社会から国際社会において幅広く柔軟に活躍できる能力を身に付け、開拓者精神が旺盛で心身共に健全な技術者の育成を行い、有能な人間の育成と研究成果を通じて社会に貢献することを目的とする。 博士前期課程では、技術・研究開発においてプロジェクトをリードし、工学的技術とその基礎学理を維持発展させる能力のある高度な技術者の育成を主目的とする。 博士後期課程では、技術・研究開発において新しい知見を見出し、新たな工学的技術とその基礎学理を創造的に発展させる能力のある最高度の技術者、研究者及び教育者の育成を目的とする。

研究科・専攻	教育研究上の目的
機械工学専攻	数学と物理学を基礎とし、知能化により人類の活動を時間的にも空間的にも飛躍的に広げる各種機械並びにシステムを設計・製作・評価・管理する学術分野の教育研究を行い、主として応用力学、環境・エネルギー学、材料強度学、精密工学の領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
電気電子工学専攻	電気・電子・情報通信工学を基盤とする学術分野における教育研究を行い、主として電力・エネルギー、電気機器・制御情報、電子物性・デバイスおよび電子・情報工学の領域における基礎学理を研鑽し、時代を先取りした応用開発力のある有能な人間を育成する。
建設工学専攻	土木工学と建築学を基盤として、人間が生活する上で安心・安全な社会基盤と心豊かで快適な建築の環境を整備し、かつ、持続的発展可能な地球環境の開発・保全に関する分野の教育研究を行い、主として土木工学領域（構造工学系、コンクリート工学系、水工学系、地盤工学系、土木計画系）と建築学領域（建築構造学系、建築材料学系、建築環境・設備工学系、建築計画系、都市計画系、建築デザイン系、建築史・意匠系）の2領域12系の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
応用化学専攻	化学の基礎知識、専門知識をより深め、かつ、幅を広げ、それらの応用力を身に付けるとともに、先進的な化学技術者に必要な技術・研究開発能力を養い、地域社会、国、さらには地球的規模における責任を自覚して、産業界をはじめとする社会に貢献する教育研究を行って、主として有機材料化学、機能材料、物理化学、有機合成化学及び化学工学の領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
情報工学専攻	情報工学分野に関する基礎知識・理解力を基盤として、当該分野に関する高度な専門的知識と柔軟な問題解決能力、さらに将来国際的に通用する情報技術者・研究者となるための国際的素養を身に付けさせる教育研究を行い、主として情報通信、メディア情報、知能情報及び計算工学の4領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
創造エネルギー理工学専攻	生活圏宇宙（地球及び地球周辺から太陽を含んだ近宇宙）の科学を基礎とし、それを応用するための空間情報技術の素養を修得し、それらを利用・活用した新しい省エネルギー、超伝導直流送電、次世代エネルギーに関する分野の教育研究を行い、主として空間情報系、エネルギー科学系領域の知識・能力を修得した国際的な視野を持つ有能な人間を育成する。
ロボット理工学専攻	ロボット理工学の基礎知識、専門知識を基盤として、モーションロボティクス、コンピュータロボティクス、システムロボティクスの領域に関する教育研究を行い、主として新しい高機能ロボットの設計開発分野の知識・能力を修得した国際的な視野を持つ有能な人間を育成する。
経営情報学研究科	<p>経営学・会計学・情報科学及び関連諸専門領域における研究活動とともに、これらの専門領域にまたがる学際的な研究活動を展開する。そして、それらの研究成果を社会に提供するとともに、豊かな教養、自立心、公益意識をもち、広く国際的視野から物事を考え、上記の専門領域に関わる高度の学識・技術を身に付けた専門職業人及び教育者、研究者となる人間を育成することを通じて社会に貢献する。</p> <p>博士課程前期（修士課程）では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関する学識・技術を身に付けた専門職業人の育成に主眼を置く。</p> <p>博士課程後期では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関する高度の学識・技術を身に付け、社会に役立つ新たな知の創造を実現する教育者、研究者となる人間の育成に主眼を置く。</p>
経営情報学専攻	上記の教育研究目的に沿った研究活動を背景に、経営学・会計学・情報科学及び関連専門領域のいずれかに重点を置く高度の学識・技術を身に付け、さまざまな経済活動の効果的な実践に貢献する専門職業人、及び、そうした効果的な経済活動を支援する新たな知の創造に取り組む教育者、研究者となる人間を育成する。

研究科・専攻	教育研究上の目的
経営学専攻	<p>経営学及び関連専門領域に関する実践的理解を身に付けた以下の3つのタイプのリーダーとなる人間を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術をベースとしたベンチャー企業を創設し発展に導くリーダー。 2. 技術をベースとした社内ベンチャーを興し発展に導くリーダー。 3. 技術を活用して企業又は企業活動の仕組みを革新するリーダー。
国際人間学研究科	<p>人文系諸科学と社会系諸科学に架橋をかけて、人間と文化、民族と国家の研究のフロンティアを拡大し、グローカルな諸問題に挑戦できる知的創造的研究及びさまざまな現場から広く社会貢献を目指した実践的研究ができる人間を育成し、研究成果を通して社会に貢献することを目的とする。</p> <p>博士前期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際競争力を有する高度専門職業人・知識人を育成する。</p> <p>博士後期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際的指導力を有する教育研究者・知識人を育成する。</p>
国際関係学専攻	<p>政治学、経済学、社会学、人類学などを基盤として、理論と現場感覚、思考力と応用力のバランスを取って、同時代的な社会開発の課題に取り組むことのできる国際人、知的文化人、高度専門職業人及び教育研究者を育成することを目標とし、次の2領域を主要な分野とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「よりよい統治とは何か」を考える政策科学の基礎を掘り下げ、国際的な政治経済開発、国際協力、平和、人権、地球環境等を中心とした国際経済研究の領域。 2. 人類文化・社会の多様性を究明するとともに、そこに内在する普遍と特殊、民族や国家の社会文化的個性を明らかにし、人類文化の総体的な理解を目指す領域。
言語文化専攻	<p>言語・文化を基礎とする複合的な教育研究を行い、有為な人間の育成及び多面的研究を通じて、社会への貢献を目的とし、次の3領域を主要な分野とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 複眼的な視点と国際的な視野を養い、実践的なメディア特性にも通じた情報発信・受信の理論構築の能力を身に付けさせ、ますます多様化する高度情報社会におけるジャーナリストとして通用する人間の育成を目標とする領域。 2. 英語そのものに対する理解を深める英語学、英語話者の文化的な側面に焦点を当てた文化学、英語教授法を扱う応用言語学の研究を通じて、高度な知識と教授技能を持った、職業人・教育者・研究者の育成を目標とする領域。 3. 日本語学・日本文学・日本文化の専門性を深めながら、相互に関連した教育研究を行って、学際的な視野を持った人間の育成を目標とする領域。
心理学専攻	<p>教育心理学、認知心理学、学習心理学、知覚心理学などに関する分野並びに臨床心理学、障害者心理学、カウンセリングなどの治療教育、適応行動に関する分野の教育研究を通じて、社会に貢献することを目的とする。学校心理学を専門とする高度専門職業人・知識人として学校現場でその能力を発揮できる人間並びに教育研究者を育成する。</p>
歴史学・地理学専攻	<p>歴史学と地理学を教育研究上のディシプリンの両軸とし、時間的意識と空間的意識を統合した知識と教養の修得を目指す。歴史学を主専攻とする者は地理学を副専攻として研究し、地理学を主専攻とする者は歴史学を副専攻として研究することを奨励し、グローバリゼーションとローカリゼーションが同時進行する現代社会の歴史進行を的確に判断できる人材、グローバルに考えローカルに行動できる高度専門職業人並びに教育研究者を育成する。</p>

研究科・専攻	教育研究上の目的
応用生物学研究科	<p>バイオサイエンス・バイオテクノロジーを基盤とする複合的な学術領域における教育研究を行い、有能な人間の育成及び研究を通じて社会に貢献することを目的とする。</p> <p>博士前期課程においては、下記の領域に関して特に先端科学技術を実験・演習を通じて教育し、もって応用生物学分野とりわけ生命分子化学、環境生物学並びに食品科学を基盤とした高度の専門職業人を育成することを主目的とする。</p> <p>博士後期課程においては、「生命・食・環境」の分野で最先端領域の研究実践を通じて指導的な教育研究者、最高度の技術者・開発技術者を育成することを目的とする。</p>
応用生物学専攻	<p>研究科における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. バイオサイエンス・バイオテクノロジーが展開させてきた基盤的な研究方法や技術領域を創造的に継承発展させ、多様な生物機能の選択的な利活用を図る分野を、生命倫理、生物産業倫理の涵養を含めて教育研究する基盤生命科学領域。 2. 環境の変化が人間の生活に及ぼす負の影響を予測・予防することを目指し、環境の遺伝子レベルから個体、集団レベルまでの動態解析を基盤とし、多様な生物機能を活用して環境の保全・修復及び循環型社会の構築に係わる分野を、環境倫理の涵養を含めて教育研究する環境生物科学領域。 3. 生命科学研究や産業技術開発の成果を、多様な食品の製造、消費過程の改善、改良に適応し、食の安全・安心を追求し、また、健康増進を目指した新たな栄養科学の展開を図る分野を、食の倫理の涵養を含めて教育研究する食品栄養科学領域。
生命健康科学研究科	<p>生命科学に立脚して人間の健康を、保健・衛生学、医学、看護学、医療技術学、工学、農学、理学、薬学の学識・技術を集学的に組み入れて、特に21世紀型の疾患に対する「予防」と「QOL向上」に焦点を絞って追求することを教育研究の基本理念とし、この基本理念のもとで課題の解決に当たる総合力豊かな実践的な教育・研究・技術者／高度専門職業人及び医療人を育成することを目的とする。</p> <p>博士前期課程（修士課程）では、予防の視点を踏まえた高い専門性と総合性を備えた高度専門職業人の育成を主目的とする。</p> <p>博士後期課程では、現代病の予防の実現を目指す教育・研究者の育成を目的とする。</p>
生命医科学専攻	<p>広範囲の学問領域（保健・衛生学、医学、看護学、工学、農学、理学）の複合領域として先端のバイオ技術と医用工学技術を駆使し、科学的根拠に立脚した「予防」の為の新規の方策を看護学専攻とも連携共同して追求するとともに、これらの専門性を基盤で支える学際的で幅広い総合力を育成することを通じて、健康社会実現を推進する実践的かつ指導的な教育・研究・技術者／高度専門職業人を育成する。本専攻における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行うが、それぞれの領域を共有する教育研究を積極的に進めて行く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. バイオサイエンス・バイオ技術を深く学び、バイオ技術を駆使して生命医科学、創薬科学及び分子病態学の関わる分野を、生命倫理や社会倫理の涵養を含めて教育研究する基盤病態医科学領域 2. 環境衛生学、免疫学や感染症制御学に関わる分野を、ESD（持続可能な発展の為の教育）の精神を踏まえ、科学的根拠に立脚した予防学の確立を目指して教育研究する環境予防医科学領域 3. 生命医科学、医療技術学と医用工学の成果を新しい医療の開発に直結させ、健康増進を目指した新しい研究分野を、医の倫理の涵養を含めて教育研究する生命医用技術学領域

研究科・専攻	教育研究上の目的
看護学専攻	<p>少子高齢社会における医療の諸問題を「予防」と「QOL向上」の視点で捉えて看護学に関する学術の理論及び科学的思考力、研究能力、実践能力を備えた指導的な役割を果たすことができる特定領域看護学の研究・教育・EBN実践者及び高度看護専門職としての看護管理者／組織リーダーを育成する。</p> <p>本専攻における教育研究は、次の3領域を主要な分野として進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合看護学領域：看護教育制度、災害看護、看護倫理等にかかわる課題を教育研究する看護学教育分野、組織のリーダーとして看護の質向上並びに組織の活性化を目指した課題を教育研究する看護管理学分野で構成する。 2. 生活支援看護学領域：この領域は3つの分野からなり、それぞれが、現代の医療・看護の問題を「予防」「QOL」の視点で捉えて教育研究を進める。3つの分野は、施設・在宅で療養する成人・高齢者及び家族の支援に関わる課題を教育研究する療養支援看護学、病院・地域における精神障害者と家族の支援に関わる課題を教育研究する精神看護学分野、地域の健康問題並びに地域ケアシステム、産業保健に関する健康問題を教育研究する地域保健看護学分野とで構成する。 3. 発達看護学領域：慢性疾患をもつ小児のQOLの向上、療養生活を支える看護、家族への支援に関わる課題を教育研究する小児看護学分野、女性のQOLの向上、家族のリプロダクティブ・ヘルス・ケアを支援する看護に関わる課題を教育研究する母性看護学分野で構成する。
リハビリテーション学専攻	<p>複雑化、高度化した保健・医療の現場での的確に対応できる幅広い高度な専門知識・技術を持ち、科学的な根拠に基づく「QOL向上」「予防重視」「健康増進」「疾病からの回復」の視点を踏まえたりハビリテーション医療を牽引できる高い専門性と総合力を備えた質の高い高度専門職（理学療法士及び作業療法士）を育成する。</p> <p>本専攻における教育研究は、次の2領域を主要な分野として行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リハビリテーション基礎学領域：リハビリテーションの科学的基盤（特に痛みと生体反応）に関する分野で構成する。 2. リハビリテーション療法学領域：高度で実践的な理学療法学・作業療法学等に係るリハビリテーションの療法に関する分野で構成する。
保健医療学専攻	<p>人間の健康の保持・増進と疾病・障害予防等の高度な専門知識・技術を持ち、科学的・医学的な根拠に基づく健康運動を適切かつ安全に活用して、「一次予防」「QOLの向上」「健康増進」を実践できる高い専門性と総合性を備えた質の高い高度専門職（救急救命士、健康管理士等）を育成する。</p> <p>本専攻における教育研究は、次の2領域を主な分野として行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 救急医療学領域：救急医療、地域保健医療に関する分野で構成する。 2. 健康増進学領域：身体機能、健康運動に関する分野で構成する。

研究科・専攻	教育研究上の目的
教育学研究科	<p>教育学・保育学、教育心理学、教科教育学を基盤とする複合的な学術領域における次世代教育等の教育研究を行うことを基本理念とし、主に青年期までの人格形成の基盤を体系的に支援することのできる高度な専門的知識と能力を持つ保育者・教育者・研究者などの高度専門職業人を育成することを目的とする。</p>
教育学専攻	<p>教育学・保育学、教育心理学、教科教育学の領域を主要な研究分野として、「次世代教育」とりわけ青年期までの人格形成の基盤を体系的に支援することができる学術理論、研究能力、実践能力を備えた、保育や教育現場で指導的な役割を果たすことのできる高度専門職業人および教育方法学や教師教育学などの分野を専門領域とする教育学研究者を育成する。</p> <p>本専攻における教育研究は3領域を主要な分野として行うが、主として基幹科目で研究能力を、専門科目で実践能力を養成することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育学・保育学領域の基幹科目では教育方法学などに関する学術的な研究能力を修得し、専門科目では学級経営、スクールマネジメント、国際理解、幼児教育、保育等の実践能力を修得する。 2. 教育心理学領域の基幹科目では教育心理学などに関する学術的な研究能力を修得し、専門科目ではデータ解析の基礎、調査法・実験法、カウンセリングマインド等の実践能力を修得する。 3. 教科教育学領域の基幹科目では国語、算数・数学、社会、体育などの教科教育に関する学術的な研究能力を修得し、専門科目では障害児教育の実践的資質、地域との連携法やカリキュラム編成能力を修得する。

5. ディプロマ・ポリシー (D P), カリキュラム・ポリシー (C P)

ディプロマ・ポリシー (D P) :「修了認定・学位授与に関する基本的な方針」

カリキュラム・ポリシー (C P) :「教育の実施に関する基本的な方針」

【工学研究科】

機械工学専攻	I . 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。	
	博士前期課程	以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる高度な技術者の育成。 1. 数学・物理の基礎知識を有し、機械および機械システムを総合的に考え、設計・製作・評価・管理するための機械工学の専門知識を有している。 2. グローバルな視点から物事を考え、国際的な対応力を有する。 3. 先端技術を理解し、新技術に関して興味を持ち続ける。
	博士後期課程	
	以下の能力を備え、人々の福祉と幸福の向上に貢献できる最高度な技術者、研究者および教育者の育成。 1. 機械工学に関する高度の専門知識・技術を修得し、機械および機械システムを総合的に考え、設計・製作・評価・管理するための技術開発を可能にする能力を有している。 2. グローバルな視点から物事を考え、国際社会で活躍できる能力を有する。 3. 先端技術を理解し、機械工学の新たな技術を創造的に発展させることができる。	
	D . I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
	機械工学専攻の学習教育目標に基づき、達成度を以下の方針で総合的かつ客観的に評価した上で学位を授与する。	
	博士前期課程	学修要件を満たし、以下1～3の能力を有し、修士論文の審査に合格した者に修士の学位を授与する。 1. 数学・物理の基礎知識を有し、機械および機械システムを総合的に考えるための機械工学の専門知識を有する。 2. 機械工学における課題を発見し、グローバルな視点から物事を考える能力を有する。 3. 先端技術に関する知的好奇心を持ち、理解する能力を有する。
	博士後期課程	学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する博士論文の審査に合格するとともに、技術者、研究者および教育者として専門分野の発展に貢献できる能力を身に付けた者に、博士（工学）の学位を授与する。 1. 機械工学に関する高度の専門知識・技術を修得し、機械および機械システムを総合的に考え、技術開発を行うための能力を有する。 2. 機械工学の課題をグローバルな視点から考え、国際社会で活躍できる能力を有する。 3. 先端技術を理解し、機械工学の新しい技術を運用できるようになる。
	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
	機械工学専攻の学修教育目標並びにDPに基づき、機械工学の課題解決に貢献できる人材を育成するために、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。	
C . 学修教育目標とDPに基づき、以下をカリキュラムの方針とする。		
1. 機械工学の専門知識を得るため、設計工学、エネルギー工学、生産工学、精密工学の各分野の講義から所定の科目を修得する。 2. 特別研究A、Bにより、機械工学に関する課題を発見し、新しい技術の調査を行い、解決策を考え、実施する能力を身に付ける。さらに英語表現能力を身に付ける。 3. 修士論文の作成および発表を通じて、論理的思考能力および文章、口頭発表による表現能力を身に付ける。		

機械工学専攻	C P	博士後期課程
		<p>学修教育目標とDPに基づき、以下をカリキュラムの方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 機械工学特別研究において、高度な機械工学の研究テーマ設定により、高度な専門知識を身に付けるとともに、課題の発見とその課題解決を通じて、思考力ならびに実戦能力を身に付ける。 先端工学に関する高度な知識と利用技術を考える能力を身に付ける。
	I.	学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
		博士前期課程
		<p>以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる高度の技術者の育成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気電子工学に係わる高度な専門知識・技術を修得し、研究技術開発においてプロジェクトをリードできる実践力を身に付けています。 技術者倫理と幅広い総合的な視野・学識を有し、豊かで深い人間性を備えています。 問題の分析と課題の発見ができ、課題の解決方法を修得して解を見出すことができる。 先進技術を理解し、工学的技術とその基礎原理を維持発展させることができます。 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有しています。
		博士後期課程
		<p>以下の能力を備え、人々の福祉と幸福の向上に貢献できる最高度の技術者、研究者および教育者の育成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気電子工学に係わる最高度の専門知識・技術を修得し、新たな研究技術開発を可能にする実践力を身に付けています。 技術者倫理と幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性とリーダーシップを身に付けています。 最高度の問題分析・発見能力と問題解決能力を修得している。 先進理論・技術を身に付け、新たな工学的技術とその基礎原理を創造的に発展させることができます。 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、学術的・技術的な国際交流の発展に貢献できる。
電気電子工学専攻	D P	II.I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準
		<p>電気電子工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標の達成を全卒業生に保証するため、達成度を以下の方針で総合的かつ客観的に評価した上で学位を授与する。</p>
		博士前期課程
		<p>学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、電気電子工学に係わる専門的研究内容に基づく修士論文の審査に合格するとともに、以下1～3を身に付けた高度な技術者として、幅広い社会貢献ができる能力を有すると認められる者に修士（工学）の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気電子工学に係わる課題とその解決法を見出し、創造的な研究開発をおこなうことができる。 電気電子工学分野の専門的知識と技術を修得した研究者・技術者として学界・産業界に貢献できる。 豊かな人間性を身に付け、組織・集団における役割を自覚して社会貢献できる。
		博士後期課程
		<p>学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、電気電子工学に係わる最高度の専門的研究成果に基づく博士論文の審査に合格するとともに、以下1～3を身に付けた、最高度な技術者、研究者および教育者として専門分野の発展に貢献できる能力を有すると認められる者に、博士（工学）の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気電子工学に係わる学術的・技術的分野において自ら課題を見出し、その解決に最適な方法を用いて創造的な研究開発をおこなうことができる。 電気電子工学分野の最高度の知識と技術を修得した研究者・技術者として学界・産業界に貢献できる。 豊かな人間性を身に付け、組織・集団においてリーダーシップを發揮し、社会に貢献できる。
	C P	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
		<p>電気電子工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標並びにそれに関わるDPに鑑み、自律的な創造力、実戦能力の開発、論理的な思考法の修得、倫理的、自発的な行動力、社会的ニーズに対応する総合的な視野の涵養を図ると共に、学生の資質に応じた教育を実施するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。</p>

電気電子工学専攻	C	博士前期課程
	P	<p>電気電子工学に係わる以下1～3の基幹的領域と、4の複合的領域および研究遂行能力涵養に係わる科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気現象によるエネルギーの発生、電送、変換に係わる領域 2. 物質・材料・素子の電気的機能発現に係わる領域 3. 電気現象による情報の処理、伝送、記憶に係わる領域 4. ゼミ形式等による協同的・実践的学習と、研究活動に基づく修士論文の作成
建設工学専攻	D	博士後期課程
	P	<p>以下科目を設定し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ゼミ形式等による博士論文に関する学修・研究科目 2. 先端的な専門知識、技術、国際的な対応力、創造的実践力、ならびに複眼的な思考法を学修する科目
建設工学専攻	D	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
	P	<p>博士前期課程</p> <p>以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる高度の技術者の育成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工学（従前の土木工学・建築学分野。以下建設工学）に関する高度な専門知識・技術を修得し、研究技術開発においてプロジェクトをリードできる実践力を身に付けている。 2. 建設工学技術者としての倫理観と幅広い総合的な視野・学識を有し、豊かで深い人間性を備えている。 3. 建設工学に関する問題の分析と課題の発見ができ、課題の解決方法を修得して解を見出すことができる。 4. 建設工学に関する先進技術を理解し、工学的技術とその基礎原理を維持発展させること、あるいは、これらを設計・計画・デザインに生かすことができる。 5. 國際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有している。 <p>博士後期課程</p> <p>以下の能力を備え、人々の福祉と幸福の向上に貢献できる最高度の建設工学技術者、研究者および教育者の育成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工学に関する最高度の専門知識・技術を修得し、新たな研究技術開発を可能にする実践力を身に付けています。 2. 建設工学技術者としての倫理観と幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性とリーダーシップを身に付けています。 3. 建設工学に関する最高度の問題分析・発見能力と問題解決能力を修得しています。 4. 建設工学に関する先進理論・技術を身につけ、新たな工学的技術とその基礎原理を創造的に発展させること、あるいはこれらを設計・計画・デザインに生かすことができる。 5. 國際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、学術的・技術的な国際交流の発展に貢献できる。 <p>II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準</p> <p>建設工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標の達成を卒業生に保証するため、達成度を以下の方針で総合的かつ客観的に評価した上で学位を授与する。</p> <p>博士前期課程</p> <p>学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する修士論文あるいは修士設計の審査に合格するとともに、建設工学に関する高度な技術者として幅広い社会貢献ができる能力を身に付けた者に修士の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工学に関する研究および設計・計画・デザインの背景、目的が明確で意義を有する。 2. 建設工学に関する研究および設計・計画・デザインの内容や手法に一定の新規性と創意工夫があり、適切な取組みがなされている。 3. 建設工学に関する研究および設計・計画・デザインの成果は、社会に発信できる信頼性、有益性を有している。

建設工学専攻	D P	博士後期課程
		学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する博士論文の審査に合格するとともに、建設工学に関する最高度の技術者、研究者、教育者およびデザイナーとして建設工学分野の発展に貢献できる能力を身に付けた者に、博士（工学）の学位を授与する。
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工学に関する研究の背景、目的が明確で社会的な意義が大きい。 2. 建設工学に関する研究内容や手法に新規性、独創性、発展性があり、適切な取組みがなされている。 3. 建設工学に関する研究成果は、客観的評価を受けた学術的成果を含み、社会に発信し貢献できる優れた有益性を有している。
	C P	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
	工学研究科および建設工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標並びにそれに関わるDPに鑑み、自律的な創造力、実践能力の開発、論理的な思考法の修得、倫理的、自発的な行動力、社会的ニーズに対応する総合的な視野の涵養を図ると共に、学生の資質に応じた教育を実施するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。	
	博士前期課程	
応用化学生専攻	D P	以下科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 工学分野に共通する専門知識、技術および語学を学修する共通科目 2. 広い視野から複眼的な思考法を学修する広域科目 3. 建設工学専門分野の技術と基礎原理を学修する専攻科目 4. 上記科目から得た知見を設計・計画・デザインに生かすことを学修する実習科目 5. ゼミ形式等による修士論文に関わる学修・研究科目
		博士後期課程
		以下科目を設定し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。
		<ol style="list-style-type: none"> 1. ゼミ形式等による博士論文に関わる学修・研究科目 2. 建設工学に関する先端的な専門知識、技術、国際的な対応力、創造的実践力、ならびに複眼的な思考法を学修する科目
	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。	
応用化学生専攻	博士前期課程	
	以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる高度の技術者の育成。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 化学に係わる高度な専門知識・技術を修得し、研究技術開発においてプロジェクトをリードできる実践力を身に付けています。 2. 化学に係わる技術者の倫理と幅広い総合的な視野・学識を有し、豊かで深い人間性を備えています。 3. 化学に係わる問題の分析と課題の発見ができ、課題の解決方法を修得して解を見出すことができる。 4. 化学に係わる先進技術を理解し、工学的技術とその基礎原理を維持発展させることができます。 5. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有しています。 	
	博士後期課程	
	以下の能力を備え、人々の福祉と幸福の向上に貢献できる最高度の技術者、研究者および教育者の育成。	
応用化学生専攻	D P	<ol style="list-style-type: none"> 1. 化学に係わる最高度の専門知識・技術を修得し、新たな研究技術開発を可能にする実践力を身に付けています。 2. 化学に係わる技術者の倫理と幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性とリーダーシップを身に付けています。 3. 化学に係わる最高度の問題分析・発見能力と問題解決能力を修得している。 4. 化学に係わる先進理論・技術を身に付け、新たな工学的技術とその基礎原理を創造的に発展させることができます。 5. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、学術的・技術的な国際交流の発展に貢献できる。
	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
応用化学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標の達成を全卒業生に保証するため、達成度を以下の方針で総合的かつ客観的に評価した上で学位を授与する。		

応用化学専攻	D	博士前期課程
	P	<p>学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～4の内容を有する修士論文の審査に合格するとともに、高度な技術者として幅広い社会貢献ができる能力を身に付けた者に、修士の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 遭遇する課題に対して、化学の専門知識に基づいて理解し的確に対応できる。 遭遇する課題に対して、強い関心を持ち、意欲的に探究し解決できる。 遭遇する課題に対して、自然と人間社会の調和を考え、倫理感と責任感を持って対処し、正しい判断ができる。 遭遇する課題を解決するための論理的考察力・問題解決能力・プレゼンテーション能力などの総合的な研究能力を身に付けている。
	D	博士後期課程
	P	<p>学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～4の内容を有する博士論文の審査に合格するとともに、最高度な技術者、研究者および教育者として専門分野の発展に貢献できる能力を身に付けた者に、博士（工学）の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 遭遇する高度な課題に対して、化学の専門知識に基づいて理解し的確に対応できる。 遭遇する高度な課題に対して、強い関心を持ち、意欲的に探究し解決できる。 遭遇する高度な課題に対して、自然と人間社会の調和を考え、倫理感と責任感を持って対処し、正しい判断ができる。 遭遇する高度な課題を解決するための論理的考察力・問題解決能力・プレゼンテーション能力などの総合的な研究能力を身に付けている。
C P	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
	C	応用化学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標並びにそれに関わるDPに鑑み、自律的な創造力、実践能力の開発、論理的な思考法の修得、倫理的、自発的な行動力、社会的ニーズに対応する総合的な視野の涵養を図ると共に、学生の資質に応じた教育を実施するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。
	P	博士前期課程
	C	<p>以下科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 物理化学、機能材料、有機材料化学、有機合成化学および化学工学の各専門領域の知識および語学を学修する共通科目 上記の各専門領域における基礎から先端の研究活動を通して高度な学識・技術および創造力・判断力を身に付ける研究科目 研究課題の成果を修士論文にまとめる過程において、情報収集能力、論理的考察力および表現力を身に付ける研究科目
C P	博士後期課程	
	C	以下科目を設定し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。
	P	<ol style="list-style-type: none"> 自ら設定した研究課題に強い関心を持ち、意欲的に実践することによって情報収集力・持続的実行力・問題解決能力を身に付ける研究科目 自ら設定した研究課題の遂行過程で技術力・論理的考察力を、さら研究成果を学術論文および博士論文にまとめる総合的な研究能力を身に付ける研究科目

情報工学専攻 D P C P	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
	博士前期課程
	1. 専門領域の高度な学識・技術の修得 情報工学分野の情報通信、メディア情報、知能情報および計算工学の特定専門領域において、柔軟な思考力と創造力を養いながら、情報工学に関する高度な学識と技術を身に付けています。
	2. 高度な問題解決能力の修得 現代社会や産業界が抱えるさまざまな技術課題を、高度な情報技術を活用して、情報分野の中核技術者として解決するため、対象を観察分析し、英語力やコミュニケーション能力を活かして問題を定式化し解決できる高度な問題解決能力を身に付けています。
	3. 有用な情報技術を創出する能力の修得 情報工学分野の新しい学術的・技術的成果、特に、社会や産業に貢献できる有用な原理・方式。基盤技術・要素技術を創出する能力を身に付けています。
	4. 高度な学識・技術を継承する能力の修得 博士後期課程における最高度の研究への発展に繋げるよう、その前段階として、深く高度な学識・技術を継承する能力を身に付けています。
	博士後期課程
	1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得 情報工学分野の情報通信、メディア情報、知能情報および計算工学の特定専門領域において、最高レベルの技術者・研究者を目指して、情報工学に関する最高度の学識と技術を身に付けています。
	2. 最高度の問題解決能力の修得 現代社会や産業界が抱えるさまざまな技術課題を、最高度の情報技術を活用して、情報分野のリーダーとして解決するため、世界に通用する最高度の問題解決能力を身に付けています。
	3. 有用な情報技術を創出する能力の修得 情報工学分野の新しい学術的・技術的成果、特に、新しい価値を持ち、社会や産業に国際レベルで貢献できる原理・方式。基盤技術・要素技術を創出する能力を身に付けています。
	4. 最高度の研究能力の修得 情報工学分野の特定専門領域において、最高度の学識・技術を修得する過程で、普遍的で最高度の研究を遂行し、国際的に認められ、その学問領域の後継者としてふさわしい能力を身に付けています。
II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
情報工学専攻の教育研究上の目的とそれに基づく学修教育目標の達成度について総合的かつ客観的に評価し、以下の方針に従って学位を授与する。	
博士前期課程	
高度情報技術者としての以下の基本要件を総合的に満たし、情報工学専攻分野の一定の新規性と創意工夫を有する研究を通して修士論文を提出し、審査に合格するとともに、幅広い社会貢献ができる能力を有する者に、修士（工学）の学位を授与する。	
1. 専門領域の高度な学識・技術の修得 2. 高度な問題解決能力の修得 3. 有用な情報技術を創出する能力の修得 4. 高度な学識・技術を継承する能力の修得	
博士後期課程	
高度情報技術者としての以下の基本要件を総合的に満たし、情報工学専攻分野において新規性、独創性、発展性を有する研究を通して博士論文を提出し、外部審査を含めた審査に合格するとともに、幅広い社会貢献ができる能力を有する者に、博士（工学）の学位を授与する。	
1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得 2. 最高度の問題解決能力の修得 3. 有用な情報技術を創出する能力の修得 4. 最高度の研究能力の修得	
学修教育目標およびDPのことで必要な教育カリキュラムの基本	
情報工学専攻の教育研究上の目的とそれに基づく学修教育目標の達成度について総合的かつ客観的に評価し、以下の方針に従って学位を授与する。	

情報工学専攻 C P	博士前期課程
	<p>高度情報技術者としての学修・教育目標を総合的に満たすための専攻専門科目、ゼミ形式での特別研究、情報工学専攻分野の研究を通して修士論文を作成するためのカリキュラムからなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報通信、メディア情報、知能情報および計算工学の特定専門領域における専門科目 2. 数理能力の向上、より広い分野の知識・考え方獲得のための工学研究科共通科目 3. 英語力やコミュニケーション力向上のための特別講義、実習科目 4. 高度な学識・技術を継承する能力のための特別研究、専門科目
創造エネルギー理工学専攻 D P	博士後期課程
	<p>高度情報技術者としての学修・教育目標を総合的に満たし、情報工学専攻分野において新規性、独創性、発展性を有する研究を通してゼミ形式による学修・研究科目の設定をはじめ、博士論文を作成、提出するためのカリキュラムからなる。以下の学修・教育目標の観点から、情報工学特別研究のほか、工学研究科共通科目として先端工学特論を設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得 2. 最高度の問題解決能力の修得 3. 有用な情報技術を創出する能力の修得 4. 最高度の研究能力の修得
創造エネルギー理工学専攻 D P	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
	<p>博士前期課程</p> <p>以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる高度の技術者の育成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創造エネルギー理工学（エネルギー科学と、関連する空間情報科学）に係わる高度な専門知識・技術を修得し、研究技術開発においてプロジェクトをリードできる実践力を身に付けている。 2. 技術者倫理と幅広い総合的な視野・学識を有し、豊かで深い人間性を備えている。 3. 問題の分析と課題の発見ができ、課題の解決方法の修得を通じて、問題の解を見出す能力を身に付けている。 4. 先進技術を理解し、工業的技術とその基礎原理を維持発展させることができる。 5. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有している。 <p>博士後期課程</p> <p>以下の能力を備え、人々の福祉と幸福の向上に貢献できる最高度の技術者、研究者および教育者の育成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創造エネルギー理工学に係わる最高度の専門知識・技術を修得し、新たな研究技術開発を可能にする実践力を身に付けている。 2. 技術者倫理と幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性とリーダーシップを身に付けている。 3. 最高度の問題分析・発見能力と問題解決能力を修得している。 4. 先進理論・技術を身に付け、新たな工学的技術とその基礎原理を創造的に発展させることができる。 5. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、学術的・技術的な国際交流の発展に貢献できる。
II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
創造エネルギー理工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標の達成度を総合的かつ客観的に評価し、以下の方針に従って学位を授与する。	
創造エネルギー理工学専攻 D P	博士前期課程
	<p>学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する修士論文の審査に合格するとともに、高度な技術者として幅広い社会貢献ができる能力を身に付けた者に修士の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本専攻の学術領域における高度な知識・技術と関連する学際的な領域の幅広い知識・技術の修得 2. 課題の発見と解決に対する計画立案・実施・結果評価ができ、更なる改善に結びつける能力の修得 3. 多方面の専門家などと協力し、研究成果を社会に発信する事ができるコミュニケーション能力の修得

創造エネルギー理工学専攻	D P	博士後期課程
		学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、創造エネルギー理工学に係わる最高度の専門的研究成果に基づく博士論文の審査に合格するとともに、以下1～3を身に付けた最高度な技術者、研究者および教育者として専門分野の発展に貢献できる能力を有すると認められる者に、博士（工学）の学位を授与する。
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 創造エネルギー理工学に係わる学術的・技術的分野において自ら課題を見出し、その解決に最適な方法を用いて創造的な研究開発を行うことができる。 2. 創造エネルギー理工学分野の最高度の知識と技術を修得した研究者・技術者として学界・産業界に貢献できる。 3. 豊かな人間性を身に付け、組織・集団においてリーダーシップを發揮し、社会に貢献できる。
	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
	創造エネルギー理工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標ならびにそれに関わるDPに鑑み、自律的な創造力、実践能力の開発、論理的な思考法の修得、倫理的、自発的な行動力、社会的ニーズに対応する総合的な視野の涵養を図ると共に、学生の資質に応じた教育を実施するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。	
	博士前期課程	
	C P	以下科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 本専攻のベースとなる基礎科目と空間情報科学系およびエネルギー科学系の専門科目 2. 広い分野の知識・考え方獲得のための工学研究科共通科目 3. ゼミ形式等による修士論文に関わる学修・研究科目
		博士後期課程
	以下科目を設定し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. ゼミ形式等による博士論文に関わる学修・研究科目 2. 先端的な専門知識、技術、国際的な対応力、創造的実践力、ならびに複眼的な思考法を学修する科目 	
ロボット理工学専攻	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。	
	博士前期課程	
	以下の能力を備え、地域社会、国際社会で幅広く、柔軟に活躍できる人間の育成。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. ロボット理工学に係わる高度な専門知識・技術を修得し、ロボットおよびロボットシステムを総合的に捉え、設計・製作・管理するための知識を有している。 2. 技術者倫理と幅広い学識を有し、総合的な視点から物事を考えることができ、豊かな人間性を備えている。 3. 社会が抱える様々な課題を捉え、身につけた知識や方法を適用して解決に導く高度な問題解決能力を身につけている。 4. 先端的な技術や方法論を理解し、ロボット理工学とその基礎を発展させることができる。 5. 国際化・グローバル化に対応した英語力、プレゼンテーション力を有し、国際的に活躍できる能力を備えている。 	
	博士後期課程	
	以下の能力を備え、地域社会、国際社会で幅広く、柔軟に活躍できる人間の育成。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. ロボット理工学に係わる最高度の専門知識・技術を修得し、ロボットおよびロボットシステムを総合的に捉え、それらを設計・製作・管理するための最高度の知識と創造する能力を有している。 2. 技術者倫理と幅広い学識を有し、国内外の科学技術動向に基づいた俯瞰的視点から物事を考えることができ、豊かな人間力を備えている。 3. 國際・国内・地域社会が抱える様々な課題を多面的に捉え、身につけた知識や技術、方法論を適用して解決に導く最高度な問題解決能力を身につけている。 4. 最先端技術や方法論を実践できるレベルで理解し、ロボット理工学とその基礎を発展させることができる。 5. グローバル化に対応した英語力、プレゼンテーション力、総合的コミュニケーション力を有し、国際的に活躍できる能力を備えている。 	
	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
	ロボット理工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標の達成度を総合的かつ客観的に評価し、以下の方針にしたがって学位を授与する。	

ロボット理工学専攻	D	博士前期課程
	P	博士後期課程
	C	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
	P	学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下の内容を有する修士論文の審査に合格するとともに、幅広い社会貢献ができる能力を身につけた者に修士（工学）の学位を授与する。 1. 本専攻の学術領域における学識・技術と関連する学際的な領域の幅広い知識・技術の修得 2. ロボット理工学に係わる課題を捉え、それを解決する能力の修得 3. 多分野の専門家と協力して課題を解決に導き、その研究成果を国内外に発信することができるコミュニケーション能力の修得
	D	博士前期課程
	P	学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下の内容を有する博士論文の審査に合格するとともに、幅広い社会貢献ができる能力を身につけた者に博士（工学）の学位を授与する。 1. 本専攻の学術領域における学識・技術と関連する学際的な領域の最高度の知識・技術の修得 2. ロボット理工学に係わる課題を捉え、それを解決する最高度の能力の修得 3. 多分野の専門家と協力して課題を解決に導き、その研究成果を国内外に発信するための高度なコミュニケーション能力の修得
	C	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
	P	ロボット理工学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標ならびにそれに関わるDPに鑑み、創造力、実践力、論理的な思考法、倫理的・自発的な行動力、社会のニーズに対応する総合的視野の涵養を図るために、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。
	D	博士前期課程
	P	以下科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。 1. 本専攻のベースとなる基礎科目とモーションロボティクス、コンピュータロボティクス、システムロボティクスのそれぞれの分野の専門科目 2. 英語によるコミュニケーション力、プレゼンテーション力の向上を図る実践英語と幅広い視野を獲得するための工学研究科共通科目 3. 論理的思考力、表現力、課題解決力の向上のためのゼミやプロジェクト研究科目
	C	博士後期課程
	P	ロボット共存社会を支える技術者・科学者としての学修教育目標を総合的に満たし、ロボット理工学専攻分野において新規性、独立性、発展性、創造性を有する研究を通してゼミ形式による学修・研究科目の設定をはじめ、博士論文を作成、提出するためのカリキュラムからなる。以下の学修教育目標の観点から、ロボット理工学特別研究を設定している。 1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得 2. 最高度の問題解決能力の修得 3. 有用なロボット技術を創出する能力の修得 4. 最高度の研究能力の修得

【経営情報学研究科】

経営情報学専攻	I.	学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
	D	博士前期課程
	P	以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる専門職業人の育成。 1. 経営学・会計学・情報科学に関する学識・技術を身に付けている。 2. 幅広い総合的な視野・学識を有し、豊かで深い人間性を備えている。 3. 高度な実践能力を有し、企業や組織においてリーダーシップをとることができる。
	D	博士後期課程
	P	以下の能力を備え、人々の福祉と幸福の向上に貢献できる教育者、研究者となる人間を育成する。 1. 幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性とリーダーシップを身に付けている。 2. 最高度の専門知識・技術を修得し、新たな研究開発を可能にする実践力を身に付けている。 3. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、学術的・技術的な国際交流の発展に貢献できる。
	C	
	P	
	C	
	P	
	C	

経営情報学専攻	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
	博士前期課程	
	学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する修士論文の審査に合格するとともに、高度な実践家として幅広い社会貢献ができる能力を身に付けた者に修士の学位を授与する。	
	1. 研究の背景、目的が明確で有意義である。 2. 研究の内容や手法に一定の新規性と創意工夫があり、適切な取組みがなされている。 3. 研究の成果は、社会に発信できる信頼性、有益性を有している。	
	D 博士後期課程	
	P 学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～4の内容を有する博士論文の審査に合格するとともに、最高度な研究者および教育者として専門分野の発展に貢献できる能力を身に付けた者に、博士（経営情報学）の学位を授与する。	
	1. 研究の背景、目的が明確で社会的な意義が大きい。 2. 研究内容や手法に新規性、独創性、発展性があり、研究方法や表現において適切な取組みがなされている。 3. 論証が妥当であり、文献調査が的確になされている。 4. 研究成果は、客観的評価を受けた学術的成果を含み、社会に発信し貢献できる優れた有益性を有している。	
	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
	博士前期課程	
	以下科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。	
経営学専攻	1. 経営情報学分野に共通する専門知識と技術を学修する基礎科目 2. 情報技術を中心に学ぶ、インフォメーション科目 3. 会計関連を学修する、アカウンティング科目 4. ビジネスに関する基本原理を学修する、ビジネス・マネジメント科目 5. ゼミ形式等による修士論文に関わる学修・研究科目	
	博士後期課程	
	以下科目を設定し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。	
	1. ゼミ形式等による博士論文に関わる学修・研究科目 2. 先端的な専門知識、技術、国際的な対応力、創造的実践力、ならびに複眼的な思考法を学修する科目	
	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。	
	人材像としては以下の3つのタイプのリーダーとなる人間である。	
	1. 技術をベースとしたベンチャー企業を創設し発展に導くリーダー。 2. 技術をベースとした社内ベンチャーを興し発展に導くリーダー。 3. 技術を活用して企業または企業活動の仕組みを革新するリーダー。	
	D II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
	P 学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する修士論文の審査に合格するとともに、高度な実践家として幅広い社会貢献ができる能力を身に付けた者に、修士の学位を授与する。修士論文研究で取り上げるテーマは、経営に寄与しうる分野を扱いビジネスへの適用や貢献を目指していることや、産業技術やIT等を活用し何らかの革新を目指すものであることが望ましい。	
	1. 議論の根拠とするデータ・情報が一定の妥当性を備えていること。 2. 結論に至る過程が論理的であり説得性や主張があること。 3. 経営学専攻における修士論文研究にふさわしい研究テーマと結論であること。	
経営学専攻	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
	以下科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。	
	C 1. 経営学専攻に共通する専門知識学修する基礎科目 2. 広い視野から複眼的な思考法を学修する経営発展科目 3. 新規事業に関する視野を広げる、ベンチャーマネジメント科目 4. 最新の産業技術を理解する助けとなる、技術マネジメント科目 5. ゼミ形式等による修士論文に関わる学修・研究科目	

【国際人間学研究科】

国 際 関 係 学 専 攻	D P	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
		博士前期課程
		1. 政治、経済、社会、文化などに関わる知識をもとに、国際協力、社会開発、平和構築、地球環境など現代的諸課題に対し幅広い視野から取り組むことができる。 2. 人類文化・社会の多様性や個別民族・国家の社会文化的特性に対して深い造詣をもち、現象の普遍性・特殊性に配慮しながら国際的に幅広く活躍できる。
		博士後期課程
		1. グローバル社会における政治・経済の実態と課題を十分に把握し、理論と実践の両面から問題解決に向けてアプローチできる。 2. グローバル世界における社会的・文化的課題をよく理解し、途上国を含む人間社会の開発に対して理論的、実践的に取り組むことができる。 3. 人文科学系、社会科学系双方の観点に立脚し、隣接諸科学の研究成果も吸収しながら「国際人間学」の学問的 地平を切り開くことができる。
		P II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準
		博士前期課程
		博士前期課程において作成された修士論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。 1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに適したデータ・資料が取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料をもとに分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的貢献度が高いと認められる。
		博士後期課程
		博士後期課程において作成された学位論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。 1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに即したデータ・資料が適切に取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料に対して専門的検討が加えられ、分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的観点から見て貢献度が特に高いと認められる。
言 語 学 専 攻	D P	学修教育目標およびDPのことで必要な教育カリキュラムの基本
		国際人間学研究科国際関係学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標ならびにそれに関わるディプロマポリシーに鑑み、国際関係に関する種々の課題を理論と実際の両面から修得し、また応用できる能力を養うため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。
		博士前期課程
		以下科目を体系的に配置し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。 1. 研究方法、臨地研究など専攻全体に関わる共通科目 2. 国際政治、国際経済、国際社会、国際文化に関わる専門科目 3. 研究指導、課題指導を中心とした特別研究科目 4. 日本語論文の書き方を中心とする研究科共通科目
		博士後期課程
		以下科目を専門分野別に設定し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。 1. 国際政治経済の分野に関する専門研究演習科目 2. 国際社会文化の分野に関する専門研究演習科目 3. 比較文明論の分野に関する専門研究演習科目
		I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
		博士前期課程
		1. ジャーナリズム、英語圏言語文化、日本語日本文化の学問的領域で独創的研究を成し遂げ、学術的に貢献できる。 2. 日本語、日本文学、日本文化の知識・理論を修得し、教育・学芸などの分野で活躍できる。

言語学専攻	D	博士後期課程
		1. ジャーナリズム、英語圏言語文化、日本語日本文化の学問的領域で独創的研究を成し遂げ、学術的に貢献できる。
		2. ジャーナリズム、英語圏言語文化、日本語日本文化の領域で修得した専門的能力を活かし、地域社会や国際的舞台で指導力が発揮できる。
	P	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準
		博士前期課程
	D	博士前期課程において作成された修士論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。
	P	1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに適したデータ・資料が取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料をもとに分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的貢献度が高いと認められる。
	C	博士後期課程
		博士後期課程において作成された学位論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。
		1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに即したデータ・資料が適切に取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料に対して専門的検討が加えられ、分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的観点から見て貢献度が特に高いと認められる。
	P	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
		国際人間学研究科言語文化専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標ならびにそれに関わるディプロマポリシーに鑑み、言語文化に関わる種々の課題を理論と実際の両面から修得し、また応用できる能力を養うため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。
		博士前期課程
		以下科目を体系的に配置し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。
		1. ジャーナリズムコースを構成する研究基礎、プロジェクト、特別研究の各専門科目 2. 英語圏言語文化コースを構成する応用言語、英語教育法、英語学、英米文学、英語圏言語文化の各専門科目 3. 日本語日本文化コースを構成する日本語学、日本語教育学、古典文学、近代文学、日本文化、伝承文芸、日本芸能、国語教育、特別研究の各専門科目 4. 日本語論文の書き方を中心とする研究科共通科目
		博士後期課程
		以下科目を専門分野別に設定し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。
		1. メディア・コミュニケーション専門研究科目 2. 英語圏言語文化専門研究科目 3. 日本言語文化専門研究科目
		I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
		博士前期課程
心理学専攻	D	1. 教育心理学、認知心理学、社会心理学、発達心理学、臨床心理学、障害児心理学などの分野で社会的に貢献できる。 2. 学校心理学を専門とし、専門的知識をもとに教育現場で幅広く貢献できる。
	P	博士後期課程
		1. 心理学領域に関する専門知識をもとに研究を深め、当該領域の学問的発展に貢献できる。 2. 仮説演繹能力と最新の手法にもとづく分析能力で新たな研究分野を切り開いていく。 3. 現代社会で人間が直面する種々の心理学的課題に専門的立場から取り組み、社会的に貢献できる。

	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準			
	博士前期課程			
D P	<p>博士前期課程において作成された修士論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに適したデータ・資料が取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料をもとに分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的貢献度が高いと認められる。 			
	博士後期課程			
C P	<p>博士後期課程において作成された学位論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに即したデータ・資料が適切に取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料に対して専門的検討が加えられ、分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的観点から見て貢献度が特に高いと認められる。 			
学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本				
国際人間学研究科心理学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標ならびにそれに関わるディプロマポリシーに鑑み、心理学に関わる種々の課題を理論と実践の両面から思考し、また応用できる能力を養うため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。				
	博士前期課程			
C P	<p>以下科目を体系的に配置し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心理学研究法、知覚心理学、健康心理学など一般心理学専門科目 2. 教育心理学、認知心理学、社会心理学、発達心理学、臨床心理学など学校心理学専門科目 3. 研究指導、課題指導の特別研究科目 4. 日本語論文の書き方を中心とする研究科共通科目 			
	博士後期課程			
	<p>以下科目を専門分野別に設定し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育心理学専門研究科目 2. 認知心理学専門研究科目 3. 学習心理学専門研究科目 4. 臨床心理学専門研究科目 			
	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。			
	博士前期課程			
D P	<ol style="list-style-type: none"> 1. 世界的スケールで展開してきた歴史的事象や日本国内において歴史的に繰り広げられてきた種々の現象に対して造詣が深く、社会や教育の場で知識を生かすことができる。 2. 様々な地域的スケールで生じている社会、経済、文化的現象を空間的に理解・解釈できる能力を備え、その能力を社会や教育の場で生かすことができる。 			
	博士後期課程			
D P	<ol style="list-style-type: none"> 1. 世界的スケールで展開してきた歴史的事象や日本国内において歴史的に繰り広げられてきた種々の現象を深く究明し、その研究成果を社会や教育の場で生かすことができる。 2. 様々な地域的スケールで生じている社会、経済、文化的現象を空間的方法によって追究し、その研究成果を社会や教育の場で生かすことができる。 			
	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準			
	博士前期課程			
	<p>博士前期課程において作成された修士論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに適したデータ・資料が取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料をもとに分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的貢献度が高いと認められる。 			

歴史学・地理学専攻	博士後期課程	
	D	博士後期課程において作成された学位論文が、以下1～3の内容基準に照らし合わせて十分条件を満足していること。
	P	<ol style="list-style-type: none"> 1. テーマ（問題）設定に論理的妥当性があり、テーマに即したデータ・資料が適切に取り扱われている。 2. 信頼できるデータ・資料に対して専門的検討が加えられ、分析・解釈が妥当性をもって行われている。 3. 導き出された結論にオリジナリティがあり、学術的観点から見て貢献度が特に高いと認められる。
	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
	国際人間学研究科歴史学・地理学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標ならびにそれに関わるディプロマポリシーに鑑み、歴史学・地理学に関わる種々の課題を理論と実際の両面から思考し、また応用できる能力を養うため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。	
	博士前期課程	
	C	以下科目を体系的に配置し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。
	P	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史学コースを構成する日本の各時代史、世界の各地域史、社会経済、思想、文化、技術、美術の各歴史学科目、および歴史学研究 2. 地理学コースを構成する経済、産業、歴史、文化、都市、地理情報、都市政策、自然の各地理学科目、および地誌学、地理学研究 3. 研究指導を中心とした特別研究科目 4. 日本語論文の書き方を中心とする研究科共通科目
	博士後期課程	
	以下科目を専門分野別に設定し、学修教育目標とディプロマポリシーの総合的な達成を図るカリキュラムとする。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史学の諸分野に関する専門研究演習科目 2. 地理学の諸分野に関する専門研究演習科目 	

【応用生物学研究科】

応用生物学専攻	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。	
	博士前期課程	
	以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる高度の技術者の育成。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高度な専門知識・技術を修得し、研究技術開発においてプロジェクトをリードできる実践力を身に付けている。 2. 技術者倫理と幅広い総合的な視野・学識を有し、豊かで深い人間性を備えている。 3. 問題の分析と課題の発見ができ、課題の解決方法を修得して解を見出すことができる。 4. 先進技術を理解し、応用生物学的技術とその基礎原理を維持発展させることができる。 5. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有している。 	
	博士後期課程	
	以下の能力を備え、人々の福祉と幸福の向上に貢献できる最高度の技術者、研究者および教育者の育成。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最高度の専門知識・技術を修得し、新たな研究技術開発を可能にする実践力を身に付けている。 2. 技術者倫理と幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性とリーダーシップを身に付けている。 3. 最高度の問題分析・発見能力と問題解決能力を修得している。 4. 先進理論・技術を身に付け、新たな応用生物学的技術とその基礎原理を創造的に発展させることができる。 5. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、学術的・技術的な国際交流の発展に貢献できる。 	
	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
	応用生物学研究科の教育研究上の目的に基づく学修教育目標の達成を全卒業生に保証するため、達成度を以下の方針で総合的かつ客観的に評価した上で学位を授与する。	

応用生物学専攻	D P	博士前期課程
		学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する修士論文の審査に合格するとともに、高度な技術者として幅広い社会貢献ができる能力を身に付けた者に、修士（応用生物学）の学位を授与する。 1. 研究の背景、目的が明確で有意義である。 2. 研究の内容や手法に一定の新規性と創意工夫があり、適切な取組みがなされている。 3. 研究の成果は、社会に発信できる信頼性、有益性を有している。
		博士後期課程
	C P	学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1～3の内容を有する博士論文の審査に合格するとともに、最高度な技術者、研究者および教育者として専門分野の発展に貢献できる能力を身に付けた者に、博士（応用生物学）の学位を授与する。 1. 研究の背景、目的が明確で社会的な意義が大きい。 2. 研究内容や手法に新規性、独創性、発展性があり、適切な取組みがなされている。 3. 研究成果は、客観的評価を受けた学術的成果を含み、社会に発信し貢献できる優れた有益性を有している。
		学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
		応用生物学研究科の教育研究上の目的に基づく学修教育目標並びにそれに関わるDPに鑑み、自律的な創造力、実践能力の開発、論理的な思考法の修得、倫理的、自発的な行動力、社会的ニーズに対応する総合的な視野の涵養を図ると共に、学生の資質に応じた教育を実施するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成する。
	C P	博士前期課程
		以下科目をバランス良く配置し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。 1. 応用生物学分野に共通する専門知識、技術および語学を学修する共通科目 2. 広い視野から複眼的な思考方法を学修する広域科目 3. 専門分野の技術と基礎原理を学修する専攻科目 4. ゼミ形式等による修士論文に関わる学修・研究科目
		博士後期課程
	D P	以下科目を設定し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとする。 1. ゼミ形式等による博士論文に関わる学修・研究科目 2. 先端的な専門知識、技術、国際的な対応力、創造的実践力、ならびに複眼的な思考法を学修する科目

【生命健康科学研究科】

生命医学専攻	D P	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。
		博士前期課程
		地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる高度の技術者や研究者を養成する。
	C P	a. 基盤病態医科学領域
		1. 現代病の発症原因と病態を分子レベルで理解し、その予防および診断・治療の重要性を理解できる。 2. 現代病の予防・診断・治療のための新規薬物や先端バイオ技術などの新しい開発法や独創的な活用方法を考え出すことができる。 3. 現代日本人の疾病予防における諸問題に対して分子・細胞・個体レベルで解明し、先端バイオ技術を駆使して立ち向かう意欲をもつ。 4. 新規疾病予防法の開発を通して国民の健康向上の取り組みに積極的に参加する。 5. 最先端の基盤病態医科学の知識・技術を身に付け、健康予防の重要性を医療従事者だけでなく広く国民に的確に伝えることができる。

生命 医 科 学 専 攻 D P	b. 環境予防医学領域
	1. 現代病の発症・悪化に関する激動する生活環境因子の重要性を科学的側面から把握する。
	2. 現代病の予防を実現するための健康環境の保全を含めた健康管理の包括の方策を如何に推進するかを適切に判断できる。
	3. 最先端のバイオ技術を習得し、新規の環境因子制御法を開発する能力を備えあるいは開発した方法を特定の医療技術などに組み入れて効果的に活用する意欲をもつ。
	4. 21世紀の激動する生活環境に常に興味をもち、国民の健康予防に対する様々な取り組みに積極的に参加する。
	5. 医師・看護師を含む医療従事者と連携して、環境保全を含めた総合的な予防を推進する高次の健康管理の実践者としての能力を身に付ける。
	c. 生命医用技術学領域
	1. 現代病の予防・診断・治療における医用工学技術の基礎を理解できる。
	2. 先端医用工学技術を応用して、現代医学に要求される新しい資材・機器を開発できる。
	3. 広く医学・工学に興味を持ち、新たな医療技術を開発し、新規の医工融合分野を切り開く意欲を持つ。
	4. 最先端の医用工学の知識と技術を身に付け国民の健康予防に対する取り組みに積極的に参加する。
	5. 開発した資材・機器を医療に効果的に活用する新規の医療技術の開発者として実践することができる。
博士後期課程	
以下の能力を備え、地域社会はもとより国際社会で幅広く柔軟に活躍できる最高度の技術者、医療者、研究者および教育者の育成。	
1. 最高度の専門知識・技術 生命医科学、リハビリテーション学、保健医療学、看護学の各専門領域において、柔軟な思考力と創造力を養いながら、専門領域に関する高度な学識と技術を身に付けている。	
2. 最高度な問題分析、解決能力 現代病の予防・診断・治療における諸問題に対して、科学的根拠を基に解決出来る高度な問題解決能力を身に付けている。	
3. 有用な生命医科学的技術を創造的に発展させる能力 各専門領域において、新たな医療技術を創出し、異なった領域、分野間の融合分野を新規に切り拓く意欲を持つ。	
4. 生命倫理と幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性とリーダーシップ 各専門領域における学術的見識を有するとともに、生命倫理に高い見識を有し生命の尊重を基本とする豊かな人間性を備え、組織の中でリーダーシップを取ることができる。	
5. 国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、学術的・技術的な国際交流の発展に貢献できる能力 各専門領域において進展する国際化・グローバル化に対応したコミュニケーション能力を有し、国際的な学術交流、技術交流の舞台で活躍できる。	
II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
博士前期課程	
修士課程修了までに30単位以上を取得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。この単位取得により、生命医科学についての理解とその応用への取り組みが可能となる。	
「修士論文」の学術内容は、次の4項目の内容を有する必要がある。	
1. 研究の背景、目的と意義が明確であり有意義である。 2. 研究に新規性が認められ、解析方法が適切である。 3. 研究手法に創意工夫が認められる。 4. 研究成果が有意義であり、社会的貢献度が高い。	
口頭試問では、学識評価、コミュニケーションおよび人物評価を行う。	
以上のことにより、高度専門技術者あるいは研究者としての基盤が形成されるとともに優れた人間性を有することが認められる。	

	博士後期課程
D	学修教育目標を総合的に達成する学修要件を満たし、以下1.～4.の内容を有する博士論文の審査に合格するとともに、生命医科学に係わる技術者、研究者および教育者として専門分野の発展に貢献できる能力を有すると認められる者に、博士（生命医科学）の学位を授与する。
P	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究の背景、目的が明確であり社会的な意義が大きい。 2. 研究内容に新規性、独創性、発展性が認められ、適切な解析方法で取り組まれている。 3. 研究手法に創意工夫が認められる。 4. 研究成果が客観的評価を受けた学術的成果を含み、有意義で社会的貢献度が高い。
	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
生 命 医 科 学 專 攻	生命健康科学研究科および各専攻の教育研究目的と目標とを達成できるよう教育課程が構築されている。その特徴は、研究科共通科目を充実し、「予防を基軸とする医科学科目」、「生命・研究倫理にかかる科目」および「生命健康科学研究法」を重点に教育し、幅広い教養と高い専門性を修得することを目指している。
	博士前期課程
C	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本専攻は3つの領域、基盤病態医科学領域、環境予防医科学領域と生命医用技術学領域、によって構成されており、教育内容も各領域共通科目と領域専門科目から成り立っている。 2. 共通科目としては多彩な特論と特別講義と生命医科学に必須の実験科目を開講し、専門科目としては特別研究と演習を開講し、本研究科の専門領域について理解を深める。 3. 院生は指導教授、副指導教授を選択し、指導教授は副指導教授と連携しつつ研究および、修士論文の作成を指導する。
P	博士後期課程
	以下科目を設定し、学修教育目標とDPの総合的な達成を図るカリキュラムとしている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. ゼミ形式等による博士論文に関する学修・研究科目として生命医科学特別研究および先端生命医科学演習を設定している。 2. 専門知識、技術、国際的な対応力、創造的実践力、ならびに複眼的な思考法を学修する科目として先端生命医科学特論および現代病予防医科学特論を開講している。これらの特論と1.の特別研究および演習により本研究科の専門領域について理解を深める。 3. 院生は指導教授、副指導教授を選択し、指導教授は副指導教授と連携しつつ研究および、博士論文の作成を指導している。
	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。 先端医療や地域医療で幅広く柔軟に活躍できる高度な技術者を養成する。
	a. 総合看護学領域
D	<ol style="list-style-type: none"> 1. 看護管理学、看護教育学の発展に寄与する研究的な取り組みに必要な知識を習得し、看護組織の活性化と育成、看護の質向上等に関する支援の重要性を理解できる。 2. 看護部組織の活性化と看護の質向上の在り方や方向性について科学的根拠を基に論理的な思考ができる。 3. 看護管理学および看護教育学の今日的な課題に関心を持ち、看護部組織の活性化と看護の質向上に、意欲的な姿勢や態度を示すことができる。 4. 看護部および教育組織などを発展させ、看護実践の能力を高めるための育成、組織の活性化等に関する技能を修得し現場でリーダーシップを発揮できる表現力を身に付ける。
P	b. 生活支援看護学領域
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域に生活する人々に対する健康支援の必要性を理解し、さらに、在宅療養者・認知高齢者・精神疾患等を持つ人々への支援、およびその家族への支援について理解できる。 2. 地域における健康課題や、在宅療養者・認知高齢者・精神障害者および彼らの家族における健康ニーズを明確にし、その対応策の在り方や方向性について科学的根拠を基に適切に考えることができる。 3. 地域ケアシステム、健康づくり活動、保健活動の評価、在宅療養者・認知高齢者・精神障害者等の抱える諸問題の解明と解決策について意欲的な関心を示す。 4. 地域の健康課題、在宅療養者・認知高齢者・精神障害者等に対する支援を行うための技術を修得する。

	<p>c. 発達看護学領域</p> <ol style="list-style-type: none"> 慢性疾患を持つ小児と家族への支援、ならびに女性のリプロダクティブ・ヘルスケアに関する支援の重要性を理解できる。 慢性疾患をもつ小児と家族の健康ニーズと支援の在り方、女性のリプロダクティブ・ヘルスに対する支援の在り方や方向性について科学的根拠を基に適切に考えることができる。 慢性疾患を持つ小児と家族のQOLの向上、女性のリプロダクティブ・ヘルスケアに関する課題と解決策について、意欲的な関心を示す。 慢性疾患をもつ小児と家族ならびに女性のリプロダクティブ・ヘルスに対して、援助ニーズを判断するうえで必要なアセスメント技術、支援を行うための技術を修得する。
D P 看 護 学 専 攻	<p>II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準</p> <p>修士課程修了までに30単位以上を取得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。この単位取得により、生命医科学や看護学分野についての理解とその応用への取り組みが可能となる。</p> <p>「修士論文」の学術内容は、次の項目の内容を有する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 研究の背景、目的と意義が明確であり有意義である。 研究に新規性が認められ、解析方法が適切である。 研究手法に創意工夫が認められる。 研究成果が有意義であり、社会的貢献度が高い。 <p>口頭試問では、学識評価、コミュニケーションおよび人物評価を行う。</p> <p>以上のことにより、高度専門技術者あるいは研究者としての基盤が形成されるとともに優れた人間性を有することが認められる。</p>
C P	<p>学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本</p> <p>生命健康科学研究科および各専攻の教育研究目的と目標とを達成できるよう教育課程が構築されている。その特徴は、研究科共通科目を充実し、「予防を基軸とする医科学科目」、「生命・研究倫理にかかわる科目」および「生命健康科学研究法」を重点的に教育し、幅広い教養と高い専門性を修得することを目指している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本専攻は3つの領域、総合看護学領域、生活支援看護学領域と発達看護学領域、によって構成されており、教育内容も各領域共通科目と領域専門科目から成りたっている。 共通科目としては看護理論、看護研究方法論や看護倫理学を開講し、看護マネジメントに關係する科目も開講している。専門科目としては特論、演習、課題研究や特別研究を開講し、本研究科の専門領域について理解を深める。 院生は指導教授、副指導教授を選択し、指導教授は副指導教授と連携しつつ研究および、修士論文の作成を指導する。
リハビリテーション学専攻	<p>I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。</p> <p>保健・医療の発展に向けて貢献できる高い専門性と、基盤・周辺領域の学問の成果も幅広く取り入れた総合力・研究開発力を備えた、研究者、質の高いリハビリテーション技術者およびリハビリテーション分野の管理者を育成する。</p> <p>a. リハビリテーション生体機能学領域</p> <ol style="list-style-type: none"> リハビリテーションを支える基盤・周辺の学問の成果を理解できる。 生命・医療・研究倫理を理解できる。 高度高齢化が進む現代社会が抱える多くの課題とのかかわりにおいて、本領域の、特に痛みまたは運動による生体反応に関する研究領域の課題を探し出すことができる。 見出した研究課題を推し進めるための新しい方法、機器を考案することができ、それを用いて研究を推進することができる。 <p>b. リハビリテーション療法学領域</p> <ol style="list-style-type: none"> リハビリテーション医学の骨組み及びこれを支える生命・医療・研究倫理について理解できる。 先進のリハビリテーション技術とその科学的基盤を身につける。 多彩な高度専門技術者のチームワークに参加でき、リハビリテーション医療組織を活性化し牽引することができる。 高度高齢化が進む現代社会が抱える多くの課題を理解し、国民の健康増進・疾病予防、疾病からの回復、QOL向上のための課題を探し出し、その解決のための様々な取り組みを提案・実施できる。

リハビリテーション学専攻	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
	D	修士課程修了までに30単位以上を取得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。 「修士論文」の学術内容は、次の4項目の内容を有する必要がある。 1. 研究の背景、目的と意義が明確であり有意義である。 2. 研究に新規性が認められ、解析方法が適切である。 3. 研究手法に創意工夫が認められる。 4. 研究成果が有意義であり、社会的貢献度が高い。
生命健康科学研究科	P	口頭試問では、学識評価、コミュニケーションおよび人物評価を行う。 以上のことにより、高度専門技術者あるいは研究者としての基盤が形成されるとともに優れた人間性を有することを評価することができる。
	C	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本
保健医療学専攻	P	生命健康科学研究科および各専攻の教育研究目的と目標とを達成できるよう教育課程が構築されている。その特徴は、研究科共通科目を充実し、「予防を基軸とする医科学科目」、「生命・研究倫理にかかわる科目」および「生命健康科学研究法」を重点的に教育し、幅広い教養と高い専門性を修得することを目指している。 1. 本専攻は2つの領域、リハビリテーション生体機能学領域、リハビリテーション療法学領域によって構成されており、教育内容も両領域共通科目と領域専門科目から成り立っている。 2. 共通科目としては多彩な特論と特別講義を開講し、専門科目としては特別研究と演習を開講し、本研究科の専門領域について理解を深める。 3. 院生は指導教授、副指導教授を選択し、指導教授は副指導教授と連携しつつ研究および、修士論文の作成を指導する。
	D	I. 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。 保健・医療の発展に向けて貢献できる高い専門性と、基盤・周辺領域の学問の成果も幅広く取り入れた総合力・研究開発力を備えた研究者、健康運動を活用した予防医療の専門家を育成する。 a. 救急医療学領域 1. 救急医療の骨組み及びこれを支える生命・医療・研究倫理について理解できる。 2. 運動時における救急対応の先進的な技術とその科学的基盤を身に付ける。 3. 多彩な高度専門技術者のチームワークに参加でき、救急医療を活性化し牽引することができる。 4. 新たな救急処置、救急医療体制などを開発するため、救急医療の在り方の課題を見出し、その解決のための様々な取り組みを提案・実施できる。 b. 健康増進学領域 1. 健康増進の骨組み及びこれを支える生命・医療・研究倫理を理解できる。 2. 健康の維持・増進を図る運動を支える基盤・周辺の学問の成果を理解できる。 3. 年齢や障害による運動時の生体反応の特徴に関する研究領域の課題を探し出すことができる。 4. 効果的な健康運動の実践的方法に関する課題を探し出すことができる。 5. 見出した研究課題を推し進めるための新しい方法を考案することができ、それを用いて研究を推進することができる。
保健医療学専攻	P	II. I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準
	D	修士課程修了までに30単位以上を取得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。 「修士論文」の学術内容は、次の4項目の内容を有する必要がある。 1. 研究の背景、目的と意義が明確であり有意義である。 2. 研究に新規性が認められ、解析方法が適切である。 3. 研究手法に創意工夫が認められる。 4. 研究成果が有意義であり、社会的貢献度が高い。
口頭試問では、学識評価、コミュニケーション及び人物評価を行う。 以上のことにより、高度専門技術者あるいは研究者としての基盤が形成されるとともに優れた人間性を有することを評価することができる。		

保健 医療 学 専攻	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
	C	生命健康科学研究科及び各専攻の教育研究目的と目標とを達成できるよう教育課程が構築されている。その特徴は、研究科共通科目を充実し、「予防を基軸とする医科学科目」、「生命・研究倫理にかかわる科目」及び「生命健康科学研究法」を重点的に教育し、幅広い教養と高い専門性を修得することを目指している。
P	1.	本専攻は、予防医療分野における救急医療学領域及び健康増進学領域によって履修上の区分を行い、教育内容は、各領域の演習科目、特別研究で構成している。
	2.	保健医療学の基盤科目として、健康科学、健康増進学、救急スキル、地域保健医療等の特論科目を開講し、本研究科・専攻の専門領域について理解を深める。
	3.	院生は指導教授、副指導教授を選択し、指導教授は副指導教授と連携しつつ研究及び、修士論文の作成を指導する。

【教育学研究科】

教育 学 専攻	I . 学則に定めた教育研究上の目的および学生便覧に掲げた学修教育目標のもとで以下能力を備えた人間を養成する。	
	D	幼児教育（保育）や学校教育機関でミドルリーダーとして活躍できる高度な専門職業人の育成。
P	1.	教育学・保育学、教育心理学、教科教育学領域に関する学識・技術を身に付けている。
	2.	幅広い総合的な視野・学識を有し、グローバル化に対応できる的確な判断力を身に付けている。
	3.	学び続けることができ、教育・保育現場でリーダーシップを取ることができる。
	II . I の能力を備えて修了することを保証するための審査と審査の基準	
	D	修士課程において作成された修士論文が、以下1~4の内容に照らし合わせて十分条件を満足していること。
P	1.	研究の背景、目的と意義が明確であり有意義であること。
	2.	研究の独創性が認められ、解決方法が適切であること。
	3.	研究手法の創意工夫が認められる。
	4.	研究成果が有意義であること。
	学修教育目標およびDPのもとで必要な教育カリキュラムの基本	
C	教育学研究科 教育学専攻の教育研究上の目的に基づく学修教育目標ならびにそれに関わるディプロマポリシーに鑑み、教育・保育に関わる種々の課題を理論と実践の両面から思考し、また実践できる能力を養うため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成する。	
P	1.	教育方法学研究、幼児教育学研究、教育心理学研究、障害者（児）心理学研究、国語教育研究、体育・健康教育学研究などの基幹科目。
	2.	教育史学特論、社会心理学特論、発達障害児支援特論、教育マネジメント特論などの専門科目。
	3.	教育学特別研究を中心とした修士論文指導。

目 次

1. 履修要項	1
2. 工学研究科	3
3. 経営情報学研究科	27
4. 国際人間学研究科	41
5. 応用生物学研究科	59
6. 生命健康科学研究科	67
7. 教育学研究科	83
8. 「大学院広域科目」について	89
9. 教職課程	95
10. 中部大学ジョイント・ディグリー・プログラムについて	107
11. 中部大学大学院 成績評価に関する規程	108
12. 中部大学大学院学則	109
13. 中部大学学位規程	120
14. 学生通則	123
15. 授業補助員（T. A.）規程	126
16. 中部大学研究補助員規程	127
17. 個人情報の保護に関する規程	128
18. 学生の治療費給付等に関する内規	137
19. 中部大学職業紹介業務運営規程	138
20. 学費及び入学料の納付に関する規程	140
21. 中部大学安全心得	142
22. 学生団体及び集会等に関する規程	143
23. 学生の学内掲示物等取扱要項	146
24. 中部大学学生懲戒規程	147
25. 中部大学附属三浦記念図書館規則	151
26. 中部大学附属三浦記念図書館利用規程	152
27. 中部大学総合情報センター利用規程	156
28. 学校法人中部大学情報倫理指針	158
29. 中部大学研修センター規程	161
30. 中部大学研修センター利用心得	163

1. 履修要項

1. 履修申告

履修申告とは、授業科目について履修（授業をうける）の意思表示をすることであり、決められた日程で必ず行わなければなりません。

履修申告の際は、オリエンテーションでの説明、配付の注意事項の冊子および各研究科の履修の方法を熟読の上、各自の履修計画に基づいて履修科目を決めてください。

1) 注意事項

(1) 履修申告は、定められた期間に行ってください。なお、病気やその他やむを得ない理由で手続きができない場合は、事前に教務支援課に連絡をして指示を受けてください。

(2) 一度単位を取得した科目は再度履修申告をすることはできません。

2) 履修状況の確認、修正

「履修状況」に記載されている授業科目が、履修登録された科目となります。正確に申告されているか点検・確認をしてください。

授業科目が誤って申告されている場合は、定められた期間に修正の手続きをしてください。

2. 授業

授業は授業日予定表のとおり行われます。

1) 授業時間

本学の授業は1コマ連続2時間（90分）として行われます。

なお授業の時間帯は次のとおりです。

第1・2時間	第3・4時間	第5・6時間	第7・8時間	第9・10時間
9:30~11:00	11:15~12:45	13:35~15:05	15:20~16:50	17:05~18:35
夜第1・2時間	夜第3・4時間			
18:00~19:30	19:40~21:10			

2) 休講

特別な理由による臨時の全学休講および教員の都合による休講については、Tora-Net Portal等により通知します。休講の通知がなく、30分以上待っても授業が行われない場合は教務支援課まで申し出て確認してください。

3) 補講

授業の進度あるいは休講を補う授業として、補講が行われます。この場合、直接担当者が指示するほか、Tora-Net Portal等により通知します。

4) 交通ストライキ、暴風警報・特別警報発令時、および東海地震などの震災時の授業実施について

(1) 交通機関がストライキの場合

交通ストライキは通学に支障をきたすことが多いが、この場合でも大学の授業は平常どおり行います。

(2) 暴風警報・特別警報発令の場合

尾張東部または愛知県西部全域に「暴風警報」もしくは「特別警報」（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発令された際の授業については、次のように取り扱います。

1. 午前7時現在、発令中の場合は、当日の午前の授業は休講とします。
2. 午前10時現在、発令中の場合は、当日の授業は休講とします。
3. 午前10時までに解除となった場合は、午前中のみ休講となります。

4. 授業等の最中に発令された場合は、当日のその後の授業は休講となります。ただし、休講に入る時刻については指示されます。

5. 暴風警報・特別警報以外の場合には、原則として授業を行いますが、授業を行うことが困難であると判断した場合は本学のホームページおよび Tora-Net Portal 等を通して休講を指示することもあります。

(3) 東海地震などの震災に関する取扱い

1. 東海地震注意情報の発表、警戒宣言発令の場合

直ちに休講とし、以後の授業は行いません。また、課外活動も中止し、速やかに帰宅してください。

2. 東海地震に結びつかないとの結論の場合、または、警戒宣言解除の場合

発表翌日から、平常どおり授業を行います。

3. 学業成績

成績評価（評価基準）は次の通りです。

合 格 S (90点以上) • A (80~89点) • B (70~79点) • C (60~69点)

不格合 E (59点以下)

上記の成績評価の他に、認定（T）があります。

認定（T） 審査の上、承認されて与えられる単位。

4. 成績通知

成績通知書は原則としてオリエンテーション時に配付します。ただし、修了することが決まった学生には学位記授与式当日に配付します。

2. 工 学 研 究 科

工 学 研 究 科 全 専 攻

1. 概 要

人類の歴史は工学的技術の歴史といっても過言ではなく、現代の文化的社会生活は高度で多層な工学技術で成り立っています。工学技術には、これからも時代の要請に応え、あるいは時代を先取りして、人類の感性を潤しながら人類の福祉の増進に向けての大きな貢献が求められています。

工学研究科には、機械工学専攻、電気電子工学専攻、建設工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻、創造エネルギー理工学専攻と、ロボット理工学専攻の7専攻があり、地球環境に優しい21世紀型の持続可能な社会の発展を創出する基幹工学分野を幅広くカバーしています。工学研究科では、現代社会が求めている問題提起・解決型技術者の育成を視座におき、自律的倫理観に裏打ちされ、開拓者精神が旺盛で、地域社会はもとより国際壁を越えて国際社会で幅広く柔軟かつ主体的に活躍できる能力を涵養することを目指しています。

博士前期課程および修士課程では、既存の工学的技術とその基礎学理を維持発展させる能力のある高度な技術者の育成を、そして、博士後期課程では、創造的な技術開発や新しい学理体系を構築するなど、新しい時代を切り開く先導型研究者の育成を目指しています。

2. 沿 革

大学院工学研究科は1971年4月に機械工学、電気工学専攻の修士課程、1973年4月に機械工学、電気工学専攻の博士後期課程および建築学、工業化学専攻の修士課程、1974年4月に土木工学専攻の修士課程、1976年4月に建設工学、工業化学専攻の博士後期課程、1979年4月に工業物理学専攻の博士後期課程を設置し、大学院学則改正により、博士課程を一本化しました。また、2004年4月に情報工学専攻の博士課程の設置、2014年4月創造エネルギー理工学専攻の修士課程、2016年4月同専攻の博士後期課程の設置を経て、2018年4月にロボット理工学専攻の修士課程、2020年4月に同専攻の博士後期課程を設置しました。

(1976年4月より土木工学専攻と建築学専攻を併せて建設工学専攻とした。)

(2003年4月より工業化学専攻を応用化学専攻に名称変更した。)

(2004年4月より電気工学専攻を電気電子工学専攻に名称変更した。)

(2008年3月31日をもって工業物理学専攻博士課程を廃止した。)

3. 研究科・専攻の学修教育目標

【機械工学専攻】

[博士前期課程]

1. 専門領域の基礎知識の確立と応用

機械工学の基礎となる自然科学を理解し、地球環境を保全しつつ、人間に有用な機械並びにシステムを設計し得る能力を養う。

2. 国際化への対応能力

世界に誇る中部のものづくり技術の修得、開発を通じて、国際化・グローバル化に対応できるコミュニケーション能力を養う。

3. 先進技術の修得

電子・光学・医療などの高度産業分野で使用できる素子の設計・製作・計測・機能評価を通じて人類の健康・福祉に貢献できる実践力を養う。

[博士後期課程]**1. 高度な専門性の確立**

機械工学並びに関連分野の基礎から最先端技術に渡る専門知識を修得した上で、独自の新しい分野を開拓できる能力を養う。

2. 即戦力となり得る実践的な技術能力

技術者の倫理に対する意識と広い視野を持ち、豊かな創造力を発揮し、新しい課題に挑戦できる実践的な技術能力・研究能力を養う。

3. 課題設定能力と分析能力

筆頭著者として学術論文の執筆を行う過程で、自主的に課題設定を行い、課題の周辺技術を含めた分析を行い、文章で技術者・研究者を説得する能力を養う。

4. 指導力の涵養

学部生並びに博士前期課程の学生への教育指導を通じて指導力を高めると共に、国際会議の発表を通じて、ものづくりの国際化に対応したコミュニケーション能力を養う。

【電気電子工学専攻】**[博士前期課程]****1. 専門領域の高度の学識・技術の修得**

電気電子工学分野の原理・原則に関する知識を深めると共に、電力・エネルギー、電気機器・制御情報、電子物性・デバイスおよび電子・情報工学の特定専門領域における高度の学識・技術を修得させる。

2. 周辺領域の幅広い学識・技術の修得

専門領域の学識・技術のみならず、その周辺学術領域における幅広い学識・技術を修得させる。

3. 問題解決能力の修得

与えられた技術的課題に対し、高度の専門領域の学識・技術と周辺領域の幅広い知見を駆使して、その解決に向けて、綿密な計画を立案し、果敢に実行し、結果を分析評価し、残された問題の解決、改善に結びつける能力（広義のデザイン能力）を修得させる。

4. コミュニケーション能力の修得

与えられた技術的課題（プロジェクト）について、多方面の専門家と協力して解決に導き、成果を簡明かつ論理的に取りまとめ、国内・海外の学会などで説得力のある発表をすることができる能力（コミュニケーション能力）を修得させる。

[博士後期課程]**1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得**

電力・エネルギー、電気機器・制御情報、電子物性・デバイスおよび電子・情報工学の特定領域における、最高度の学識・技術を修得させる。

2. 周辺領域の幅広い学識・技術の修得

自らが携わる特定の専門研究分野以外の周辺学術領域における幅広い学識・技術を修得させ、豊かで深い人間性を備え高い見識を有する最高度の技術者・研究者を育成する。

3. 最高度の研究能力の修得

電気電子工学に関する、普遍性の高い学識・技術を創造・開発することができ、国際的に活躍できる最高度の研究能力を備えた研究者を育成する。

【建設工学専攻】

[博士前期課程]：高度専門職業人の養成

1. 原理・原則に関する深い理解

建設工学の基礎となる自然科学と人間・環境に関する原理・原則を深く理解するために、深く幅広い知識と文化的教養および倫理観を養う。

2. 関連分野あるいは異分野に関する幅広い知識と認識

建設工学の専門分野に関するのみでなく、異分野に対しても基礎原理や関連する科学技術および人間・環境を総合的に理解しうる幅広い知識と認識できる能力を養う。

3. 分析および課題設定・解決能力

それぞれの専門分野における知識を修得し、問題の分析と課題の発見、およびその解決方法の提案・検証・評価・公表できる能力を養う。

4. 文献・実地調査および仮説設定と検証能力

建設工学の専門分野における問題発見と解決に結び付けるために、自ら考究・実践・体験を通して学び、仮説設定と検証の繰り返しを継続することにより、より高度な学術の探求に結びつける態度と能力を養う。

5. コミュニケーション能力およびリーダーシップ能力

開拓者精神が旺盛でコミュニケーション能力を持った高度な建設技術者として地域社会や国際社会においてリーダーシップを発揮できる能力を養う。

[博士後期課程]：特定領域で最高度に社会に貢献できる最高度専門職業人の育成

1. 基礎的または応用的な最高度の学識・技術

建設工学における高度の基礎的あるいは応用的な研究活動を行い、その成果を社会に還元できる人材を育成する。

2. 知的創造力と高い課題設定力と課題解決力

真理の探求による知的創造力および高度の開発型研究に必要な高い課題設定力と課題解決力を養成する。

3. 周辺学術領域への見識と豊かな人間性

周辺学術領域への広くて高い見識に基づく豊かで深い人間性を養う。

4. 高度の総合能力（判断力・実行力・指導力）を備えた学術の継承

高度の総合的で的確な判断力および指導力を備えた、建設工学分野の領域で最高度の専門職業人または教育研究の後継者を育成する。

【応用化学専攻】

[博士前期課程]

1. 専門領域の高度の学識・技術の修得

応用化学分野における有機材料化学、機能材料、物理化学、有機合成化学および化学工学の各領域について、専門知識・技術の修得を通じてその領域における原理・原則に関する知見を養い、その領域に蓄積された高度の学識・技術を修得する。

2. 周辺領域の学識・技術

化学技術者として必要となる専門知識のみならず、研究の遂行過程で遭遇する諸問題の解決を通じて関連分野に関する学識・技術を修得するとともに、それらの知見を問題解決に利用できる能力を修得する。

3. 課題解決能力

与えられた技術的課題を種々の手段を駆使して分析を行って問題点を明らかにし、その解決に向けて計画・準備・実行し、結果の検討を行って改善に結びつける能力を修得する。

4. 高度化学技術者としての能力

与えられた技術的課題を多方面の専門家と協力して完遂に導くために必要となるコミュニケーション能力、管理能力、指導能力、協同作業能力、倫理的責任能力などを、地域の企業等における実地体験などをも通して修得する。

5. 高度の学識・技術の継承

博士後期課程におけるより高度な研究の発展に繋げるよう、その前段階としてより高度の学識・技術を継承する能力を修得する。

[博士後期課程]

1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得

応用化学分野における有機材料化学、機能材料、物理化学、有機合成化学および化学工学の各領域について、特定の研究の遂行を通じて修得した専門知識・技術の集積を最高度に発展させる能力を修得する。

2. 周辺領域の学識・技術

高度化学技術者として必要となる専門知識のみならず、研究の遂行過程で遭遇する諸問題の解決を通じて関連分野に関する学識・技術を広く修得し、それらの知見を問題解決に利用できる能力を修得する。

3. 新規の学識・技術の創造

応用化学における特定の専門領域の研究の遂行を通じて、普遍性の高い新規な学識・技術を創造・開発し、最高度の研究能力を修得する。

4. 普遍的で高度な研究の遂行

応用化学における特定の専門領域の普遍性の高い学問的・技術的課題について高度な研究を行い、その学問領域の後継者としてふさわしい能力を修得する。

【情報工学専攻】

[博士前期課程]

1. 専門領域の高度な学識・技術の修得

情報工学分野の情報通信、メディア情報、知能情報および計算工学の特定専門領域において、柔軟な思考力と創造力を養いながら、情報工学に関する高度な学識と技術を修得する。

2. 高度な問題解決能力の修得

現代社会や産業界が抱えるさまざまな技術課題を、高度な情報技術を活用して、情報分野の中核技術者として解決するため、対象を観察分析し、英語力やコミュニケーション能力を活かして問題を定式化し解決できる高度な問題解決能力を修得する。

3. 有用な情報技術を創出する能力の修得

情報工学分野の新しい学術的・技術的成果、特に、社会や産業に貢献できる有用な原理・方式・基盤技術・要素技術を創出する能力を修得する。

4. 高度な学識・技術を継承する能力の修得

博士後期課程における最高度の研究への発展に繋げるよう、その前段階として、深く高度な学識・技術を継承する能力を修得する。

[博士後期課程]**1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得**

情報工学分野の情報通信、メディア情報、知能情報および計算工学の特定専門領域において、最高レベルの技術者・研究者を目指して、情報工学に関する最高度の学識・技術を修得する。

2. 最高度の問題解決能力の修得

現代社会や産業界が抱えるさまざまな技術課題を、最高度の情報技術を活用して、情報分野のリーダーとして解決するため、世界に通用する最高度の問題解決能力を修得する。

3. 有用な情報技術を創出する能力の修得

情報工学分野の新しい学術的・技術的成果、特に、新しい価値を持ち、社会や産業に国際レベルで貢献できる原理・方式・基盤技術・要素技術を創出する能力を修得する。

4. 最高度の研究能力の修得

情報工学分野の特定専門領域において、最高度の学識・技術を修得する過程で、普遍的で最高度の研究を遂行し、国際的に認められ、その学問領域の後継者としてふさわしい能力を修得する。

【創造エネルギー理工学専攻】**[博士前期課程]****1. 専門領域の高度の学識・技術の修得**

創造エネルギー理工学の基礎科学を理解し、空間情報系およびエネルギー科学系の特定専門領域における高度の学識・技術を修得する。

2. 周辺領域の幅広い学識・技術の修得

創造エネルギー理工学の専門的な知識・技術だけでなく、関連する学際的な領域の幅広い学識・技術を修得する。

3. 問題解決能力の修得

修得した高度な学識・技術を生かして物事を多面的にとらえ、判断することによって、既に存在する課題だけでなく新たな課題を発見し、その課題解決に対して積極的に計画立案し、実施し、その結果を評価して更なる改善に結びつけることができる態度・能力を修得する。

4. コミュニケーション能力の修得

社会の要求する各課題に対して多方面の専門家などと協力して解決に導き、その成果を論理的に取りまとめ、国内外で発表することができるコミュニケーション能力を修得する。

[博士後期課程]**1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得**

創造エネルギー理工学の空間情報系およびエネルギー科学系の特定専門領域における最高度の学識・技術を修得する。

2. 周辺領域の幅広い学識・技術の修得

自らが携わる特定の専門研究分野以外の周辺学術領域における幅広い学識・技術を修得させ、豊かで深い人間性を備え高い見識を有する最高度の技術者・研究者を育成する。

3. 最高度の問題解決能力の修得

現代社会や産業界が抱えるさまざまな技術課題を、最高度の空間情報やエネルギー科学の技術を活用して、当該分野のリーダーとして解決するため、世界に通用する最高度の問題解決能力を修得する。

4. 最高度の研究能力の修得

創造エネルギー理工学分野の特定専門領域において、最高度の学識・技術を修得する過程で、普遍的

で最高度の研究を遂行し、国際的に認められ、その学問領域の後継者としてふさわしい能力を修得する。

【ロボット理工学専攻】

[博士前期課程]

1. 専門領域の高度の学識・技術の修得

ロボット理工学の基礎科学を理解し、モーションロボティクス分野、コンピュータロボティクス分野、システムロボティクス分野の特定専門領域における高度の学識・技術を修得する。

2. 周辺領域の幅広い学識・技術の修得

ロボット理工学の専門的な知識だけではなく、関連する学際的な領域の幅広い学識・技術を修得する。

3. 問題解決能力の修得

修得した高度な学識・技術を生かして物事を多面的にとらえ、判断することによって、既に存在する課題だけではなく新たな課題を見出し、その課題解決に対して積極的に計画立案し、解決策を実施し、その結果を評価してさらなる改善に結びつけることができる姿勢・態度・能力を修得する。

4. コミュニケーション能力の修得

多分野の専門家と協力して課題を解決に導く能力、および成果を国内はもとより国際的に発表できる英語力、プレゼンテーション力を修得する。

[博士後期課程]

1. 専門領域の最高度の学識・技術の修得

ロボット理工学分野のモーションロボティクス、コンピュータロボティクス、システムロボティクスの特定専門領域における最高度の学識・技術を修得する。

2. 周辺領域の幅広い学識・技術に基づく創造力の修得

ロボット理工学の専門的な知識だけではなく、関連する学際的な領域の幅広い学識・技術に基づき、全く新しい技術や概念を創造する力を修得する。

3. 問題設定・解決能力の修得

修得した最高度な学識・技術を活かして物事を多面的にとらえ、既存の課題だけではなく新たな課題を創造し、その課題解決に対して積極的に計画立案するとともに、独創的な解決策を実践することができる姿勢・態度・能力を修得する。

4. コミュニケーション能力の修得

多分野の専門家と協力して課題を解決に導く能力、および成果を国内はもとより海外にも発信し議論できる英語力、プレゼンテーション力、交渉力を修得する。

4. 履修の方法

[博士前期課程]

専攻により、履修する必修科目が異なる。

1. 機械工学専攻、建設工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻：

指導教授の指導のもとに特別研究A、Bを含め、計30単位以上修得すること。

2. 電気電子工学専攻：

指導教授の指導のもとに研究指導A、Bを含め、計30単位以上修得すること。

3. 創造エネルギー理工学専攻、ロボット理工学専攻：

指導教授の指導のもとに必修科目及び選択科目を含め、計30単位以上修得すること。

5. 指導の要領

博士前期課程及び博士後期課程に在籍する学生は、主指導教員1名及び副指導教員（2名以上）で構成される指導教員により教育研究指導を受けるとともに、主査1名と副査（2名以上）により構成される審査委員会による助言を受ける。

[博士前期課程]

- 1) 学生は、1年次4月末までに、所属専攻の学修教育目標を満たす『学修計画書』（別途配布）を指導教員に提出する。学修計画書には、(i) 30単位以上の履修科目名と(ii)「研究計画」あるいは「設計計画」を記載する。なお、学修計画を見直す場合は、2年次の4月末までに変更を指導教員に申し出る。
- 2) 学生は、『学修計画書』に基づいて、指導教員による学修及び研究指導及び審査委員会の助言の下で研究および作品制作活動を行い、2年次の1月末までに所定の書式を整えて、修士論文あるいは修士設計を提出して予備審査を受ける。
- 3) 論文あるいは設計が受理された学生は、2月に開催される「修士論文審査会」あるいは「修士設計講評会」でその内容を発表すると同時に口頭試問を受け、修士論文あるいは修士設計が評価基準を満たすかどうかの審査を受ける。
- 4) 博士前期課程および修士課程の修了要件を満たした学生には、修士（工学）の学位が授与される。
- 5) 博士前期課程および修士課程の修了要件を満たさない学生は、指導教員に適切な指導を仰ぐ。
- 6) 優れた業績を上げた学生は、1年以上の在学で博士前期課程を修了できるので、指導教員に申し出ることができる。

[博士後期課程]

- 1) 学生は、1年次4月末までに、当該専攻の学修教育目標を満たす『学修計画書』（別途配布）を指導教員に提出する。学修計画書には「研究計画」を記載する。なお、学修計画書を見直す場合は、後期課程2年次の4月末までに変更を指導教員に申し出る。
- 2) 学生は、『学修計画書』に基づいて、指導教員の指導及び審査委員会の助言の下で研究活動を行い、後期課程3年次の所定の期日までに所定の書式を整えて博士論文を提出し、その学術内容の予備審査を受ける。
- 3) 論文が受理された学生は、2月末までに開催される「博士論文審査会」でその研究内容を発表すると同時に口頭試問を受け、博士論文が評価基準を満たすかどうかの審査を受ける。
- 4) 審査に合格し博士後期課程の修了要件を満たした学生には、博士（工学）の学位が授与される。
- 5) 博士後期課程の修了要件を満たさない学生は、「単位取得後退学」あるいは「留年」となるので、指導教員の適切な指導を仰ぐ。
- 6) 優れた業績を上げた学生は、1年以上の在学で博士後期課程を修了できるので、指導教員に申し出ることができる。

6. 学位の取得について（修了の要件）

[修士（工学）]

1. 学則11条に示すとおり、修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、別表の授業科目中より必修科目を含め30単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、修士論文及び修士設計の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は1年以上でよい。

[博士（工学）]

1. 学則第12条に示すとおり、博士後期課程に3年以上在学し、別表の授業科目中より必修科目を含め8単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は1年（学則11条のただし書きの規定による在学期間1年をもって博士前期課程を修了したものは2年）以上でよい。

7. 審査基準・審査手順について

[教科目の修得単位数]

1. 博士前期課程修了までに30単位以上の単位を修得しなければならない。教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。
2. 博士後期課程修了までに8単位以上の単位を修得しなければならない。教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。

[修士論文及び修士設計]

修士論文及び修士設計は、審査委員会、専攻会議、専攻主任会及び工学研究科委員会により、学術内容が当該専攻の学修教育目標および評価基準を満たすか否かという観点から、口頭試問及び学会等での発表実績も含めて総合的に審査される。なお、審査委員会は主査1名と副査（2名以上）で構成され、主指導教員を加えることができる。

1. 審査基準

- 1) 「修士論文」の学術内容は、次の4項目について評価される。
 - (i) 研究の背景、目的と意義が明確であり有意義である。
 - (ii) 研究の新規性が認められ、解決方法が適切である。
 - (iii) 研究手法の創意工夫が認められる。
 - (iv) 研究成果が有意義である。
- 2) 「修士設計」の学術内容は、次の4項目について評価される。
 - (i) 設計の着眼点と意義が明確であり有意義である。
 - (ii) 問題提起と解決方法が適切である。
 - (iii) 構想力、空間の構成と表現力が豊かである。
 - (iv) 人・社会・環境への配慮がなされている。
- 3) 口頭試問では、学識評価と人物評価を行う。

2. 審査手順

- 1) 審査委員会は、2年次の1月末までに、修士論文あるいは修士設計の学術内容が当該専攻の学修教育目標と評価基準を満たすかどうかを予備審査する。
- 2) 予備審査で受理された修士論文及び修士設計の学術内容は、2年次の2月末までに開催される「審査会」あるいは「講評会」を通して第3者の評価審査を受ける。そして、専攻会議で審査委員会の口頭試問結果も踏まえて総合的に修士論文あるいは修士設計の合否が審査される。
- 3) 工学研究科委員会は、専攻会議と専攻主任会の議を経て付議された当該修士論文及び修士設計の合否を正式に決定する。
- 4) 修士論文あるいは修士設計に合格し博士前期課程および修士課程の修了条件を満たした学生に、修士（工学）の学位が授与される。

[博士論文]

博士論文は、審査委員会、専攻会議、専攻主任会及び工学研究科委員会により、学術内容が当該専攻の学修教育目標および評価基準を満たすか否かという観点から、口頭試問も含めた総合評価により審査される。なお、審査委員会は主査1名と副査（3名以上）で構成され、主指導教員を加えることができる。なお、副査の1名を研究指導担当教員が所属する専攻以外の審査員とする。

1. 審査基準：

- 1) 「博士論文」の学術内容は、次の4項目について評価される。
 - (i) 研究の背景、目的と意義が明確であり、社会的な意義が大きい。
 - (ii) 研究の独創性と発展性、社会への貢献度が明確である。
 - (iii) 研究手法の創意工夫が明確で新規性が大きい。
 - (iv) 工学的倫理観を含む優れた学術成果を得ている。

2) 研究論文の公表：

「博士論文」を申請する前に、審査機構を有する学会誌または専門誌で2編以上の研究論文の発表があり、うち1編以上が筆頭著者であること。ただし、うち1編は掲載が確定したものを含めてもよい。

2. 審査手順

- 1) 審査委員会は、2年次2月末までに開催される「研究中間報告会」で、学修研究内容と進捗状況について、第3者の評価も含めて中間審査を行う。
- 2) 審査委員会は、3年次の11月末までに、博士論文の学術内容が当該専攻の学修教育目標と評価基準を満たすかどうかを予備審査する。
- 3) 予備審査で受理された博士論文の学術内容は、3年次の2月末までに開催される「博士論文審査会」で第3者の評価審査を受ける。そして、当該専攻会議で審査委員会の口頭試問結果も踏まえて総合的に博士論文の合否が審査される。
- 4) 工学研究科委員会は、専攻会議及び専攻主任会議の議を経て付議された博士論文の合否を正式に決定する。
- 5) 博士論文の合格が承認された場合、学生に博士（工学）の学位が授与される。

8. 各種資格取得について

工学研究科で取得が可能な資格は下記のとおりである。

研究科名	専攻	免許状の種類
工学研究科	応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	電気電子工学専攻	
	建設工学専攻	

（教職課程の単位修得を条件とする。）

授業科目および単位数

機械工学専攻（博士前期課程）

授業科目												単位数	備考
特別研究	設計	工学	特別	別別	研究	研究	A	B	C	D	A		
	設計	工学	特別	別別	研究	研究	B	C	D	A	B	2	
	設計	工学	特別	別別	研究	研究	C	D	A	B	2		
	設計	工学	特別	別別	研究	研究	D	A	2				
	工	ネルギー	一工	工学	特別	別別	研究	B	2				
	工	ネルギー	一工	工学	特別	別別	研究	2					
	工	ネルギー	一工	工学	特別	別別	研究	C	2				
	生	産	工	工学	特別	別別	研究	B	2				
	生	産	工	工学	特別	別別	研究	C	2				
	生	産	工	工学	特別	別別	研究	D	2				
	精	密	工	工学	特別	別別	研究	A	2				
	精	密	工	工学	特別	別別	研究	B	2				
	精	密	工	工学	特別	別別	研究	C	2				
	精	密	工	工学	特別	別別	研究	D	2				
選択	弾性	算	力	力	工	工	度	料	工	工	ム	学論	2
	計熱		工	力									2
	波流	動	工	工									2
	材機	体	強	度	料	工							2
	機機	料	材	度	料	工							2
	工精	機械	機械	度	料	工							2
	精機	ネル	ルギー	一工	工	工							2
	機機	密	工	シス	工	工							2
	現代	械	加工	テ	工	工							2
	デイ	ジタル	振動	工	工	工							2
	高速	現象	と可視化	技術	術	義	義	義	義	義	A		
研究科共通	工業	現象	と可視化	技術	講	講	講	講	講	講	B		2
	情報	現象	と可視化	技術	術	義	義	義	義	義	史		2
	原技	現象	と可視化	技術	講	講	講	講	講	講			2
	技	現象	と可視化	技術	術	義	義	義	義	義			2
	技	現象	と可視化	技術	術	義	義	義	義	義			2
	科	現象	と可視化	技術	術	義	義	義	義	義			2

指導教授の指導のもと各特別研究A、Bを含め、30単位以上修得すること。

22単位以上修得すること。

機械工学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目	単位数	備考
機械工学特別研究 A	④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
機械工学特別研究 B	④	

電気電子工学専攻（博士前期課程）

授業科目		単位数	備考	
特別研究	電気電子工学研究指導 A 電気電子工学研究指導 B 電気電子工学研究指導 C 電気電子工学研究指導 D		2 2 2 2	
科目群 A	放電現象特論 電磁プラズマ工学特論 電力工学特論 超伝導工学特論 固体物理性特論 電気電子材料特論 物性デバイス特論 光・電子デバイス特論 固体量子物理学特論	2 2 2 2 2 2 2 2		
科目群 B	電気エネルギー変換機器特論 A 電気エネルギー変換機器特論 B システム制御特論 パワー電子トロニクス特論 コンピュータ応用特論 分 析 科 学 特 論 回路工学特論 計算機プログラミング特論 メティア情報処理特論 人 工 知 能 特 論	2 2 2 2 2 2 2 2 2		指導教授の指導のもと研究指導A, Bを含め、30単位以上修得すること。 科目群Aから4単位以上、かつ科目群Bから4単位以上を含め、22単位以上修得すること。
研究科共通	高速現象と可視化技術 工業数学特別講義 情報数学特別講義 原 子 力 工 学 特 別 講 義 技 術 英 語 特 別 講 義 A 技 術 英 語 特 別 講 義 B 科 学 技 術 史	2 2 2 2 2 2 2		

電気電子工学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考	
特別研究	電気電子工学特別研究 A 電気電子工学特別研究 B		④ ④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

建設工学専攻（博士前期課程）

授業科目								単位数	備考
特別研究	土木工学分野	土木工学特別研究A						2	
	土木工学分野	土木工学特別研究B						2	
	土木工学分野	土木工学特別研究C						2	
	土木工学分野	土木工学特別研究D						2	
研究	建築学分野	建築学特別演習A						2	
	建築学分野	建築学特別演習B						2	
	建築学分野	建築学特別演習C						2	
	建築学分野	建築学特別演習D						2	
専門科目	土木工学分野	構造工学特別論	A					2	・土木工学分野 指導教授の指導のもと特別研究A, Bを含め、30単位以上修得すること。
	土木工学分野	構造工学特別論	B					2	
	土木工学分野	鉄筋コンクリート構造特別論						2	
	土木工学分野	水理学特別論						2	
	土木工学分野	地盤力学特別論						2	
	土木工学分野	コンクリート工学特別論						2	
	土木工学分野	環境工学特別論						2	
	土木工学分野	地盤工学特別論						2	
	土木工学分野	都市交通計画特別論						2	
	建築学分野	耐震構造設計特別論						2	
分野共通	建築学分野	応用弹性学特別論						2	専門科目、分野共通、研究科共通を含め、22単位以上修得すること。 指導教授の指導のもと特別演習A, Bを含め、30単位以上修得すること。
	建築学分野	建築材料学特別論						2	
	建築学分野	建築環境工学特別論						2	
	建築学分野	建築環境デザイン演習						2	
	建築学分野	西洋建築特論						2	
	建築学分野	日本建築特論						2	
	建築学分野	建築計画特論A						2	
	建築学分野	建築計画特論B						2	
	建築学分野	都市計画特論						2	
	建築学分野	建築デザイン演習A						2	
研究科共通	研究科共通	数值解析学特別論・演習A						2	
	研究科共通	数值解析学特別論・演習B						2	
	研究科共通	社会会実習A						2	
	研究科共通	社会会実習B						2	
	研究科共通	高速現象と可視化技術						2	
	研究科共通	工業数学特別講義						2	
	研究科共通	情報理工学特別講義						2	
	研究科共通	原子子力工学特別講義						2	
	研究科共通	技術英語特別講義A						2	
	研究科共通	技術英語特別講義B						2	

*大学院博士前期課程修了で一級建築士受験の実務年数1年を得る場合は、社会実習A, Bの単位修得の他、所定の単位を修得し、かつ、建築学特別演習では修士設計としなければならない。

建設工学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考
特別研究	建設工学特別研究 A	④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	建設工学特別研究 B	④	

応用化学専攻（博士前期課程）

授業科目										単位数	備考
特別研究	物理	化学生	特別研	究A	2						指導教授の指導のもと各特別研究A、Bを含め、30単位以上修得すること。
	物理	化学生	特別研	究B	2						
	物理	化学生	特別研	究C	2						
	物理	化学生	特別研	究D	2						
	機械	材料	特別研	究A	2						
	機械	材料	特別研	究B	2						
	機械	材料	特別研	究C	2						
	機械	材料	特別研	究D	2						
	有機	機材	化学生	特別研	2						
	有機	機材	化学生	特別研	2						
選択	溶物	液性	化学生	特論	2		22単位以上修得すること。				
	精機	精密	分析材	特論	2						
	無材	機器	アイン	特論	2						
	工材	材料	化学生	特論	2						
	有超	分子	化学生	特論	2						
	有機	機器	反応成	特論	2						
	反材	機合	化学生	特論	2						
	材先	材料	工能解	特論	2						
	研究	進材	機能料	特論	2						
	科共通	高工	速業	現象數理	と可視化	2					
研究科共通	情原	報子	現象力	と可視化	技術講義	2					
	技	技術	現象力	と可視化	技術講義	2					
	科	技术	現象力	と可視化	技術講義	2					
	共通	共通	現象力	と可視化	技術講義	2					
	研究	研究	現象力	と可視化	技術講義	2					
	科	科	現象力	と可視化	技術講義	2					

応用化学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考
特別研究	応用化学特別研究 A	④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	応用化学特別研究 B	④	

情報工学専攻（博士前期課程）

授業科目										単位数	備考
特別研究	情報報道	通信	情報	別別別別	研究	研究	A	B	C		
	情報報道	通信	情報	特特特特	研究	研究	D	A	B	2	指導教授の指導のもと各特別研究A, Bを含め、30単位以上修得すること。
	情報報道	通信	情報	別別別別	研究	研究	C	B	C	2	
	情報報道	通信	情報	特特特特	研究	研究	D	A	2		
	メデイア	ディイア	情報	報報報報	研究	研究	A	2			
	メデイア	ディイア	情報	報報報報	研究	研究	B	2			
	メデイア	ディイア	情報	報報報報	研究	研究	2				
	知能	能能能能	情報	報報報報	研究	研究	2				
	計算	算算算算	工工工工	工工工工	学学学学	研究	2				
	計算	算算算算	工工工工	工工工工	学学学学	研究	2				
選択	記通機ニ情報	号信機ユーラ通報	計工學方報	算學習情報	特特特處理	論論論論論	A	2	22単位以上修得すること。		
	機械	通信	工学	學習	特特特	論論論	B	2			
	ニ	ユーラ	ル	情報	處理	論論論	C	2			
	情報	通報	信通	方式	特式	論論論	D	2			
	コンピュータ	コンピュータ	ビデオ	ビデオ	ジョンジョン	特論特論	A	2			
	情報	報報	セキュリティ	流通シス	テリム	特特特	B	2			
	情報	報報	セキュリティ	流通シス	テリム	特特特	C	2			
	知情的	信号	信号	処理	理理	特特特	D	2			
	シミュレーショ	バイオインフォマ	バイオインフォマ	ティックス	ティックス	特特特	A	2			
	音音社	声声会	言信会	語号	處理	特特特	B	2			
研究科共通	高工情原技技	速業報子技术	現�数理力	象數理工	と工	可別別	視別別	化講講	技術義義	2	【2020年度】
	研究科共通	速業報子技术	現數理力	象數理工	工	別別別	別別別	別別別	講講講	2	
	研究科共通	速業報子技术	現數理力	象數理工	工	別別別	別別別	別別別	講講講	2	
	研究科共通	速業報子技术	現數理力	象數理工	工	別別別	別別別	別別別	講講講	2	
	研究科共通	速業報子技术	現數理力	象數理工	工	別別別	別別別	別別別	講講講	2	
	研究科共通	速業報子技术	現數理力	象數理工	工	別別別	別別別	別別別	講講講	2	

授業科目		単位数	備考
特別研究	情報工学特別研究 A	④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	情報工学特別研究 B	④	

授業科目			単位数	備考
特別研究	特別研究 A 特別研究 B		③ ③	
基礎科目	創造エネルギー理工学概論 エネルギー基礎物理学 地球物理学 宇宙物理学		② ② 2 2	指導教授の指導のもとに必修科目及び選択科目を含め、30単位以上修得すること。
専門科目系 空間情報科学系	デジタルアースデザイン 空間情報処理技術基礎 リモートセンシング特論 地理情報システム特論 空間情報処理技術応用 G I S プロジェクト演習		② 2 2 2 2 2	
専門科目系 エネルギー科学系	次世代エネルギー技術概論 クリーンエネルギー学 エネルギー・物質理工学 エネルギー変換理工学 エネルギー創成理工学 超伝導理工学 省エネルギー・エネルギー管理学 エネルギー材料科学 レーザー理工学 エネルギー現代物理学		② 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
研究科共通	高速現象と可視化技術 工業数学特別講義 情報数学特別講義 原子力学特別講義 A 技術英語特別講義 A 技術英語特別講義 B 科学技術史		2 2 2 2 2 2 2	

創造エネルギー理工学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目	単位数	備考
特別研究 創造エネルギー理工学特別研究 A	④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
特別研究 創造エネルギー理工学特別研究 B	④	

授業科目				単位数	備考	
特別研究	特別研究 A	特別研究 B	特別研究 C	特別研究 D		
	ロボットプログラミング	ロボット動力学	ロボットシステム制御学	実践英語 A	② 2 ② 2 2 ②	6単位以上
	ロボットメカトロニクス	ロボットアクチュエータ	ロボットモーション演習	実践英語 B	2 2 2 ② ②	6単位以上
	ロボットインテリジェンス 自律エイジェント・ロボティクス（群作業ロボット工学）	システム神経科学特論	ロボットビジョン演習		2 2 2	2単位以上
	ロボット・インテグレーション（ロボットシステム設計） 応用システムロボティクス（医療・福祉・農業・林業ロボット）	システム最適設計	ヒューマン・ロボットインタラクション演習		2 2 2	2単位以上
研究科共通		高速現象と可視化技術	工業数学特別講義	情報数理工学特別講義	原子力工学特別講義 A	2 2 2 2 2
		技術英語特別講義 B	技術英語特別講義史			2 2

ロボット理工学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目	単位数	備考
特別研究 ロボット理工学特別研究 A	④	指導教授の指導のもとに、8単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
ロボット理工学特別研究 B	④	

3. 経営情報学研究科

経営情報学専攻

経営学専攻

1. 概要

これから経済活動では、最新の情報技術を有効に利用しない限り大きな成果を実現できません。その一方、最新の情報技術を駆使するIT専門家にも、真に有効な役割を果たすためには、経営者の視点から状況を把握し理解する能力が求められます。本研究科は経営情報学専攻（博士前後期課程）と経営学専攻（修士課程）から成ります。

経営情報学専攻博士前期課程の基本的なコンセプトは「経営学と情報学の融合」です。広義の情報学には、コンピュータの活用を中心とした情報科学とともに、企業活動を経済価値情報として扱える会計学も含まれます。本専攻には、情報学に重点を置き「経営の分かる情報専門家」を育成する「情報コース」と、経営学に重点を置き「情報技術の分かる経営専門家」を育成する「経営コース」があります。両コース共、高度な専門能力を持つプロフェッショナル人材を育成することに主眼を置いてデザインされています。

博士後期課程の目的は高度な専門知識とともに実践的な研究スキルの涵養にあります。特に経営戦略論、経営組織論および情報科学の3分野での優れた教育者、研究者の育成を目指しています。

経営学専攻（修士課程）は、グローバルな視野を持ち、最新の情報技術や工業技術を活用して革新を起こす、次の3つのタイプのビジネスリーダーを育てることに主眼を置いたMOT型MBA（実践的経営学）の大学院課程です。

- (1) 自らベンチャービジネスを立ち上げる起業家
- (2) 企業内ベンチャーとして新事業を成功に導くリーダー
- (3) 既存の事業や企業そのものの在り方を革新するリーダー

2. 沿革

経営情報学研究科は1996年4月に経営情報学専攻（修士課程）を設置。1998年4月に経営情報学専攻（博士課程）を設置した。

2006年4月に経営学専攻（修士課程）を設置した。

3. 研究科・専攻の学修教育目標

【経営情報学専攻】

情報・会計・経営の3分野を融合した教育課程により、「会計・経営の分かる情報専門家」と「情報センスを備えたビジネスリーダー」の育成、さらにはそうした領域における高度な専門知識を備えた教育・研究者を育成する。

[博士前期課程]

情報・会計・経営の3分野の特徴を生かし、それぞれの分野の専門領域に踏み込んだ教育目標を設定する。

(情報分野)

情報・会計・経営分野の幅広い視野と高度な情報専門知識を習得し、組織における情報戦略の策定や情報戦略に向けた企画・設計、システム開発やシステム運用・管理などにおいて、即戦力となるべき専門職業人を育成する。そのために以下のようなカリキュラムに沿った人材育成を行う。

- (1) 情報・会計・経営分野の幅広い視野を養うために、「基礎科目群」を設けて情報・会計・経営の3分

野の基礎知識を習得させる。

- (2) 専門職業人として、組織における情報戦略の策定や情報戦略に向けた企画・設計を行うために、「インフォメーション科目群」を設けて情報理論、情報技術、情報セキュリティとシステム運用・管理などの専門的知識を習得する。
- (3) 専門的な知識を実践する能力を養成するために、システム開発実習、ネットワーク実習、企業における専門実践実習などにおいて実践的な専門能力を習得する。

(会計分野)

会計分野だけでなく経営・情報分野の幅広い視野と高度な会計専門知識を習得し、企業会計のエキスペクト、税理士などのスペシャリストを育成する。そのために以下のようなカリキュラムに沿った人材育成を行う。

- (1) 会計・経営・情報分野の幅広い視野を養うために、「基礎科目群」を設けて会計・経営・情報の3分野の基礎知識を習得させる。
- (2) 会計の専門科として必須である簿記会計の専門知識を習得させるために、「アカウンティング科目群」を設置する。そこでは、財務会計、簿記、会計情報システム、税法、管理会計などの高度な知識を習得する。
- (3) 税理士を養成するために、簿記論、税法などの専門能力を修得する。また、実践する能力を養成するために、企業における専門実践実習を通して実践的な専門能力を養成する。

(経営分野)

経営・会計・情報分野の幅広い視野を養いつつ、高度な経営学や経済学、会計学知識を習得する。企業経営のみならずソーシャル・ビジネスにおける経営戦略、経営組織、マーケティング、アカウンティングなどの各分野の意義を考究し、ビジネス現場で即戦力となる専門職業人を育成する。そのために、以下のように工夫されたカリキュラムに沿った教育指導を行う。

- (1) 経営・会計・情報分野の幅広い視野を養うために、「基礎科目群」を設けて経営・会計・情報の3分野の基礎知識を習得させる。
- (2) 専門職業人としてゼネラリスト（ディシジョン・メイカー）なのかスペシャリスト（アナリスト）なのかを見きわめさせ、それに応じて「ビジネス・マネジメント科目群」「アカウンティング科目群」に設けられた即効性の高い経営学・会計学諸科目の中から自発的学習ラインアップを形成し、職業的に対応した専門的知識を習得させる。
- (3) 「ビジネス・マネジメント科目群」「アカウンティング科目群」に設けられた諸科目の実践性・即効性を高めるべく、「演習その他科目群」などにおいてできるかぎりケース・メソッド、ケース・スタディなどの教授法を取り入れ、ディスカッション能力の向上を図る。

[博士後期課程]

前期課程で習得した情報科学、会計学や経営学の専門知識に加え、高度な学識や最先端の専門技術を身につけ、広く社会に役立つ新たな知の創造を実現する教育者、研究者を育成する。

(情報分野)

- (1) より深い専門領域における実践的なテーマに対する論理的な解析能力や最先端の専門技術開発などの能力を養うために、人工知能特論、データ解析特論、データベース特論などの高度な専門科目を習得する。
- (2) 社会に役立つ専門技術開発能力を実践するために、専門研究演習などにおける研究活動を通して企業

- との共同研究などを実践する。
- (3) 研究指導教授（主査および副査）の指導や研究発表や技術交流の機会を積極的に利用して自らの専門性を広げ、社会に役立つ新しい課題を提案する能力を養う。

(会計分野)

- (1) より深い専門領域における最先端の専門能力を養うために、財務会計特論、管理会計特論など高度な専門科目を修得する。
- (2) 主任指導教授以外の研究指導員の指導や学会等における研究発表などを通して自らの専門性を広げ、会計分野における新しい課題を提案する能力を養う。

(経営分野)

- (1) より深い実践的なテーマに対する論理的思考能力を養うために、経営戦略特論、経営組織特論、人的資源管理特論、生産管理特論、経営財務特論、管理会計特論などの高度な専門科目を修得させる。
- (2) (1)の上に、発表・ディスカッションを中心とした専門研究演習などを通じて、学会発表などに耐えうる論文作成能力を鍛える。
- (3) (2)に加えて、専門性を拡充させるために主任指導教授以外の研究指導委員の指導や研究発表の機会を積極的に利用させ、学界の既成概念を越える新概念、新仮説を提唱し得る能力を向上させる。

【経営学専攻】

[修士課程]

1. 企業人としての基礎知識の修得

経営管理、会計、財務、法務、人材管理など企業運営に普遍的な基礎知識を修得し、多面的な切り口（人・物・金・情報）から物事を考えられるようにする。

2. リーダーシップの涵養

仕事に対する使命感、革新する意欲・気概、等の重要性を理解し自ら実践すると共に、周囲に影響力を及ぼす能力を養う。

3. 産業・情報技術の動向と意味を理解し活用する能力の養成

最新の技術を理解し、それらを企業の革新に活用する能力や顧客（相手）の立場で物事を考えることができる力を育成する。

4. 戰略的な構想力の育成

新しいビジネスモデルや戦略を構想することや、問題や将来課題を認識し解決策を広い視野、長期的視点で考えることのできる力を養う。

4. 履修の方法

【経営情報学専攻】

[博士前期課程]

2年以上在学し、基礎科目群の3分野（情報・会計・経営）にわたり各1科目2単位以上、合計6単位以上、演習科目から8単位、合計32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

[博士後期課程]

3年以上在学し、専門研究演習12単位を含む合計24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた

上、博士の学位論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

【経営学専攻】

[修士課程]

- (1) 合計40単位以上（経営学演習Ⅰ・Ⅱの4単位を含む）を修得すること。
- (2) 必修科目（9科目）をすべて修得すること。
- (3) 基礎科目群から16単位以上を修得すること。
- (4) 経営発展科目群、ベンチャーマネジメント科目群、技術マネジメント科目群から16単位以上を修得すること。
- (5) ベンチャーマネジメント科目群、技術マネジメント科目群から10単位以上を修得すること。
- (6) 演習（修士論文研究）を行い、学位論文（修士論文）の審査に合格すること。

5. 研究指導の要領

【経営情報学専攻】

[博士前期課程]

博士前期課程に在籍する学生に対する研究指導は、下記の手続きに沿って実施する。なお、指導内容及び日程等は、学年開始時に詳細な説明を行う。

- (1) 学生は、入学時に「前期課程履修計画表」を提出する。「前期課程履修計画表」には「博士前期課程2年間に履修しようとする科目」および「希望する修士論文研究指導担当教授（以下、指導教授）」を記載する。
- (2) 指導教授は、上記の「前期課程履修計画表」をもとに、経営情報学研究科委員会（以下、研究科委員会）で決定する。
- (3) 学生が広い視点から研究活動を行うことを支援するため、次項の「修士論文研究計画書」提出前に、学生の希望と研究テーマ等をもとに、指導教授を含む3名以上の教員で構成する修士論文研究指導委員会（主1名、副2名以上：以下、研究指導委員会）を設置する。
- (4) 学生は、指導教授の指導を受け、定められた期日までに「修士論文研究計画書」を提出し、1年次の末に開催する公開の博士前期課程研究報告会においてこの研究計画を発表して広く意見を求めると共に、研究指導委員会（委員全員）の承認を受ける。
- (5) 学生は、2年次の定められた時期（経営分野は7月、情報分野・会計分野は9月）に、「修士論文研究中間報告書」を提出し、その後に開催される修士論文研究中間報告会で研究の進捗状況を発表する。研究指導委員会は、この中間報告書と中間報告会での発表をもとに必要な指導を行う。
- (6) 学生は、研究指導委員会の指導に沿って研究活動を進め、2年次1月の所定期日（詳細は別途指定）までに、所定の書式を整え、修士論文を提出する。
- (7) 上記の修士論文提出時期までに、前期の研究指導委員会を改組し、指導担当教授を含む3名以上の教員で構成する修士論文審査委員会（主査1名、副査2名以上：以下、審査委員会）を、設置する。
- (8) 審査委員会は、提出された修士論文が「**予備審査基準**」（「7. 審査基準・審査手順について」）を満足しているかどうか予備審査を行う。主査が合と判定し副査の半数以上が合と判定した論文が受理される。
- (9) 論文を受理された学生は、2月に開催される修士論文審査会（詳細は別途指定）でその研究成果を報告する。
- (10) 審査委員会は、受理した論文を、上記論文審査会での議論、および独自に行う口頭試問等の内容を「**審査基準**」（「7. 審査基準・審査手順について」）に照らして審査し、期日の許す範囲内で必要な改良

指導を行い、研究科委員会に審査結果を報告する。

- (11) 研究科委員会は、その他の修了要件（「4. 履修の方法」）と共に上記審査報告を審議し、当該学生の博士前期課程修了の合否を決定する。

[博士後期課程]

博士後期課程に在籍する学生に対する研究指導は、下記の手続きに沿って実施する。なお、指導内容及び日程等は、学年開始時に詳細な説明を行う。

- (1) 学生は入学時に「後期課程履修計画表」を提出する。「後期課程履修計画表」には「博士後期課程3年間に履修しようとする科目」および「希望する博士論文研究指導担当教授（以下、指導教授）」を記載する。
- (2) 指導教授は、上記の「後期課程履修計画表」をもとに、経営情報学研究科委員会（以下、研究科委員会）で決定する。
- (3) 学生が広い視点から研究活動を行うことを支援するため、次項の「博士論文研究計画書」提出前に、学生の希望と研究テーマ等をもとに、指導教授を含む3名以上の教員で構成する博士論文研究指導委員会（主1名、副2名以上：以下、研究指導委員会）を設置する。
- (4) 学生は、指導教授の指導を受け、定められた期日までに「博士論文研究計画書」を提出し、1年次の末に開催する公開の博士課程研究報告会においてこの研究計画を発表して広く意見を求めると共に、研究指導委員会（委員全員）の承認を受ける。
- (5) 学生は、2年次の定められた期日までに「博士論文研究計画書」を提出し、2年次の末に開催する公開の博士課程研究報告会においてこの研究計画を発表して広く意見を求めると共に、研究指導委員会（委員全員）の承認を受ける。
- (6) 学生は、「博士学位請求論文」を提出する時点で、査読論文（審査機構を有する学会誌またはこれに準ずる学術専門誌に掲載された単著または筆頭著者の研究論文）を1編以上（情報分野は2編以上）発表しておくことが求められる。
- (7) 学生は、「博士学位請求論文」を作成するにあたり、研究指導委員会が開催する博士論文中間報告会（3年次半ば）に出席して研究進捗状況を報告し必要な指導を受ける。
- (8) 上記一連のプロセスを経た学生は、3年次の別途定める期日までに、所定の書式を整え、「博士学位請求論文」を提出する。「博士学位請求論文」の提出に応じ、博士課程研究指導教授会は、主査（指導教授）と2名以上の副査からなる予備審査委員会を設置する。
- (9) 博士課程研究指導教授会は、予備審査委員会の報告にもとづき、博士学位請求の申請手続きの可否を審議し、可の場合には「博士学位請求論文」を受理するとともに、博士論文審査委員会（以下、審査委員会）を設置する。審査委員会は、原則として予備審査委員会の構成委員をあてると共に、1名以上の研究科外有資格者を副査として加える。
- (10) 学生は、「博士学位請求論文」を1月31日までに教務支援課へ提出する。
- (11) 博士課程研究指導教授会は、博士学位請求論文の審査手続き開始が承認された時点で、外部に公開された博士学位請求論文審査会（以下、博士論文審査会）を開催する。博士学位請求論文が受理された学生は、この博士論文審査会でその研究成果を発表する。
- (12) 博士論文審査会には広く教育・産業界等外部の専門家の参加を求め、広く公開する。
- (13) 博士論文審査委員会は、博士論文審査会での議論、口頭試問を含め、受理した論文を「審査基準」（「7. 審査基準・審査手順について」）に照らして審査すると共に、当該学生の人物評価、専門分野の学術的知識・見識についても評価する。
- (14) 同審査委員会は、上記の評価に基づき「博士論文審査報告書」を作成して博士課程研究指導教授会に

報告する。

- (15) 博士課程研究指導教授会は、その他の修了要件と共に上記審査報告を審議し、当該学生の博士後期課程修了の合否を決定し、研究科委員会に報告する。
- (16) 学生は、博士後期課程3年次までに課程修了できない場合、以下のいずれかの手続きを行う。
- ① 毎年2月末までに改めて「博士論文研究計画書」を提出し、新年度への留年（1年ごとに更新）を申請する。博士課程指導教授会がこれを承認すれば留年が認められる。承認が得られない場合は②の単位取得後退学の手続きを選択する。
- ② 単位取得後退学の手続きを行う。

(注1) この研究指導要領は、平成20年度入学の後期大学院生より対象とする。

(注2) 「博士学位請求論文」の提出要件である査読論文については、掲載が確定したものを含めてもよい。

(注3) 1年次末および2年次末の博士課程研究報告会で行う研究計画発表と中間報告は博士論文研究指導委員会が認める学術団体の主催する学会発表等で代えることができる。この場合、博士論文研究指導委員会はその取り扱いを博士課程指導教授会に報告し了承を得る。

(注4) 論文博士の場合は、「博士学位請求論文」の提出に必要な査読論文を3編以上とする。

(注5) その他、具体的な内容については、別途定める。

【経営学専攻】

[修士課程]

修士論文研究の推進日程は次の通りである。（2年間在学する場合の例示。1年間での修了も可である。）

- 1年次秋学期 (10月)：修士論文研究の説明資料配付
(12月)：担当教員（主査）希望調査（配属調査）
(1月)：主査決定
- 2年次春学期 (4月)：修士論文研究開始
(7月)：副査の決定（研究科委員会）、修士論文研究計画書の提出
- 2年次秋学期 (10月下旬)：中間報告会実施
(1月下旬)：修士論文提出 提出後速やかに：同形式審査
(1月末日)：修士論文発表会公示
(2月)：修士論文発表会、修士論文審査、審査報告書作成
(2月末)：研究科委員会にて修了（合否）判定

6. 学位の取得について（修了の要件）

経営情報学専攻

(修士)

学則第11条に示すとおり、博士前期課程に2年以上在学し、別表の授業科目中より32単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は1年以上でよい。

なお、論文の審査及び試験を受けるためには、優れた業績をあげて1年の在学期間で修士の学位を取得しようとする場合を除いて、2年次の指定の期日までに、修士論文計画書を研究科長に提出し、研究科委員会の了承を得なければならない。

経営学専攻

(修士)

学則第11条に示すとおり、修士課程に2年以上在学し、別表の授業科目中より40単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については在学期間は1年以上でよい。

なお、論文の審査及び試験を受けるためには、優れた業績をあげて1年の在学期間で修士の学位を取得しようとする場合を除いて、2年次の指定の期日までに、修士論文計画書を研究科長に提出し、研究科委員会の了承を得なければならない。

経営情報学専攻

(博士)

学則第12条に示すとおり、博士後期課程に3年以上在学し、別表の授業科目中より24単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については在学期間は1年（学則11条のただし書きの規程による在学期間1年をもって博士前期課程を修了した者は2年）以上でよい。

7. 審査基準・審査手順について

【経営情報学専攻】

[博士前期課程]

(1) 予備審査基準

提出された論文が以下の条件を満たしているかどうか予備審査（形式審査）を行う。

- ① 研究の目的と方法
- ② 先行研究の検討
- ③ 使用する情報・データと分析
- ④ 結論および今後の課題等

(2) 審査基準

受理した論文が以下の条件を満たしているかどうか審査を行う。

- ① 研究目的の明確性
- ② 研究内容の独創性・新規性
- ③ 研究設計・研究方法の適切性
- ④ 論文の構成や表現方法の適切性
- ⑤ 論証・実証の妥当性
- ⑥ 文献調査の的確性

[博士後期課程]

(1) 審査基準

受理した論文が下記①～⑥の観点から審査すると共に、当該学生の人物評価、専門分野の学術的知識・見識についても評価する。

- ① 研究目的の明確性
- ② 研究内容の独創性・新規性
- ③ 研究設計・研究方法の適切性
- ④ 論文の構成や表現方法の適切性

- ⑤ 論証・実証の妥当性
- ⑥ 文献調査の的確性

【経営学専攻】

[修士課程]

(教科目の修得単位数)

修士課程修了までに40単位以上の単位（経営学演習Ⅰ・Ⅱの4単位を含む）を修得しなければならない。

(修士論文研究)

修士論文研究を行い、学位論文（修士論文）の審査に合格しなければならない。評価手順と評価基準は次の通りである。

評価手順

- (1) 主査ならびに副査（2名以上）からなる審査委員会を設ける。
- (2) 審査委員会は「修士論文研究計画書」を審議し審議結果を研究科委員会に報告する。
- (3) 審査委員会は「修士論文研究中間発表会」の指導において、指導記録を残す。
- (4) 審査委員会は提出された論文を修士論文発表会にて発表させるべきか否かを審査する。
- (5) 修士論文発表会終了後、審査委員会は合否案を作成する。
- (6) 専攻主任は上記の合否案を研究科委員会に諮る。研究科委員会は合否を決定する。

評価基準

- 1 修士論文研究で取り上げるテーマは、経営に寄与しうる分野を扱いビジネスへの適用や貢献を目指していることや、産業技術やIT等を活用し何らかの革新を目指すものであることが望ましい。内容については次の3つの要件を満たすことが求められる。
 - (1) 議論の根拠とするデータ・情報が一定の妥当性を備えていること。
 - (2) 結論に至る過程が論理的であり説得性や主張があること。
 - (3) 経営学専攻における修士論文研究にふさわしい研究テーマと結論であること。
- 2 修士論文発表会においては、研究内容が1項に掲げた要件を満たすものであるかを吟味する。発表会終了後、審査委員会は合否案を作成する。主査が合と判定し、かつ副査の半数以上が合と判定した場合に合と起案する。

8. 各種資格取得について

- ・資格の取得が可能なものの

経営情報学専攻

高等学校教諭専修免許状「商業」（教職課程の単位取得を条件とする）

授業科目および単位数

経営情報学専攻（博士前期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目			単位数	備考
基礎科目群	情報	情報システム I ネットワークシステム A	2 2	基礎科目群の3分野（情報・会計・経営）にわたり各1科目2単位以上、合計6単位以上、演習科目8単位、合計32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	会計	財務会計 I 会計原理 I	2 2	
	経営	経営管理 経営政策	2 2	
インフォメーション科目群	ネットワークシステム B プログラミング A	2 2		
	プログラミング B	2		
	情報セキュリティ S Q L とデータベース	2 2		
	データ処理とシミュレーション パターン認識と人工知能	2 2		
	エージェント機能 システム開発実習	2 2		
	会計法 税法	II A		
	情報システム I 情報システム II	2 2		
	記論 簿記論	A B		
アカウンティング科目群	簿記会計 簿管会計	II I	2 2	
	会計管理	II I	2 2	
	会計管理	II I	2 2	
	会計管理	II I	2 2	
	会計管理	II I	2 2	
	会計管理	II I	2 2	
ビジネス・マネジメント科目群	経営組織 融資組織	行 経 済	2 2	
	組織動態 本日近経日財国	デザイ 動本現代 企政際	2 2	
	経済企政 本日経際	業理 本日経際	2 2	
	組織論 組織論 企業論 本日論	動論 組織 企業 本日	2 2	
	組織論 組織論 企業論 本日論	動論 組織 企業 本日	2 2	
	組織論 組織論 企業論 本日論	動論 組織 企業 本日	2 2	
	組織論 組織論 企業論 本日論	動論 組織 企業 本日	2 2	
	組織論 組織論 企業論 本日論	動論 組織 企業 本日	2 2	
	組織論 組織論 企業論 本日論	動論 組織 企業 本日	2 2	
	組織論 組織論 企業論 本日論	動論 組織 企業 本日	2 2	

授業科目								単位数	備考
演習科目	専門門	実実	践践	実実	習習	A	2		
	専門門	實實	實實	學學	演演	B	2		
	經營營	情情	報報	學學	演演	A	(2)		
	經營營	情情	報報	學學	演演	B	(2)		
	經營營	情情	報報	學學	演演	C	(2)		
	經營營	情情	報報	學學	演演	D	(2)		

授業科目	単位数	備考
経営財務管理	4	
会計会計	4	
財務特論	4	
会計特論	4	
財務特論	4	
マーケティング	4	
組織特論	4	
的資源管理	4	
人生産管理	4	
経営学研究方法	4	
データ解析	4	
経済分析	4	
情報システム	4	
オペレーションズリサーチ	4	
シミュレーション	4	
情報メディア	4	
データベース	4	
専門研究演習A	④	
専門研究演習B	④	
専門研究演習C	④	
講義科目3科目12単位以上、専門研究演習12単位、合計24単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。		

授業科目					単位数	備考
基礎科目群	経営会計	営業管	行政理	策I	2 ②	基礎科目群16単位以上、経営発展科目群、ベンチャーマネジメント科目群及び技術マネジメント科目群から16単位以上（ベンチャーマネジメント科目群及び技術マネジメント科目群から10単位以上を含む）、演習科目4単位、合計40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	経営マーケ	営業管	理務理	務I	2 ②	
	人生的	営業資	組織管	理I	2 ②	
	情報新	産源管	理ム	ムI	2 2	
	新	技術管	法	務向	2 ②	
	会計	営業財	理務	II	2	
	マーケ	テイ	ング	II	2	
	生人	的資	理	II	2	
	国際	資源	管	理	2	
	消費	者	行經	戰	2	
経営発展科目群	金物統	融流	動管	分	2	
	デ環	計	計	析	2	
	一	タ	タ	解	2	
	境			経	2	
	一	解		營	2	
ベンチャーマネジメント科目群	ベンチ	チャ	一変	ジネス	論論	2
	組中	織企	業の	革營	新想	2
	小企	業經	營	革思	略	2
	実践	事業	の財	務戰	性	2
	規間	性と	生	產	性	2
	新人	間性	と生	產	用	2
	中小企	業の資	金調	達と	用	2
	企業	競争	力強	化法	法	2
技術マネジメント科目群	R&D	マネジメン	ト	ト	2	
	先端	技術	応	用	2	
	情報	技術	と	営	2	
	情報	シス	テム	II	2	
	ネット	ワークシス	テム	A	2	
演習科目	ネット	ワークシス	テム	B	2	
	情報	技術	応	用	2	
経営	営業	学	演習	I	②	
経営	営業	学	演習	II	②	

4. 国際人間学研究科

国際関係学専攻

言語文化専攻

心理学専攻

歴史学・地理学専攻

1. 概要

国際人間学研究科は、社会、文化の中で生きている人間のありようを地球的スケールから統合的に研究する新たな学問分野、すなわち「国際人間学（Global Humanics）」の探求と学問的構築を目指している。国際人間学は、人文系、社会系の諸科学を背景に、人間、社会、文化に関わるさまざまな課題を幅広く把握する視点と方法を見いだすことを通じて打ち立てられる。この学問は、国際社会において国家、民族、企業などの諸集団が抱える多くの問題を解決する手がかりを提供することができる。また、その学問的成果をもって、人類の発展、国際社会の繁栄、諸文明の共生に対し貢献することもできる。国際人間学研究科は、国際人間学という学問をベースに幅広く教育・研究を行い、グローバルな活動分野やローカルな活動領域で活躍できる知的で創造性に満ちた人材を育成する。

国際人間学研究科は、国際人間学で培った専門能力を社会で発揮できる人材を育成する博士前期課程と、専門性をさらに磨いて社会の中でリーダーシップが発揮できる人材を育てる博士後期課程から成り立っている。前期課程の修了者は、高度な知識が求められる社会において、幅広い学問的素養と専門性を生かして活躍することができる。また後期課程の修了者は、高度知識社会の進展や教育・研究分野の発展のために、より専門的な能力を生かすことができる。

以上で述べた本研究科の教育目的および理念を実現するために、国際人間学研究科は以下のように4つの専攻を設置している。これらの専攻は、国際人間学という学問的枠組みの中で互いに連携を保ちながら、大学院における教育・研究の発展のために日夜努力している。各専攻の定員は、いずれも前期課程4名、後期課程2名である。

- ① 国際関係学専攻
- ② 言語文化専攻
- ③ 心理学専攻
- ④ 歴史学・地理学専攻

2. 沿革

国際人間学研究科の前身となる国際関係学研究科が、国際関係学部を基礎に発足したのは1991年のことで、国際関係学専攻（修士課程、定員10人）が設置された。2001年には、1998年に設置された人文学部、及び1996年に設置された中部高等学術研究所の協力を得て、国際関係学専攻のみの一専攻による博士後期課程（定員3人）を増設した。その後、人文学部での学科増設・完成等に伴い、時代の新たな要請に対応して、2004年には、人文学部と国際関係学部を基礎として、三専攻（国際関係学専攻、言語文化専攻、心理学専攻）で構成する新研究科（区分制博士課程）として、「国際人間学研究科」（Graduate School of Global Humanics）を設置した。（なお、この時点で、国際関係学研究科は学生募集を停止し、在学生のいなくなった2009年3月に廃止）。さらに、2008年には四番目の専攻として、歴史学・地理学専攻（修士課程）を開設した。同専攻は、2010年度からの博士後期課程開設に伴い、従来の「修士課程」は「博士前期課程」と名称を変更した。

3. 研究科・専攻の学修教育目標

【国際関係学専攻】

政治学、経済学、社会学、人類学などを基盤として、理論と実際、思考力と応用力のバランスを取りながら、広く国際政治、国際経済、人類文化上の諸問題、さらには同時代的な人間と社会の諸問題、平和構築、国際協力等の具体的・実践的な諸課題に取り組むことのできる高度専門職業人、有識社会人及び教育研究者を育成することを目標とする。

[博士前期課程]

- ① 「よりよい統治とは何か」を考える政策科学の基礎を掘り下げ、国際社会の政治・経済上の諸問題、国際協力、社会開発、平和構築、人権問題、地球環境等、現代的な諸課題を中心とする教育研究を推進する。
- ② 人類文化・社会の多様性を究明するとともに、個別の民族や国家の社会文化的個性を明らかにし、そこに内在する普遍と特殊に着目しながら、人類文化の総体的な理解を深める教育研究を推進する。

[博士後期課程]

- ① 政治・経済関係の各種専門研究演習を配備して、グローバル社会における政治・経済の展開と問題解決の方向など、理論と実際を考究する学問的思索の方法を習得させる。
- ② 社会・文化関係の各種専門研究演習を配備して、グローバル社会における社会と文化上の諸問題、さらに途上国地域を中心とした人間と社会の開発など、理論と実際を考究する学問的思索の方法を習得させる。
- ③ 人文系諸科学と社会系諸科学の統合的視点に立つ「国際人間学」を展望しながら、特に社会・文化的側面から、隣接科学の研究成果をも吸収して、思考力と応用力のバランスの取れた最高度の研究能力を備えた研究者を育成する。

【言語文化専攻】

言語・文化を基礎とする複合的・総合的な教育研究を行い、言語文化を体系的に理解した、有為な人間の育成及び多方面の研究を通じて、社会への貢献を目的としている。

[博士前期課程]

ジャーナリズムコース

- ① 【ジャーナリズムの基礎的理論の修得と応用】
ジャーナリズムの基礎理論を身に付け、実践的なメディア特性にも通じた情報発信・受信の理論構築能力を養成する。
- ② 【国際化対応能力の育成】
複眼的な視点と国際的な視野を養い、多様化、グローバル化する高度情報社会におけるジャーナリストとして通用する能力を育成する。

英語圏言語文化コース

- ① 【英語に関する諸学問分野の知識の修得】
英語そのものに対する理解を深める英語学や言語学、英語圏における英米文学や英米文化、英語教授法を含む英語教育や応用言語学に関する知識を深め、理論を修得させる。

②【高度専門職業人の育成】

英語英米文化に関して、高度な知識と教授技能を持った専門職業人として通用する能力を育成する。

日本語日本文化コース

①【日本語、日本文学、日本文化の知識、理論の修得】

日本語学・日本文学・日本文化の専門性を深め、対外的な発信能力を養成する。

②【高度専門職業人の育成】

日本語教員、中学・高校国語科教員、学芸員等、高度な専門職業人としての能力を育成する。

[博士後期課程]

①【高度な専門能力の育成】

言語と文化の各分野の専門性をさらに高め、独創性のある研究ができる能力を養う。

②【実践的な指導力の養成】

専門能力を活かし、地域社会や、国際的分野で指導力を発揮できる教育者、研究者、知識人を養成する。

【心理学専攻】

教育心理学、社会心理学、発達心理学、認知心理学、学習心理学、知覚心理学などに関する分野並びに臨床心理学、障害児心理学、健康心理学、学校カウンセリングなどの心の支援や適応行動に関する分野の教育・研究を通じて、社会に貢献することを目的とする。学校心理学を専門とする高度専門職業人・知識人として学校現場でその能力を発揮できる人間を育成する。

[博士前期課程]

①【専門領域の高度の知識の修得】

専門とする心理学領域の過去の研究・最新の研究の知見を修得させ、将来に向けての課題を見出す知識基盤を構築する。

②【専門領域の高度の研究能力の修得】

将来に向けての課題解明の土台となる仮説演繹能力を養うとともに、解明のための実験・調査・観察・面接等の客観的かつ高度な研究方法を習得させる。

③【専門領域の高度の統計処理能力の修得】

高度な統計的知識を習得させ、得られたデータを最新かつ高度な客観的統計手法によりコンピュータ解析する能力を養う。

④【専門領域の高度な知識・研究能力・統計処理能力の応用力の修得】

基礎研究で培った問題を見出す能力、仮説演繹能力、研究能力並びに統計処理能力を土台として、人間が遭遇しうる様々な現実の問題のメカニズムを解明し、解決のための方策を見出す基本的な応用力を養う。

[博士後期課程]

①【専門領域の最高度の知識の修得】

専門とする心理学領域の最高度の専門知識を修得させ、当該領域の研究の発展に貢献しうるような知識基盤と洞察力を養う。

②【専門領域の最高度の研究能力の修得】

より高度な仮説演繹能力を養うとともに、専門領域特有の最新かつ最高度の研究手法を修得させる。

③【専門領域の最高度の統計処理能力の修得】

最高度の統計的知識を習得させ、得られたデータを最新かつ高度な客観的手法によりコンピュータ解析する能力を養う。

④【専門領域の最高度の知識・研究能力・統計処理能力の応用力の修得】

最高度の専門的知識・研究能力・統計処理能力を駆使して、現代社会で人間が直面しうる様々な問題を、専門領域の知見に基づいて客観的に考察・研究し、そのメカニズムや解決策を見出すことができるような、発展的な応用力を養う。

【歴史学・地理学専攻】

歴史学と地理学を教育研究のディシプリンとし、時間と空間という2つの軸あるいは次元を意識しながら、最高かつ最新の専門知識を体系的に習得する。地域重視のローカリゼーションと国際関係化のグローバリゼーションがともに進展する現代社会において、状況把握が適切にでき、問題発見と課題解決に向けて主体的に取り組むことのできる知的専門家や高度専門職業人を育成する。

[博士前期課程]**①【歴史学・地理学に関する専門的知識の習得】**

学問的ディシプリンの違いに応じて科目群を二分し、「歴史学専攻コース」と「地理学専攻コース」を置く。学生の関心対象を慎重に見極め、それにふさわしい専門領域で最新の知識や技術が円滑に修得できるように指導する。

②【歴史的認識と地理的認識の融合】

主たる関心が歴史的領域にあれば、歴史学が主専攻、地理学が副専攻になる。同様に、地理的領域への関心がつよければ、地理学が主専攻、歴史学が副専攻となる。いずれが主専攻であっても、歴史的認識と地理的認識の融合を重視し、時間と空間とともに意識しながら対象領域に対して果敢に立ち向かうように指導する。

③【高度な知識情報社会で活躍できる人材の育成】

高度な知識情報社会で活躍できる知的素養や能力を十分に身につけた専門家や研究者、あるいは高度な専門知識を有する職業人、さらには社会経験をベースにキャリアアップをめざす人材などを育成する。

[博士後期課程]**①【専門領域における最高かつ最新の知識修得】**

専門とする歴史学ならびに地理学の領域における最高かつ最新の専門知識を修得し、これらをもとに新領域を広げ研究を深化させていく人材を育成する。

②【専門領域における研究推進能力の向上】

専門とする研究領域においてより進んだ研究方法や分析手法を開発し、それらを新たな研究課題に適用して研究を推し進めていける能力を高める。

③【専門領域における課題発見と解決能力の向上】

専門とする研究領域で取り上げるべき歴史学的課題や地理学的課題をいちはやく見出し、それらの解決のために立ち向かえる研究能力を高める。

4. 履修の方法

[博士前期課程] ／ [博士後期課程]

各専攻とも、P49～P58を参照し、履修すること。

5. 指導要領

各専攻とも、前期課程・後期課程を通じて、院生の研究テーマに応じて主指導1人、副指導2人の教員を配して、個人指導体制を徹底している。前期課程1年次は論文構想発表会、2年次は論文概要発表会を10月から11月にかけて開催し、翌年2月には論文審査・口述試験を実施する。また後期課程1年次は第1回中間発表会、2年次は第2回中間発表会、3年次は最終発表会を10月から11月にかけて実施し、翌年2月には論文審査・口述試験を実施するなど、精細な学事カレンダーを定め、それに準拠して指導を徹底している。さらに各専攻では、「研究指導」の内容と方法を具体的に確定するとともに、研究科独自の学位論文の審査基準を明確に定め、各専攻はこれを基本として、弾力的に運用している。

6. 学位の取得について（修了の要件）

[博士前期課程]

博士前期課程に2年間以上在学し、授業科目中より30単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は1年以上でよい。

[博士後期課程]

博士後期課程に3年以上在学し、開設授業科目中より8単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については在学期間は1年（在学期間1年をもって博士前期課程を修了した者は2年）以上でよい。なお、課程博士を取得する者は、定められた期日までに博士予備論文を提出し、本論文提出の是非を問う資格審査に合格しなければならない。

各専攻は以下の学位を授与できる。

【国際関係学専攻】修士・博士（国際関係学）

【言語文化専攻】修士・博士（言語文化学）

【心理学専攻】修士・博士（心理学）

【歴史学・地理学専攻】修士・博士（歴史学）または修士・博士（地理学）

7. 審査基準・審査手順について

前期・後期課程を通じて、学位論文の審査基準として、以下のような7つの基準を定め、各専攻の独自性に配慮して、弾力的に運用している。また、博士論文の審査にあたっては、学外からも審査員を招くことができる。

評価基準

- ① 問題設定の理論的妥当性
- ② テーマとデータ・資料の適合性
- ③ データ・資料の信頼性
- ④ 分析・解釈の妥当性

- ⑤ 論文・結論のオリジナリティ
- ⑥ 学術的貢献度
- ⑦ 総合的判断

なお、学位の授与（特に博士）に関して、各専攻では、別途に独自の詳細な授与基準を内規として定めている。

8. 各種資格取得について

資格の取得が可能なものの

【国際関係学専攻】

高等学校教諭専修免許状「公民」（教職課程の単位修得を条件とする）

【言語文化専攻】

中学校教諭専修免許状「国語」「英語」
高等学校教諭専修免許状「国語」「英語」
}（教職課程の単位修得を条件とする）

【心理学専攻】

学校心理士受験資格

【歴史学・地理学専攻】

高等学校教諭専修免許状「地理歴史」（教職課程の単位修得を条件とする）

授業科目および単位数

國際關係學專攻（博士前期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

国際関係学専攻（博士後期課程）

授業科目		単位数	備考
国際政治経済分野	国際政治経済学専門研究演習 A	2	専門研究演習 8 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	国際政治経済学専門研究演習 B	2	
	国際政治経済学専門研究演習 C	2	
	国際政治経済学専門研究演習 D	2	
	国際政治経済学専門研究演習 E	2	
国際社会文化分野	国際社会文化論専門研究演習 A	2	
	国際社会文化論専門研究演習 B	2	
	国際社会文化論専門研究演習 C	2	
	国際社会文化論専門研究演習 D	2	
	国際社会文化論専門研究演習 E	2	
比較文明論分野	国際比較文明論専門研究演習 A	2	
	国際比較文明論専門研究演習 B	2	
	国際比較文明論専門研究演習 C	2	
	国際比較文明論専門研究演習 D	2	

言語文化專攻（博士前期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目群	授業科目						単位数	備考
日本語日本文化コース	日本語	本語	語	学	特	論	A	2
	日本語	本語	語	学	特	論	B	2
	日本語	本語	語	学	特	論	C	2
	日本語	本語	語	学	特	論	D	2
	日本語	本語	語	学	特	論	A	2
	日本語	本語	語	学	特	論	B	2
	日本語	本語	語	学	特	論	C	2
	日本語	本語	語	学	特	論	D	2
	日本語	本語	語	学	特	論	A	2
	日本語	本語	語	学	特	論	B	2
	日本語	本語	語	学	特	論	C	2
	日本語	本語	語	学	特	論	D	2
	日本語	本語	語	教	特	論	A	2
	日本語	本語	語	教	特	論	B	2
	日本語	本語	語	教	特	論	C	2
	日本語	本語	語	教	特	論	D	2
	日本語	古語	典	文	特	論	A	2
	日本語	古語	典	文	特	論	B	2
	日本語	古語	典	文	特	論	C	2
	日本語	古語	典	文	特	論	D	2
	日本語	近古	代	化	特	論	A	2
	日本語	近古	代	化	特	論	B	2
	日本語	近古	代	化	特	論	C	2
	日本語	近古	代	化	特	論	D	2
	日本語	伝承	本承	承	特	論	A	2
	日本語	伝承	本承	承	特	論	B	2
	日本語	伝承	本承	承	特	論	C	2
	日本語	国語	教語	教育	特論			
特別研究	研究	究	指	導	A		(2)	
	研究	究	指	導	B		(2)	
	研究	究	指	導	C		(2)	
	研究	究	指	導	D		(2)	
共通	近代文化	世界相関	表的	象科学	体哲	系學	2	
	日本語	日本語	論文の	論文の	書き方	I	2	※修了要件に含めない
研究科共通	日本語	日本語	論文の	論文の	書き方	II	2	※修了要件に含めない

言語文化専攻（博士後期課程）

授業科目	単位数	備考
メディア・コミュニケーション専門研究A メディア・コミュニケーション専門研究B メディア・コミュニケーション専門研究C メディア・コミュニケーション専門研究D	2 2 2 2	専門研究8単位以上を修得し, かつ、必要な研究指導を受けた上, 博士論文を提出し、その審査及び 試験に合格すること。
英語圏言語文化専門研究A 英語圏言語文化専門研究B 英語圏言語文化専門研究C 英語圏言語文化専門研究D	2 2 2 2	
日本言語文化専門研究A 日本言語文化専門研究B 日本言語文化専門研究C 日本言語文化専門研究D	2 2 2 2	

心理学專攻（博士前期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

心理学専攻（博士後期課程）

授業科目							単位数	備考
学習	心理	学専	門研	究A	I	2		
学習	心理	学専	門研	究A	II	2		
学習	心理	学専	門研	究B	I	2		
学習	心理	学専	門研	究B	II	2		
学習	心理	学専	門研	究C	I	2		
学習	心理	学専	門研	究C	II	2		
教育	心理	学専	門研	究A	I	2		
教育	心理	学専	門研	究A	II	2		
教育	心理	学専	門研	究B	I	2		
教育	心理	学専	門研	究B	II	2		
教育	心理	学専	門研	究C	I	2		
教育	心理	学専	門研	究C	II	2		
認知	心理	学専	門研	究A	I	2		
認知	心理	学専	門研	究A	II	2		
認知	心理	学専	門研	究B	I	2		
認知	心理	学専	門研	究B	II	2		
認知	心理	学専	門研	究C	I	2		
認知	心理	学専	門研	究C	II	2		
臨床	心理	学専	門研	究A	I	2		
臨床	心理	学専	門研	究A	II	2		
臨床	心理	学専	門研	究B	I	2		
臨床	心理	学専	門研	究B	II	2		
臨床	心理	学専	門研	究C	I	2		
臨床	心理	学専	門研	究C	II	2		

歴史学・地理学専攻（博士前期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目群	授業科目								単位数	備考
必修科目	近文化	近代化	世界相	界関的	表科	象的	体哲	系学	2 2	
歴史学コース	日本古	古代史	史特	論論	I	II	I	II	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出して、その審査及び試験に合格すること。
	日本古	古代史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本中	中世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本中	中世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	日本本	近世史	史特	論論	I	II	I	II	2	
	アジア	アジア	史史	特特	論論	I	II	I	II	履修方法については、「歴史学コース」又は「地理学コース」のいずれかを主専攻として、当該コースの特別研究を必修とし、講義科目については両コースそれぞれの科目群から2単位以上を修得しなければならない。
	アジア	アジア	史史	特特	論論	I	II	I	II	
	中ヨ	中ヨ	国國	史史	特特	論論	I	II	2	
	ヨメ	ヨメ	口口	パッパ	史史	特特	論論	I	2	
	アメ	アメ	リリ	カカ	史史	特特	論論	I	2	
	アソ	アソ	会会	経経	史史	特特	論論	I	2	
	思ソ	思ソ	想想	化化	史史	特特	論論	I	2	
	文ソ	文ソ	想想	化化	史史	特特	論論	I	2	
	技ソ	技ソ	化化	術術	史史	特特	論論	I	2	
	美ソ	美ソ	術術	術術	史史	特特	論論	I	2	
	歴ソ	歴ソ	史史	史史	学学	研研	究究	I	2	
	歴ソ	歴ソ	史史	史史	学学	研研	究究	II	2	
	歴ソ	歴ソ	史史	史史	学学	研研	究究	III	2	
	歴ソ	歴ソ	史史	史史	学学	研研	究究	IV	2	
地理学コース	経済	地地	理理	学学	特特	論論	I	II	2	
	経済	地地	理理	学学	特特	論論	I	II	2	
	歴史	地地	理理	学学	特特	論論	I	II	2	
	歴史	地地	理理	学学	特特	論論	I	II	2	
	文化	地地	理理	学学	特特	論論	I	II	2	
	文化	地地	理理	学学	特特	論論	I	II	2	
	都市	地地	理理	報報	特特	論論	I	II	2	
	都市	地地	理理	報報	特特	論論	I	II	2	
	地理	地地	理理	策策	特特	論論	I	II	2	
	地理	地地	理理	策策	特特	論論	I	II	2	
	都都	都都	政政	政政	特特	論論				

科目群	授業科目							単位数	備考					
地理学コース	自然地理学	特論	I	2										
	自然地理学	特論	II	2										
	地誌学	特論	I	2										
	地誌学	特論	II	2										
	地理学研究	研究	I	2										
	地理学研究	研究	II	2										
	地理学研究	研究	III	2										
	地理学研究	研究	IV	2										
特別研究	研究指導	導	I	②										
	研究指導	導	II	②										
	研究指導	導	III	②										
研究科基通	日本語論文の書き方	I	2	※修了要件に含めない										
	日本語論文の書き方	II	2	※修了要件に含めない										

歴史学・地理学専攻（博士後期課程）

科目群	授業科目	単位数	備考
歴史学分野	歴史学専門研究演習A (日本近世地域史)	2	指導教授の指導のもとに、専門研究演習8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。 履修方法については、「歴史学コース」又は「地理学コース」のいずれかを主専攻として、必要に応じて当該コース以外の専門研究演習を副専攻として修得すること。
	歴史学専門研究演習B (日本近代外交史)	2	
	歴史学専門研究演習C (日本思想史)	2	
	歴史学専門研究演習D (比較経済史)	2	
	歴史学専門研究演習E (現代政治史)	2	
	歴史学専門研究演習F (東アジア思想史)	2	
	歴史学専門研究演習G (ヨーロッパ文化史)	2	
	歴史学専門研究演習H (科学技術史)	2	
地理学分野	地理学専門研究演習A (歴史地域論)	2	
	地理学専門研究演習B (日本地域産業論)	2	
	地理学専門研究演習C (都市地域構造論)	2	
	地理学専門研究演習D (都市地域再生論)	2	
	地理学専門研究演習E (空間分析論)	2	

5. 応用生物学研究科

応用生物学専攻

1. 概要

応用生物学研究科は、バイオサイエンス・バイオテクノロジーを基盤とする複合的な学術領域における教育研究を行い、有能な人間の育成及び研究を通じて社会に貢献することを目的とする。

博士前期課程においては、下記の領域に関して特に先端科学技術を実験・演習を通じて教育し、もって応用生物学分野とりわけ基盤生命科学・環境生物科学・食品栄養科学分野における高度の専門職業人を育成することを主目的とする。

博士後期課程においては、「生命・食・環境」の分野で最先端領域の研究実践を通じて指導的な教育研究者、最高度の開発技術者を育成することを目的とする。

研究科における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行う。

1. 基盤生命科学分野

バイオサイエンス・バイオテクノロジーが展開させてきた基盤的な研究方法や技術領域を創造的に継承発展させ、多様な生物機能の選択的な利活用を図る分野を、生命倫理、生物産業倫理の涵養を含めて教育研究する。

2. 環境生物科学分野

環境の変化が人間の生活に及ぼす負の影響を予測・予防することを目指し、環境の遺伝子レベルから個体、集団レベルまでの動態解析を基盤とし、多様な生物機能を活用して環境の保全・修復及び循環型社会の構築に係わる分野を、環境倫理の涵養を含めて教育研究する。

3. 食品栄養科学分野

生命科学研究や産業技術開発の成果を、多様な食品の製造、消費過程の改善、改良に適応し、食の安全・安心を追求し、また、健康増進を目指した新たな栄養科学の展開を図る分野を、食の倫理の涵養を含めて教育研究する。

本大学院は学部と強い連携を取りつつ、現代のバイオ技術者に要求されるこれらの資質を高いレベルまで修得できるよう教育課程が構築されている。博士前期課程においては講義科目で、本研究科の専門領域について理解を深める。院生は指導教授、副指導教授を選択し、指導教授は副指導教授と連携しつつ研究および、修士論文の作成を指導する。また、現代のバイオサイエンス・バイオテクノロジー分野で高度の技術者として活動するためには、専門領域の技術について習熟していることが求められる。このため、研究法特論という講義を設けている。この科目は講義科目であるが、講義を基に、各自実験・実習を行い、専門技術を習得するシステムになっている。

博士後期課程においては指導教授、副指導教授が連携しつつ研究・開発研究テーマの設定、研究の展開について指導する。これにより、院生は自立的に問題を解決する学識、技術態度を修得し、博士論文の完成を目指す。

2. 沿革

本大学院応用生物学研究科は2005年4月に応用生物学専攻の修士課程を設置した。2007年4月に応用生物学専攻の博士後期課程を設置し、修士課程は博士前期課程となった。2010年4月には博士前期課程に基盤生命科学分野、環境生物科学分野、食品栄養科学分野に加え、新たに生命人間科学分野を設置したが、生命健康科学研究科・生命医科学専攻の開設に伴い、2011年度より募集を停止した。また、2012年4月より、博士後期課程に生命人間科学分野を加えた。生命健康科学研究科・生命医科学専攻の開設に伴い、2013年度より募集を停止した。2020年度より、本専攻科では9月入学を実施する。これに伴い通年科目で

設定されている科目を春学期と秋学期に分割して新設した。

3. 研究科・専攻の学修教育目標

[博士前期課程]

1. バイオサイエンス・バイオテクノロジー領域における高度の学識・技術の修得

基礎となる自然科学を理解し、地球環境を保全しつつ、人間に有用な専門領域に関する知識を深めると共に、高度の学識・技術を修得させる。

2. 関連分野あるいは異分野に関する幅広い知識と認識

専門分野に関する知識のみでなく、異分野に対しても基礎原理や関連する科学技術および人間・環境を総合的に理解しうる幅広い知識と認識できる能力を養う。

3. 分析、認識および課題解決能力

専門分野における科学技術および人間・環境を総合的に理解しうる幅広い知識を修得し、問題の分析と文献の調査、およびその解決方法を提案・検証・評価・公表できる能力を養う。

4. コミュニケーション能力およびリーダーシップ能力

与えられた技術的課題を多方面の専門家と協力して解決するために必要となるコミュニケーション能力、管理能力、指導能力、協同作業能力、倫理的責任能力などを修得し、高度な技術者として地域社会や国際社会においてリーダーシップを発揮できる能力を養う。

[博士後期課程]

1. 専門領域の学識を備えた最高度の研究者・技術者の育成

バイオサイエンス・バイオテクノロジーの領域における最高度の専門知識と学識を備えた研究リーダーと技術者リーダーを育成する。

2. 要素技術・基盤技術の社会への提供

教育研究の過程を通じて生み出される学術的・技術的成果、特に新しい価値を持つ要素技術・新しい情報基盤技術を自ら発見・開発し、広く社会に提供する能力を養う。

3. 普遍的で高度な研究の遂行

知識・理解力に加えて経験を踏まえた高い観察力・分析力・抽象力・帰納力を持つ人材を育成するとともに、高度な研究を自立的に行い、その学問領域の発展に寄与する能力を養う。

4. 指導の要領

博士前期課程及び博士後期課程に在籍する学生は、主指導教員1名及び副指導教員（2名以上）で構成される指導教員により、教育研究指導を受ける。

[博士前期課程]

該当する領域についての研究を推進するために必要とされる基礎的能力を修得させ、研究課題について文献調査を行い、指導教員団（主指導教員および副指導教員2名以上）の指導の下に具体的な研究計画を立案させる。計画に基づいて研究法の修得、実験を行い、実験結果の解析を行う。途中経過については半年毎の中間発表を課す。得られた一連の結果を総括し、論文としてまとめさせるとともに、研究発表を課す。修士論文は当該分野の発展に寄与するものを含むことが望ましい。

[博士後期課程]

該当する領域についての研究課題について文献調査を行い、指導教員団（主指導教員および副指導教員

2名以上)の指導の下に、自立的に具体的な研究計画を立案させる。自立して問題を解決していく学識、技術を習得し、計画に基づいて研究法の修得、実験を行い、実験結果の解析を行う。途中経過については半年毎の中間発表を課す。得られた一連の結果を総括し、論文としてまとめさせるとともに、研究発表を課す。博士論文は新規な結果、結論を含み、当該分野の発展に寄与するものでなければならない。

5. 審査基準・審査手順について

[教科目の修得単位数]

1. 博士前期課程修了までに30単位以上を修得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。
2. 博士後期課程修了までに8単位以上を修得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。

[修士論文]

修士論文は、審査委員会、応用生物学研究科委員会により、学術内容が当該専攻の学修教育目標および評価基準を満たすか否かという観点から、口頭試問及び学会等での発表実績も含めて総合的に審査される。なお、審査委員会は主査1名と副査(2名以上)で構成され、主指導教員を加えることができる。

1. 審査基準

- 1) 「修士論文」の学術内容は、次の4項目について評価される。
 - (i) 研究の背景、目的と意義は明確であり有意義である。
 - (ii) 研究の新規性が認められ、解決方法が適切である。
 - (iii) 研究手法の創意工夫が認められる。
 - (iv) 研究成果が有意義である。
- 2) 口頭試問では、学識評価と人物評価を行う。

2. 審査手順

- 1) 修士論文に関する「研究中間報告会」を1年次末と2年次8月に開催し、研究内容と進捗状況について第3者の評価及び審査を受ける。
- 2) 2年次の1月初めに学位授与申請に基づき、審査委員会を構成する。審査委員会は主査1名と副査(2名以上)で構成され、主指導教員を加えることができる。
- 3) 修士論文学術内容は、2年次の2月末までに開催される「修士論文審査会」を通して第3者の評価審査を受ける。そして、口頭試問も踏まえて総合的に修士論文の合否が審査される。
- 4) 応用生物学研究科委員会は、審査委員会の評価結果に基づき、付議された修士論文の合否を決定する。
- 5) 審査に合格し博士前期課程の修了条件を満たした学生に、修士(応用生物学)の学位が授与される。

[博士論文]

博士論文は、審査委員会、応用生物学研究科委員会により、学術内容が当該専攻の学修・教育目標および評価基準を満たすか否かという観点から、口頭試問も含めた総合評価により審査される。なお、審査委員会は主査1名と副査(2名以上)で構成され、主指導教員を加えることができる。

1. 審査基準:

- 1) 「博士学位申請論文」の学術内容は、次の4項目について評価される。
 - (i) 研究の背景、目的と意義が明確であり、社会的な意義が大きい。
 - (ii) 研究の独創性と発展性、社会への貢献度が明確である。

- (iii) 研究手法の創意工夫が明確で新規性が大きい。
 - (iv) 優れた学術成果を得ている。
- 2) 口頭試問では、学識評価と人物評価を行う。

2. 審査手順

- 1) 博士論文に関する「研究中間報告会」を3年次8月まで毎年2回開催し、研究内容と進捗状況について助言および評価を受ける。
- 2) 審査委員会は、3年次の11月末までに、博士学位申請論文の学術内容が当該専攻の学修教育目標と評価基準を満たすかどうかを予備審査する。
- 3) 予備審査で受理された博士学位申請論文の学術内容は、3年次の2月末までに開催される「博士論文審査会」で評価審査する。そして、口頭試問の結果も踏まえて総合的に博士学位請求論文の合否を審査する。
- 4) 応用生物学研究科委員会は、審査委員会の評価結果に基づき、付議された博士学位申請論文の合否を決定する。
- 5) 博士学位申請論文の合格が承認された場合、博士（応用生物学）の学位が授与され、博士後期課程を修了することができる。

6. 学位の取得について(修了の要件)

[修士（応用生物学）]

1. 学則11条に示すとおり、博士前期課程に2年以上在学し、別表の授業科目中より30単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は1年以上でよい。

[博士（応用生物学）]

1. 学則第12条に示すとおり、博士後期課程に3年以上在学し、別表の授業科目中より8単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は1年（学則11条のただし書きの規定による在学期間1年をもって博士前期課程を修了したものは2年）以上でよい。

7. 各種資格取得について

応用生物学研究科で取得が可能な資格は下記のとおりである。

高等学校教諭専修免許状（理科）

（教職課程の単位修得を条件とする。）

授業科目および単位数

応用生物学専攻（博士前期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目	科目群	授業科目	単位数	備考	
研究科目	研究	応用生物学研究 A	②	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。	
		応用生物学研究 B	②		
		応用生物学研究 C	②		
		応用生物学研究 D	②		
	演習	応用生物学特別演習 A	①		
		応用生物学特別演習 B	①		
		応用生物学特別演習 C	①		
		応用生物学特別演習 D	①		
講義科目	特別講義	基盤生命科学特別講義 A	1	18単位以上修得すること。	
		基盤生命科学特別講義 B	1		
		環境生物科学特別講義 A	1		
		環境生物科学特別講義 B	1		
	特論	食品栄養科学特別講義 A	1		
		食品栄養科学特別講義 B	1		
		バイオサイエンス特論	2		
	研究法特論	有機・分析化学特論	2		
		微生物バイオテクノロジー特論	2		
		知的財産権特論	1		
	基盤生命科学	細胞・ゲノムエンジニアリング特論	2		
	環境生物科学	環境システム保全学・生物多様性科学特論	2		
	食品栄養科学	食品栄養科学特論	2		
学外実践科目		バイオサイエンス研究法特論	2		
		有機・分析化学研究法特論	2		
語学科目	基礎科目	微生物バイオテクノロジー研究法特論	2		
		基盤生命科学	細胞・ゲノムエンジニアリング研究法特論		
		環境生物科学	環境システム保全学・生物多様性科学研究法特論		
		食品栄養科学	食品栄養科学研究法特論		
応用生物学学外研修		1			
		実用科学英語特別講義 A	2		
		実用科学英語特別講義 B	2		
		特別海外語学研修	1		

応用生物学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目群	授業科目	単位数	備考
特別研究	応用生物学研究指導 A	④	指導教授の指導のもとに、8単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	応用生物学研究指導 B	④	

6. 生命健康科学研究所

生命医学専攻

看護学専攻

リハビリテーション学専攻

保健医療学専攻

1. 概要

大学院生命健康科学研究科は生命医科学専攻（博士前期および後期課程）、看護学専攻（修士課程）とリハビリテーション学専攻（修士課程）、保健医療学専攻（修士課程）の4専攻で構成される。本研究科は、科学的な根拠に基づく「予防」に軸足を置いて、保健・医療・福祉の発展に貢献できる高い専門性と周辺領域の学問の成果を幅広く取り入れた総合力を備えた高度専門研究者・技術者・職業人等の医療支援専門職を育成して、社会の要請に応えることを目的としている。

このうち、生命医科学専攻前期課程では、生命科学を基礎とする医学（医科学）、保健衛生学、工学の複合領域（生命医科学）として先端のバイオ技術（遺伝子・分子・細胞・個体操作技術）と医用工学技術（医用資材・機器等開発・製造技術、高次情報処理技術、等）を駆使し、科学的根拠に基づく「予防」のための新規の方策を他専攻とも連携共同して追求するとともに、これを社会で実現し推進する保健・医療支援高度専門職としての高い資質を備えた研究・技術者、高度専門職業人、並びに将来博士後期課程に進学してそうした学際領域の教育・研究者を目指す者を養成する。

看護学専攻では、看護学に関する理論に基づく科学的な思考力、研究能力、実践能力及び予防とQOLの視点を備えた実践者、高度な知識と総合的判断力そして組織を牽引する指導的なマネジメント力を備えた看護管理者及び将来博士課程に進学し教育・研究によって看護学の発展に寄与する者を養成する。特に、科学的根拠に基づく「予防」と「QOL向上」の視点を組み入れヘルスプロモーション志向のケアを実現する看護を生命医科学専攻等とも連携協働して創出するとともに、こうした視点を踏まえた看護の実践を保健・医療・福祉専門職者をはじめとする多職種と力を合わせて推進する高度看護専門職者の養成に努める。

リハビリテーション学専攻では、理学療法学と作業療法学に基盤を置き、リハビリテーションの本質を学ぶ。その上で幅広い高度な専門知識・技術を持ち、科学的根拠に基づく「QOL向上」「予防重視」「健康増進」「疾病からの回復」の視点でリハビリテーション医療を牽引できる質の高い教育・研究者や高度専門職（理学療法士及び作業療法士等）を育成する。

また、保健医療学専攻では、救急救命医療学、スポーツ保健医療学に基盤を置き、科学的根拠に基づく「一次予防」「QOLの向上」「健康増進」に関する知識と技術を構築できる高度専門職（救急救命士、健康運動実践指導者等）や教育・研究者を育成する。

上記4専攻における高度専門性の育成に加えて、本研究科が掲げるもう一つの教育目標は、これら高度専門性を基盤で支える学際的で幅広い総合力の育成である。こうした総合力は、4専攻で学ぶ学生が各領域の学識・技術を、共通の生命・医療・研究倫理観を共有することで涵養される。こうした総合力に支えられて初めて、それぞれの高度専門性が保健・医療・福祉の世界で効果的に活用されることとなる。すなわち、予防を基軸とする新しい保健・医療・福祉体制の実現に向けて真に実効性のある創意工夫は、こうした学際性・総合性を基盤とする高度専門性のもとで大きく開花する。また、現代医療を支えるさまざまな領域の医療専門職者のチームワークは、医療の現場で牽引できる基盤となる知識・技術・倫理観を共有することで実現される。そして、そのような資質を備えた指導的な看護職や理学療法士や作業療法士の役割は、医師のそれとともに、ますます重要性を増している。こうした学際的な総合力を育成するため、各

専攻の学識・技術の学修に先立って、研究科共通科目として置く導入科目や専攻共通科目の履修を通して、各専攻や各学問領域が依って立つ生命健康科学共通の基盤となる学識・技術・倫理観を可及的に幅広く修得させる。

生命医科学専攻博士後期課程では、博士前期課程（生命医科学専攻）の3つの専門領域（基盤病態医学、環境予防医学、生命医用技術学）のいずれかを基軸とした学修の上に、これら3領域を統合したより高度の「生命医科学」領域を、多様な複数の教員による集団指導を通して、学生一人ひとりに個別の教育・指導プログラム（3領域を横断する特定の研究課題に関する特別研究を核心に据えて、周辺領域の学問に関する演習科目を随時組み合わせて体系的に構築する教育・指導プログラム）によって一人ひとりの院生に体系的に修得させることを目指す。健康の保持増進並びに疾病的発症予防を目指す「生命医科学」を発展的に継承するとともに、そのために必要な先端の技術・薬物・資材・機器等を開発しその普及を推進する教育・研究者を育成するための、本専攻の博士前期課程と博士後期課程（博士前期課程での基盤的3領域を統合した高度専門領域）に一貫した体系的な授業カリキュラムを編成する。生命医科学専攻博士後期課程では、博士前期課程との一貫性を視野に入れて、博士前期課程に置く生命医科学の基盤的な3領域の上に、3領域を統合した、「科学的根拠に基づく予防の実現」を目指す高度の「生命医科学」領域を積み上げる。後期課程の導入科目として「先端生命医科学特論」を、また、課程の中核的学修到達目標としている「予防」を基軸とする保健・医療の理念を総括的に共有するための「現代病予防医学特論」を配置し、その上で生命医科学の高度な専門性と総合性の両方を修得するための「生命医科学特別研究」と「先端生命医科学演習A～S」を配置する。なお、他大学等で本学の修士課程／博士前期課程と同等の学修を修めて本専攻の博士後期課程に入学する者の場合には、研究指導を担当する教員集団が必要に応じてその他の大学院教員とも協議し、博士後期課程における体系的な教育を実現する上で必要であると判断される場合は、博士前期課程の特定科目を実質的に義務的に履修させる履修計画を指導する。「生命医科学特別研究」では、学生一人ひとりに対して固有の研究指導プログラムを個別に設定する。この研究指導プログラムには、学生の自主的な研究意欲と将来展望を考慮し、特定の研究課題の設定と合わせて必要に応じて特別研究を補助する関連・周辺学問領域の演習科目を組み入れる。このプログラムは、学生の学修発達状況に応じて前期課程あるいは他研究科・専攻で開講される関連特定科目（広域科目を含む。）の履修を含める。このようにして、複数教員による集団指導体制のもとで、社会が求める高度な専門性と総合性の両方を備えた課程博士を育成する。

なお、入学者は、保健・医療・福祉分野に勤務する看護職（看護師・保健師・助産師・養護教諭）、臨床検査技師、理学療法士や作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、またこれら専門職の教育機関の教員、研究機関や企業等の技術開発者や医用検査技術関係業務従事者などの社会人が見込まれるため、現職技術者等の社会人学生を対象として、大学院設置基準第14条の特例を実施する。

2. 沿革

本大学院生命健康科学研究科は2011年4月に生命医科学専攻と看護学専攻の二つの専攻をもつ修士課程を設置した。生命医科学専攻は基盤病態医学領域、環境予防医学領域と生命医用技術学領域を有する。看護学専攻は総合看護学領域、生活支援看護学領域と発達看護学領域を有する。

2013年4月には、博士後期課程（生命医科学専攻）を設置した。

2014年4月には、リハビリテーション生体機能学領域とリハビリテーション療法学領域の2領域で構成するリハビリテーション学専攻（修士課程）を設置した。

2018年4月には、臨床工学科が生命医科学専攻の基礎となる学科として加わった。さらに2019年4月には、救急医療学領域と健康増進学領域の2領域で構成する保健医療学専攻（修士課程）を設置した。

3. 研究科・専攻の学修教育目標

【生命健康科学研究科】

社会の要請に応える新たな保健・医療・福祉の専門職としての高度の専門性と総合力を備えた研究・技術者や、健康環境保全と予防健康管理の実務者（高度専門職業人）、及びそうした学問領域の教育・研究者を生命医科学専攻で育成し、高度看護専門職としての実践者や看護管理者を看護学専攻で育成し、リハビリテーションの基礎と療法の両面にわたる研究・教育を通して質の高い高度専門職（理学療法士及び作業療法士）をリハビリテーション学専攻で育成し、また救急医療と運動という両面から健康増進を実践できる高度専門職（救急救命士、健康運動実践指導者等）を保健医療学専攻で育成する。本研究科は、現代社会の要請に直接に応えることを目的にした新たな研究科である。

【生命医科学専攻】

[博士前期課程]

生命医科学専攻では、科学的根拠に基づく「予防」を基軸とした保健・医療を支援できる高い専門性と総合性を併せ備えた研究・技術者と実務者（高度専門職業人）及び将来博士課程に進学してそれぞれの領域の学問を発展的に継承できる教育・研究者を目指す者を育成する。

[博士後期課程]

「生命医科学」の学問領域はもともと「基盤病態医科学」「環境予防医科学」及び「生命医用技術学」の3つの領域で構成されており、博士後期課程ではそれら3つの領域を統合した「生命医科学」の高度な専門能力を修得させる。この高度な専門能力とは、生命科学を基盤とする医学（医科学）、保健衛生学、工学に跨る上記3領域を「科学的根拠に基づく予防の実現」の旗のもとに統合した「生命医科学」の高度な知識と先端のバイオ・医用工学技術及び環境保全技術を備えた新規の複合的で実践的な専門能力のことである。本後期課程ではそれらの高度な専門能力を有する教育・研究者を育成する。

【看護学専攻】

[修士課程]

看護学専攻では、科学的根拠に基づく「予防」と「QOL向上」を視野に入れた高い専門性と幅広い総合力の両方を備え、看護・保健・医療・福祉の中で多職種と連携し、リーダーシップを発揮できる高度看護専門職／指導的役割を果たす看護職を育成する。

【リハビリテーション学専攻】

[修士課程]

リハビリテーション学専攻では、リハビリテーションの科学的基礎及び高度で実践的なりハビリテーション療法に関する分野での研究・教育を通して質の高い高度専門職（理学療法士及び作業療法士等）を育成する。

【保健医療学専攻】

[修士課程]

保健医療学専攻では、救急医療学と健康増進学の視点で一次予防、QOLの向上、健康増進を実践できる高度専門職（救急救命士、健康運動実践指導者等）を育成する。

4. 指導の要領

[修士課程／博士前期課程]

本研究科に入学する学生に対しては、生命医科学専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻、保健医療学専攻のいずれにあっても、4専攻共通の枠組みを超えて研究科共通に配置する導入科目とそれぞれの専攻に置く専攻共通科目及び他専攻や他領域に開放された専門科目の履修を通して、専門基盤・周辺領域の幅広い学識・見識の修得を指導するとともに、一人一人の学生が志向する専門性を最も効果的に修得する上で必要と思われる講義、演習、実験科目の選択による履修を指導する。その上で、学生が志向する専門性に関わる研究力を育成するため、その専門性に関わる主指導教員を、学生に教員の専門性を周知させた上でその希望を十分考慮し、学生と教員の面談を経て決定する。

[博士後期課程]

生命医科学専攻博士後期課程ではまた、学生一人一人をその将来展望や適性に応じて指導する。この場合、「生命医科学」領域の高度な専門性と幅広く深い学識・素養による総合性を専門領域の高度な研究能力・教育力と併せ備えさせることをすべての学生に共通の人材養成目標とする。併せて、学生には可及的に実践的な教育指導能力も修得するよう指導する。

本博士後期課程で学ぶ学生の中には、課程入学前に関連領域の学部等で臨床検査技師／理学療法士／作業療法士／臨床工学技士／救急救命士等の国家資格を取得し、また、大学院博士前期課程・修士課程で関連する高度専門職業人としての研鑽を積んでおり、あるいは関連領域の保健・医療機関や企業等の研究部門や海外の教育研究機関等でこれに準ずる専門性を修得していると予測される。多様な基盤となる専門性を博士課程入学前に修得したこれらの一般学生、社会人学生、留学生のすべてに、上記の博士後期課程での一層高度な「生命医科学」の専門性とより幅広く深い周辺領域の学識・素養、並びに高度な研究能力・教育力を積み上げることで、博士レベルの高度の専門性を備えて保健・医療系の産官学のさまざまな領域で活躍し社会に貢献できる人材が養成できると考える。より具体的には、入学前にさまざまな基盤的専門性を修得して本博士後期課程に入学した学生の一人一人に、それぞれの基盤的専門性に配慮した教育プログラムを、本人の希望を含めて指導教員のもとで設定する。

5. 審査基準・審査手順について

[教科目の修得単位数]

[修士課程／博士前期課程]

修了までに30単位以上を修得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。

[博士後期課程]

修了までに12単位を修得しなければならないが、教科目の成績評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行なわれる。

[修士論文]

論文審査及び試験は、主指導教員と他領域の教員を含む3名以上の教員で組織し、主指導教員以外の教員を主査とする修士論文審査委員会で行い、研究科委員会で合否を決定する。

1. 審査基準

1) 「修士論文」の学術内容は、次の4項目について評価される。

(i) 研究の背景、目的と意義は明確であり有意義である。

- (ii) 研究の新規性が認められ、解決方法が適切である。
- (iii) 研究手法の創意工夫が認められる。
- (iv) 研究成果が有意義である。

2. 審査手順

これら学生の履修・研究等の基本スケジュールを示せば、図-1のとおりとなる。一般的な修了要件は、生命医科学専攻、看護学専攻、リハビリテーション学専攻、保健医療学専攻とともに、専攻（修士課程／博士前期課程）に2年以上在学し、指導教授の指導の下に、必修科目を含め計30単位以上を修得し、かつ、単位取得後に修士論文を作成・提出して、その審査及び試験に合格することとする。2014年度からは新たに標準修業年限を超えて履修が可能となる「長期履修制度」がある。

審査に合格し博士前期課程／修士課程の修了条件を満たした学生に、修士（生命医科学）、修士（看護学）、修士（リハビリテーション学）あるいは修士（保健医療学）の学位が与えられる。

学生の履修・研究等の基本スケジュール

生命健康科学研究所 修士課程／博士前期課程

年次	時 期	指 導 事 項 の 概 要
一 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・履修オリエンテーション ・履修申告 ・希望研究指導教員申告
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員決定
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回中間発表会
二 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・履修オリエンテーション ・履修申告
	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文課題名と論文概要を提出
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文審査委員会決定 ・資格審査 ・公開審査会
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・合否の決定
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学位記授与

図-1

[博士論文]

論文審査及び試験は、主指導教員と他領域の教員を含む3名以上の教員で組織し、主指導教員以外の教員を主査とする博士論文審査委員会で行い、研究科委員会で合否を決定する。論文審査と試験を行うに当たり、「生命医科学」の高度な専門性と総合性の両方を修得した教育・研究者として社会の基礎的あるいは応用的ないずれの分野での活躍をめざす学生にも、①「予防」を基軸とする「生命医科学」に関する高度な専門知識・技術、②保健・医療全般に関する幅広い知識と素養、③生命医科学の基礎的・基盤的あるいは応用的・実践的な高度な研究能力・教育力、の3つの修得状況をすべての学生に共通に問うものとする。③の研究能力については、すべての学生に共通の到達水準は、研究テーマが基礎的・基盤的であれ応用的・実践的であれ、共通して博士（生命医科学）に相応しいレベルを求める。

1. 審査基準

学位論文の論文審査において、下記の観点から、総合的に優れた成績を確認することとする。

- ① 研究の背景、目的と意義が明確であり有意義であること。
- ② 研究内容に新規性が認められ、解析方法が適切であること。
- ③ 研究手法に創意工夫が認められること。
- ④ 研究成果が有意義であり、社会的貢献度が高いこと。
- ⑤ その他、学会等から優秀論文賞等と表彰される場合があること。

また、論文審査と併せて実施される試験において、いずれの進路をめざす学生の場合も、論文審査基準に基づく論文内容に関わる試験に加えて、生命医科学全般及び周辺領域の予防を基軸とする保健医療と医療支援技術に関する、基礎的・基盤的あるいは実践的・応用的な幅広い知識・見識を、研究指導を含む必修の3科目と選択の演習科目等の履修を通して適正レベルまで修得したかどうかを試験により判定する。この試験による判定は、60点以上を合格とする。こうした審査・試験を通して、修了の到達水準に到達したかどうかを総合的に判定する。

2. 審査手順

これら学生の履修・研究等の基本スケジュールは図-2の通りになる。一般的な修了要件は、専攻の博士後期課程に3年以上在学し、指導教授の指導の下に、「先端生命医科学特論」(2単位)及び「現代病予防医科学特論」(2単位)と「生命医科学特別研究」(8単位)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格することとする。

審査に合格し博士後期課程の修了条件を満たした学生に、博士（生命医科学）の学位が与えられる。

学生の履修・研究等の基本スケジュール

生命健康科学研究所 博士後期課程

年次	時 期	指 導 事 項 の 概 要
一 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> • 履修オリエンテーション • 履修申告 • 希望研究指導教員申告
	5月	<ul style="list-style-type: none"> • 研究指導教員決定 • 副研究指導教員決定 • 学生一人ひとりに個別の教育・指導プログラムの作成
	3月	<ul style="list-style-type: none"> • 第1回中間発表会
二 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> • 履修オリエンテーション • 履修申告
	3月	<ul style="list-style-type: none"> • 第2回中間発表会
三 年 次	4月	<ul style="list-style-type: none"> • 履修オリエンテーション • 履修申告
	12月	<ul style="list-style-type: none"> • 博士論文課題名と論文概要を提出
	1月	<ul style="list-style-type: none"> • 博士論文審査委員会決定 • 資格審査 • 公開審査会
	2月	<ul style="list-style-type: none"> • 合否の決定
	3月	<ul style="list-style-type: none"> • 修了者発表 • 学位記授与

図－2

6. 学位の取得について（修了の要件）

[修士課程／博士前期課程]

1. 大学院学則11条に示すとおり、修士課程に2年以上在学し、別表の授業科目中より30単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は1年以上でよい。

[博士後期課程]

1. 大学院学則12条に示すとおり、博士後期課程に3年以上在学し、別表の授業科目の12単位以上修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間は2年以上でよい。

授業科目および単位数

生命医科学専攻（博士前期課程）

（単位数に○印のある科目は必修科目）

科目群	授業科目	単位数	備考
研究科共通科目 導入科目	生と死の文明論 ヘルスプロモーション論	② ②	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計30単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	疾患予防科学概論	①	
	医用技術の未来学	1	
	障害学科	1	
	地域健康支援論・演習	1	
	生命健康科学研究法A（生命医科学概論）	①	
	生命健康科学研究法B（疫学統計）	1	
	生命健康科学研究法C（基礎・臨床実験研究計画法）	1	
	分子生物学特論	2	
	生命数制御学特論	2	
生命医科学専攻共通科目 特論	形態解剖学特論	2	
	病理病態学特論	2	
	環境予防医学特論	2	
	環境医学特論	2	
	感染症防衛医学特論	2	
	先端薬物科学特論	2	
	先端医用材料工学特論	2	
	バイオインフォマティクス特論	2	
	先端医療技術特論	2	
	医用電気電子工学特論	2	
特別講義	医療機器安全管理学特論	2	
	基盤病態医科学特別講義	1	
	環境予防医学特別講義	1	
実験	生命医用技術学特別講義	1	
	高分子高次解析実験	1	
	遺伝子高次操作実験A（分子細胞学）	1	
	遺伝子高次操作実験B（遺伝子改変）	1	
	生体材料高次分析実験	1	
	先端臨床生理学実験	1	
研究領域	先端臨床工学実験	1	
	基盤病態医科学特別研究A（基盤病態基礎研究）	6	
	基盤病態医科学特別研究B（基盤病態発展研究）	6	
	基盤病態医科学演習A（分子生物学基礎）	2	
	基盤病態医科学演習B（分子形態学基礎）	2	
	基盤病態医科学演習C（分子生物学発展）	2	
分野 環境予防医学領域	基盤病態医科学演習D（分子形態学発展）	2	
	環境予防医学特別研究A（環境予防基礎研究）	6	
	環境予防医学特別研究B（環境予防発展研究）	6	
	環境予防医学科学演習A（環境因子誘導疾患基礎）	2	
	環境予防医学科学演習B（感染症・生活習慣病基礎）	2	

科目群	授業科目		単位数	備考
研究分野 生命医用技術学領域	生命医用技術学特別研究A (生命医用技術基礎研究)	6		
	生命医用技術学特別研究B (生命医用技術発展研究)	6		
	生命医用技術学演習A (生命医用工学基礎)	2		
	生命医用技術学演習B (医用技術学基礎)	2		
	生命医用技術学演習C (生命医用工学発展)	2		
	生命医用技術学演習D (医用技術学発展)	2		

生命医科学専攻（博士後期課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目群	授業科目	単位数	備考
講義科目	先端生命医科学特論 現代病予防医科学特論	② ②	
演習科目	先端生命医科学演習A (糖鎖科学の新展開)	1	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出して、その審査及び試験に合格すること。
	先端生命医科学演習B (老化の分子基盤)	1	
	先端生命医科学演習C (マイクロRNA)	1	
	先端生命医科学演習D (神経発生学研究の動向)	1	
	先端生命医科学演習E (酸化ストレス病態学の動向)	1	
	先端生命医科学演習F (炎症制御学)	1	
	先端生命医科学演習G (免疫関連疾患研究の新展開)	1	
	先端生命医科学演習H (疼痛神経受容機構研究の新展開)	1	
	先端生命医科学演習I (生活習慣病解析の新視点)	1	
	先端生命医科学演習J (ウイルス検査法開発研究の展望)	1	
	先端生命医科学演習K (神経生理検査法の評価と展開)	1	
	先端生命医科学演習L (循環器疾患生理学的診断法の展開)	1	
	先端生命医科学演習M (医療支援ロボット開発研究の展望)	1	
	先端生命医科学演習N (蛋白質相同性検索の原理と応用)	1	
	先端生命医科学演習O (生体材料の将来展望)	1	
	先端生命医科学演習P (地域包括支援の実践と展望)	1	
	先端生命医科学演習Q (精神医学・神経学領域におけるリハビリテーション研究の動向と展望)	1	
	先端生命医科学演習R (予防医療における身体運動解析の新展開)	1	
	先端生命医科学演習S (障害・介護予防支援の動向)	1	
特別研究	生命医科学特別研究	⑧	

看護学専攻（修士課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目群	授業科目		単位数	備考
研究科共通科目 導入科目	生と死の文明論	2		
	ヘルスプロモーション論	②		
	疾病予防科学概論	1		
	医用技術の未来	1		
	障害学科	1		
	地域健康支援論・演習	1		
	生命健康科学研究法A(生命医科学概論)	1		
	生命健康科学研究法B(疫学統計)	1		
	生命健康科学研究法C(基礎・臨床実験研究計画法)	1		
				指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計30単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
看護学専攻共通科目	看護理論	②		
	看護研究方法論	②		
	看護倫理学	2		
	看護情報マネジメント	2		
	コンサルテーション	2		
研究 看護学領域	看護教育学特論I	2		
	看護教育学特論II	2		
	看護教育学課題演習	4		
	看護教育学課題実習	2		
	看護管理学特論I	2		
	看護管理学特論II	2		
	看護管理学課題演習	4		
	看護管理学課題実習A(基盤実習)	2		
	看護管理学課題実習B(発展実習)	2		
	看護管理学セミナー	2		
	看護管理学課題研究A(基礎研究)	2		
	看護管理学課題研究B(発展研究)	4		
	総合看護学特別研究A(基礎研究)	4		
	総合看護学特別研究B(発展研究)	4		
分野 生活支援看護学領域	療養支援看護学特論I	2		
	療養支援看護学特論II A(成人看護学)	2		
	療養支援看護学特論II B(老年看護学)	2		
	療養支援看護学特論II C(在宅看護学)	2		
	療養支援看護学課題演習	4		
	療養支援看護学課題実習	2		
	精神看護学特論I	2		
	精神看護学特論II	2		
	精神看護学課題演習	4		
	精神看護学課題実習	2		
	地域保健看護学特論I	2		
	地域保健看護学特論II	2		
	地域保健看護学課題演習	4		
	地域保健看護学課題実習	2		
	生活支援看護学特別研究A(基礎研究)	4		
	生活支援看護学特別研究B(発展研究)	4		

科目群	授 業 科 目		単位数	備 考
研究分野	発達看護学領域	発達看護学特論A（小児看護学）	2	
		発達看護学特論B（母性看護学）	2	
		家 族 看 護 学 特 論	2	
		発 達 看 護 学 課 題 演 習	4	
		発 達 看 護 学 課 題 実 習	2	
		発達看護学特別研究A（基礎研究）	4	
		発達看護学特別研究B（発展研究）	4	

リハビリテーション学専攻（修士課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目群	授業科目		単位数	備考
研究科共通科目	導入科目	生と死の文明論	②	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計30単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		ヘルスプロモーション論	②	
		疾病予防科学概論	1	
		医用技術の未来学	1	
		障害学科	①	
		地域健康支援論・演習	1	
		生命健康科学研究法A(生命医科学概論)	1	
		生命健康科学研究法B(疫学統計)	1	
		生命健康科学研究法C(基礎・臨床実験研究計画法)	①	
リハビリテーション学専攻共通科目	特論	疼痛生理学・治療学特論	2	
		運動生理・病態生理学特論	2	
		運動解析学特論	1	
		発達・加齢科学特論	2	
		健康増進・支援学特論	2	
		リハビリテーション治療学特論	2	
		障害者生活支援学特論	2	
		精神障害リハビリテーション特論	1	
		医療専門職人材育成特論	1	
研究分野	リハビリテーション生体機能学領域	リハビリテーション生体機能学特別講義	1	
		リハビリテーション療法学特別講義	1	
		リハビリテーション生体機能学演習A(疼痛生理学・治療学基礎)	2	
		リハビリテーション生体機能学演習B(運動生理学・解析学基礎)	2	
		リハビリテーション生体機能学演習C(疼痛生理学・治療学発展)	2	
		リハビリテーション生体機能学演習D(運動生理学・解析学発展)	2	
		リハビリテーション生体機能学特別研究A(基礎研究)	6	
		リハビリテーション生体機能学特別研究B(発展研究)	6	
		リハビリテーション療法学演習A(基盤技術基礎)	2	
	リハビリテーション療法学領域	リハビリテーション療法学演習B(応用技術基礎)	2	
		リハビリテーション療法学演習C(基盤技術発展)	2	
		リハビリテーション療法学演習D(応用技術発展)	2	
		リハビリテーション療法学特別研究A(基礎研究)	6	
		リハビリテーション療法学特別研究B(発展研究)	6	

保健医療学専攻（修士課程）

(単位数に○印のある科目は必修科目)

科目群	授業科目		単位数	備考
研究科共通科目 導入科目	生と死の文明論	②		
	ヘルスプロモーション論	②		
	疾病予防科学概論	1		
	医用技術の未来学	1		
	障害学科	1		
	地域健康支援論・演習	①		
	生命健康科学研究法A(生命医科学概論)	1		
	生命健康科学研究法B(疫学統計)	1		
	生命健康科学研究法C(基礎・臨床実験研究計画法)	1		
専攻基盤科目 特論	運動生理学特論	2		
	障害者生理学特論	1		
	運動解析学特論	1		
	健康科学特論	2		
	健康増進学特論	2		
	生涯スポーツ特論	2		
	運動障害特論A(内科系)	2		
	運動障害特論B(整形外科系)	2		
	救急スキル特論	2		
	ライフサイクル救急医療特論	2		
	地域救急医療特論	2		
	災害時救急医療特論	1		
専攻専門科目 演習科目	救急医療学演習A(地域救急医療基礎)	2		
	救急医療学演習B(救急医療基礎)	2		
	救急医療学演習C(地域救急医療発展)	2		
	救急医療学演習D(救急医療発展)	2		
	健康増進学演習A(身体機能の基礎)	2		
	健康増進学演習B(健康運動実践の基礎)	2		
	健康増進学演習C(身体機能の発展)	2		
	健康増進学演習D(健康運動実践の発展)	2		
専攻専門科目 特別研究	救急医療学特別研究A(基礎研究)	6		
	救急医療学特別研究B(発展研究)	6		
	健康増進学特別研究A(基礎研究)	6		
	健康増進学特別研究B(発展研究)	6		

7. 教 育 学 研 究 科

教 育 学 專 攻

1. 概 要

本研究科は、教育学・保育学、教育心理学、教科教育学の3つの領域を基盤とした科目を配置している。本科は、これらの科目を通じて、厳しい時代のなかで子どもを取り巻く教育環境を科学的に分析し、解明する力を備えた専門家を養成する。同時に小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設、児童相談所等の相談機関、教育関連のN P O団体等と連携しながら、地域社会の中で活躍する高度専門職業人の育成を目的としている。なお、小学校・幼稚園の中堅教員としての「ミドルリーダー」をはじめとする管理職候補者を育成するために、本研究科には幼稚園教諭専修免許状および小学校教諭専修免許状を取得することができる教職課程を設けている。

2. 沿 革

本大学院教育学研究科は、2012年4月1日に教育学専攻の修士課程を設置した。同時に、小学校教諭専修免許状の教職課程を設置した。

2013年4月には、幼稚園教諭専修免許状の教職課程を増設した。

3. 研究科・専攻の学修教育目標

[修士課程教育学専攻]

本専攻では、教育学・保育学をはじめ、教育心理学、教科教育学を基盤とし、各種専門科目を配置して、複合的な学術領域における教育研究を行うことを基本理念とする。この基本理念の基で課題の解決にあたる総合力豊かで実践的な教育研究者並びに高度専門職業人を育成する。

4. 指導の要領

本専攻に入学する学生は、主指導教員1名および副指導教員（2名以上）で構成される指導教員団により、教育研究指導を受ける。

該当する領域についての研究を推進するために必要とされる基礎的能力を修得させ、研究課題について文献調査を行い、指導教員団（主指導教員および副指導教員2名以上）の指導の下に具体的な研究計画を立案させる。計画に基づいて研究法の修得、推敲・観察・実験・調査で得られた結果の分析を行う。途中経過については半年毎の中間報告を課す。これらの結果を総括し、論文としてまとめさせるとともに、研究発表を課す。修士論文は、当該分野の発展に寄与するものを含むことが望ましい。

5. 審査基準・審査手順について

[教科目の修得単位数]

修士課程修了までに30単位以上を修得しなければならない。教科目の評価は、シラバスに記載されている評価方法と評価基準で行われる。

[修士論文]

修士論文は、審査委員会、教育学研究科委員会により、学術内容が当該専攻の学修目標および評価基準を満たすか否かという観点と、口頭試問、学会等での発表も含めて総合的に審査される。なお、審査委員会は主査1名と副査（2名以上）で構成され、主指導教員を加えることができる。

1. 審査基準

- 1) 修士論文の学術内容は、次の4項目について評価される。
 - (i) 研究の背景、目的と意義が明確であり有意義である。
 - (ii) 研究の独創性が認められ、解決方法が適切である。
 - (iii) 研究手法の創意工夫が認められる。
 - (iv) 研究成果が有意義である。

2. 審査手順

- 1) 修士論文に関する「中間報告会」を1年次では9月と1月に、「修士論文概要発表会」を2年次9月にそれぞれ開催し、研究内容と進捗状況について第3者の審査および評価を受ける。
- 2) 2年次の1月初めに学位授与申請に基づき、審査委員会を構成する。審査委員会は主査1名と副査（2名以上）で構成され、主指導教員を副査として加えることができる。
- 3) 修士論文学術内容は、2年次の2月末までに開催される「公開審査会」を通して評価審査を受ける。さらに、口頭試問も踏まえて総合的に修士論文の合否が審査される。
- 4) 教育学研究科委員会は、審査委員会の評価基準に基づき、付議された修士論文の合否を決定する。
- 5) 審査に合格し修士課程の修了条件を満たした学生に、修士（教育学）の学位が授与される。

6. 学位の取得について（修了の要件）

大学院学則11条に示す通り、修士課程に2年以上在学し、別表の授業科目中より30単位以上を修得し、なおかつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

7. 教員免許状の取得について

本研究科においては、幼稚園教諭専修免許状および小学校教諭専修免許状が取得できる。
この免許状を取得するには、当該免許の一種免許状を取得した後、教育職員免許法（昭和24年法律147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得しなければならない。

専修免許を希望する者は、基礎資格として修士の学位を取得し、「大学が独自に設定する科目」24単位を修得すること。

授業科目および単位数

教育学専攻（修士課程）

（単位数に○印のある科目は必修科目）

科目群	授 業 科 目							単位数	備考
基幹科目	教育学・保育学領域	教 育	方 法	法 学	研 究	究 A	②	必修科目を含め、計22単位以上修得すること。	指導教授の指導のもと、特別研究指導A、Bを含め、計30単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
		教 育	方 法	法 学	研 究	究 B	②		
		教 育	史 学	学 研	究 A	2			
		教 育	史 学	学 研	究 B	2			
		幼 児	教 育	学 研	究 A	②			
	教育心理学領域	教 育	心 理	理 学	研 究	究 A	②		
		教 育	心 理	理 学	研 究	究 B	②		
		教 育	発達	心 理	理 学	研 究 A	2		
		教 育	発達	心 理	理 学	研 究 B	2		
		障 害	者 (児)	心 理	理 学	研 究 A	2		
専門科目	教科教育学領域	幼 児	造 形	形 学	研 究	究 A	2		
		幼 児	造 形	形 学	研 究	究 B	2		
		国 語	語 教	教 育	学 研	究 A	2		
		国 語	語 教	教 育	学 研	究 B	2		
		社 会	科 教	教 育	学 研	究 A	2		
		社 会	科 教	教 育	学 研	究 B	2		
		算 数	・ 数	学 教	育 育	学 研	究 A		
		算 数	・ 数	学 教	育 育	学 研	究 B		
		理 科	教 育	育 育	学 研	究 A	2		
		理 科	教 育	育 育	学 研	究 B	2		
特別研究	音楽美術	音 楽	音 楽	教 育	育 育	学 研	究 A		
		音 楽	音 楽	教 育	育 育	学 研	究 B		
		美 術	美 術	教 育	育 育	学 研	究 A		
		体 育	・ 健 康	教 育	育 育	学 研	究 B		

8. 「大学院広域科目」について

8. 「大学院広域科目」について

「大学院広域科目」とは

専門学問分野の細分化が進んだ現代において、「基礎となる幅広く深い学識を涵養する」ことが、それぞれの専門学問分野の高い専門性を大学院で修得していく上での基盤づくりとして重要とされる。そうした確かな基盤の上に築き上げられた高度の専門性を備えた高度専門職業人こそが、複雑となった現代社会の中で真に「あてになる人間」として存分に活躍できることになろう。

一方で、大学院での限られた授業時間の枠組みの中で、専門分野の高い専門性を修得するのに併せてその基盤となる幅広く深い学識を修得することは必ずしも容易でない。こうした基盤を学修する上で有用と判断される授業科目を選定し「大学院広域科目」としたものである。

本学には、どの研究科・専攻に所属する学生でも必要があれば他の研究科や他の専攻で開講されている科目を履修できる中部大学大学院学則第9条に定める他専攻科目受講制度がある。本学は、6つの研究科と7つの学部を擁する総合大学として、さまざまな専門学問分野の骨組みを導入的に紹介する授業科目を各研究科・学部で開講している。このため、一人一人の院生は、所属研究科・専攻で高い専門性を修得する学修に加えて、希望すればそうした高い専門性の基盤として併せ備えることが求められる「基礎となる幅広く深い学識」を、学則第9条に定める制度を活用して修得することができる。

しかしながら、特定研究科・専攻に所属する院生にとって他研究科、他専攻で開講されるどの科目が専門外学問分野のエッセンスを修得する上で適しているかを判断することは容易でない。このため、各研究科・専攻のさまざまな専門学問分野の「導入的な骨組み（コンセプト）」を他研究科・専攻の院生が理解する上で有用であろうと判断される科目を全学的な視点で選定し、これを「大学院広域科目」として位置づけたものである。

専門学問分野の細分化が著しい現代にあって、特定学問分野の高い専門性を備えて他の専門分野の専門家と効果的に共同できる高度専門職業人となるには、それぞれの専門性の共通の基盤となる幅広く深い学識の修得が必須であり、院生諸子に、この目的のために選定された「大学院広域科目」を指導教員とも相談の上積極的かつ効果的に活用されることを推奨する。

「大学院広域科目」の種類

研究科・専攻で開講されている、内容が上に掲げる目的に沿うと判断される「大学院広域科目」を次頁以降に示す。それぞれの「大学院広域科目」には広域に利用する上で指針となる授業概要を付す。なお、「大学院広域科目」は、各研究科が開講する専門科目の外に置く新たな科目の区分名ではなく、研究科等が開講する専門科目の内、大学院学則第9条を適用あるいは準用し、研究科の枠を超えて広域に活用する上で特に適していると判断される科目に付加する区分呼称である。

上記に掲げる「大学院広域科目」とは別に、上記の趣旨に沿う特定学問分野の骨組みをより簡便な「聴講」によって理解する上で有用と判断される授業科目を別に選定し、「大学院広域科目－聴講専用」と位置づける。「大学院広域科目－聴講専用」の科目名と広域の視点を踏まえた授業概要については、オリエンテーション時に別途配布される案内文を参照されたい。

大学院広域科目一覧

工学研究科開設科目

「高速現象と可視化技術」(研究科共通科目)

高速流動や高速衝突に伴う衝撃波現象、材料の破壊現象、燃焼・化学反応、生体の高速運動など目に見えない高速現象の基礎知識ならびに高速度カメラや数値シミュレーションを利用した可視化技術を学ぶ。

「技術英語特別講義A」(研究科共通科目)

科学技術のみならず広く文化全般のグローバル化が急速に進む21世紀、英語によるテクニカルコミュニケーション能力の必要性が益々強く認識されてきている。本講義では、テクニカルコミュニケーションの基礎的知識・技術を習得することを第一目的としながらも同時に広く受験されているTOEICにも備えられるような課題・実習を組み込む。

「技術英語特別講義B」(研究科共通科目)

本講義では、技術英語特別講義Aで習得したテクニカルコミュニケーションの基礎知識を発展させて英語レポート執筆と国際舞台でのプレゼンのための実践的知識を習得することを目的とし、各自の修士論文テーマに関連したテーマを英語プレゼンすることを最終課題とする。

「コンピュータ応用特論」(電気電子工学専攻)

現在のコンピュータの典型的な構成と、性能向上のために導入されている様々な先端技術を理解する。マイクロコンピュータのプログラミングと周辺回路の取り扱いを実習形式で学び、受講生各自の専門分野で活用できることを目指す。

「都市デザイン特論」(建設工学専攻)

都市デザインに関する重要な文献・資料を輪読するとともに、具体的な都市を対象として、都市の構造、課題を空間的に把握・分析し、望ましいあり方をデザインしていく手法を実践的に学ぶ。

「西洋建築特論」(建設工学専攻)

西洋建築の歴史・理論を扱う基本文献を原典（英語）で読み、内容を議論することをおして、建築の基本概念や建築と社会との関わり、建築芸術の成立過程を理解する。

「日本建築特論」(建設工学専攻)

日本建築史・近代建築史の基本文献を読み、内容を議論することをおして、問題意識や用いられている研究方法、資料、論理について広く学ぶ。

国際人間学研究科開設科目

「近代世界表象体系」(国際関係学専攻、言語文化専攻、歴史学・地理学専攻)

国際関係学専攻、言語文化専攻、歴史学・地理学専攻（各前期課程）の共通開設科目。人文・社会科学の多様な分野の研究に従事する数名の教員によるオムニバス形式。キー・コンセプト「表象」（Representation, Vorstellung）の多様な意味を通じて、人間・社会・文化等（グローバル・ヒューマニクス）の理解に迫る。

「臨地研究論」（国際関係学専攻）

国際関係学専攻前期課程の必修科目。人文・社会科学の多様な分野の研究に従事する複数名の教員によるオムニバス形式。世界各地での野外調査経験を語り、調査方法、データの収集・分析方法等について、総合的地域研究の立場からグローバルに考察する。

「研究基礎A」（言語文化専攻ジャーナリズム・コース）

情報収集の一連のプロセスを実践的に学ぶ。各自が設定した問題を解決するために必要な情報を特定、それを得るためのデータを明確化、次いでそれらを収集・分析し、そこから読み取った情報とその意味するところを発表する。

「心理学研究法特論」（心理学専攻）

心理学においては方法論として科学的方法論を採用するという伝統が確立している。そこで、心理学の大学院科目として、心理学の方法論に関わるものが必要とされている。本科目はそのような心理学専攻の基礎となる方法論の科目である。

応用生物学研究科開設科目

「環境システム保全学・生物多様性科学特論」（応用生物学専攻）

21世紀においては、地球環境・自然環境と人間生活とが調和した持続的な社会を形成することが不可欠である。そのために、生物がいかに環境に適応してあるいは調和して生存するか、また生物によって環境をいかに修復するかについて講述する。さらに、地球・自然環境の保全の重要性について、農林業と環境保全との関係の側面から講述する。

「微生物バイオテクノロジー特論」（応用生物学専攻）

多様な微生物が種々の産業で利用されており、微生物学バイオテクノロジーの分野は極めて重要である。微生物の利用技術について深く理解することを目標として講述する。

生命健康科学研究科開設科目

「ヘルスプロモーション論」（研究科共通科目）

1986年によるオタワ憲章のヘルスプロモーションの概念、すなわち、人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスと、その達成のため包括的な社会・政治的プロセスの変化や社会・環境・経済的状況を変化させるようなアクションを含む概念を認識させ、地域におけるヘルスプロモーションや健康づくりに関する政策や活動の実際を考えながら、地域、職域、学校におけるヘルスプロモーションの視点を学ぶ。

「看護理論」（看護学専攻）

看護学の発展の歴史と看護理論の動向をふまえ、看護実践・教育・研究で用いられている主要な理論について分析し、理解を深める。また、関心のある理論について、事例を通して活用法の妥当性について検討する。

「環境医科学特論」（生命医科学専攻）

環境とは何か、そして環境がヒトの健康に影響を与え、疾病を発症させる機構について、学習する。まず、環境因子を物理的因子、化学的因子、生物学的因子の3つに分類し、これらの特性を講義する。

「生命医用技術学特別講義」（生命医科学専攻）

低侵襲高機能体内埋め込み医療機器を設計する指針を得るために、現在実用化されている、あるいは開発の進められている体内埋め込み医療機器の実例に触れ、その可能性と問題点を学ばせる。本講義では医療技術開発研究を進める上で基礎となる講義を多方面に展開する。

9. 教職課程

9. 教職課程

教員免許状の取得について

各研究科において、取得できる免許状の種類は、表1のとおりである。

これらの免許状を取得するには、当該免許状の一種免許状を取得した後、教育職員免許法（昭和24年法律147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

専修免許状の取得を希望する者は、基礎資格として修士の学位を取得し、「大学が独自に設定する科目」を24単位修得すること。

専修免許状の取得に係る「大学が独自に設定する科目」は表2のとおり。

表1 取得できる免許状の種類

研究科名	専攻	免許状の種類
工学研究科	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	電気電子工学専攻	
	建設工学専攻	
	応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
経営情報学研究科	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	経営情報学専攻	高等学校教諭専修免許状（商業）
国際人間学研究科	国際関係学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）
	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状（国語）
		高等学校教諭専修免許状（国語）
		中学校教諭専修免許状（英語）
	歴史学・地理学専攻	高等学校教諭専修免許状（地理歴史）
応用生物学研究科	応用生物学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
生命健康科学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状
		小学校教諭専修免許状

表2 専修免許状の取得に係る「大学が独自に設定する科目」

機械工学専攻「工業」

免許法施行規則に定める科目区分	本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	設計工学特別研究A	2
	設計工学特別研究B	2
	設計工学特別研究C	2
	設計工学特別研究D	2
	エネルギー工学特別研究A	2
	エネルギー工学特別研究B	2
	エネルギー工学特別研究C	2
	エネルギー工学特別研究D	2
	生産工学特別研究A	2
	生産工学特別研究B	2
	生産工学特別研究C	2
	生産工学特別研究D	2
	精密工学特別研究A	2
	精密工学特別研究B	2
	精密工学特別研究C	2
	精密工学特別研究D	2
	弹性力学	2
	熱工学	2
	波動工学	2
	材料強度学	2
	機械材料学	2
	機械加工学	2
	エネルギー工学	2
	精密工学	2
	機械制御工学	2
	デジタル振動制御論	2

電気電子工学専攻「工業」

免許法施行規則に定める科目区分	本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	電気電子工学研究指導A	2
	電気電子工学研究指導B	2
	電気電子工学研究指導C	2
	電気電子工学研究指導D	2
	放電現象特論	2
	電磁プラズマ工学特論	2
	電力工学特論	2
	超伝導工学特論	2
	固体物性特論	2
	電気電子材料特論	2
	物性デバイス特論	2
	光・電子デバイス特論	2
	固体量子物理特論	2
	電気エネルギー変換機器特論A	2
	電気エネルギー変換機器特論B	2
	システム制御特論	2
	パワーエレクトロニクス特論	2
	コンピュータ応用特論	2
	分析科学特論	2
	回路工学特論	2
	計算機プログラミング特論	2
	メディア情報処理特論	2
	人工知能特論	2

建設工学専攻「工業」

応用化学専攻「理科」

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	構造工学特論 A	2	
	構造工学特論 B	2	
	鉄筋コンクリート構造特論	2	
	水理学特論	2	
	地盤力学特論	2	
	コンクリート工学特論	2	
	水環境工学特論	2	
	地盤工学特論	2	
	都市デザイン特論	2	
	交通計画特論	2	
	耐震構造設計特論	2	
	応用弾性学特論	2	
	建築材料学特論	2	
	建築環境工学特論	2	
	建築環境デザイン演習	2	
	西洋建築特論	2	
	日本建築特論	2	
	建築計画特論 A	2	
	建築計画特論 B	2	
	都市計画特論	2	
	建築デザイン演習 A	2	
	建築デザイン演習 B	2	
	数値解析学特論・演習 A	2	
	数値解析学特論・演習 B	2	

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	物理化学特別研究 A	2	
	物理化学特別研究 B	2	
	物理化学特別研究 C	2	
	物理化学特別研究 D	2	
	機能材料特別研究 A	2	
	機能材料特別研究 B	2	
	機能材料特別研究 C	2	
	機能材料特別研究 D	2	
	有機材料化学特別研究 A	2	
	有機材料化学特別研究 B	2	
	有機材料化学特別研究 C	2	
	有機材料化学特別研究 D	2	
	化学工学特別研究 A	2	
	化学工学特別研究 B	2	
	化学工学特別研究 C	2	
	化学工学特別研究 D	2	
	有機合成化学特別研究 A	2	
	有機合成化学特別研究 B	2	
	有機合成化学特別研究 C	2	
	有機合成化学特別研究 D	2	
	溶液化学特論	2	
	物性化学特論	2	
	精密分析化学特論	2	
	機能材料特論	2	
	無機ファイン材料特論	2	
	材料化学特論	2	
	エネルギー化学特論	2	
	有機材料化学特論	2	
	超分子化学特論	2	
	有機反応特論	2	
	有機合成化学特論	2	
	化学工学特論	2	
	反応工学特論	2	
	材料機能解析特論	2	
	先進材料工学特論	2	

情報工学専攻「情報」

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	情報通信特別研究 A	2	
	情報通信特別研究 B	2	
	情報通信特別研究 C	2	
	情報通信特別研究 D	2	
	記号計算特論	2	
	通信工学特論	2	
	機械学習特論	2	
	ニューラル情報処理特論	2	
	情報通信方式特論	2	
	コンピュータビジョン特論A	2	
	コンピュータビジョン特論B	2	
	情報セキュリティ特論	2	
	情報流通システム特論	2	
	知的信号処理特論	2	
	シミュレーション工学特論	2	
	音声言語処理特論	2	
	音声信号処理特論	2	

経営情報学専攻「商業」

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数	
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	財務会計 I	2	
	会計原理 I	2	
	経営管理理	2	
	経営政策	2	
	財務会計 II	2	
	会計原理 II	2	
	税法 A	2	
	税法 B	2	
	簿記論 A	2	
	簿記論 B	2	
	管理会計	2	
	会計管理 I	2	
	会計管理 II	2	
	経営組織行動	2	
	金融経済論	2	
	組織デザイン	2	
	日本企業論	2	
	経理論	2	
	日本経済論	2	
	財政政策	2	

国際関係学専攻「公民」

言語文化専攻「国語」(中学・高校)

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数	
科 教科及び教科の指導法に関する 目 大学が独自に設定する科目	政治経済研究特論	2	
	国際機構論	2	
	国際法特論	2	
	国際政治学特論	2	
	国際公共政策特論	2	
	国際経済学特論	2	
	発展途上国論	2	
	比較社会史論	2	
	国際金融論	2	
	比較文明論	2	
	国際協力論	2	
	開発経済学特論	2	
	臨地研究論	2	
	社会開発特論	2	
	国際ジェンダー論	2	
	社会文化研究特論	2	
	文化人類学特論	2	
	国際社会学特論	2	
	比較宗教論	2	

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 大学が独自に設定する科目	日本語学特論A	2	
	日本語学特論B	2	
	日本語学特論C	2	
	日本語学特論D	2	
	古典文学特論A	2	
	古典文学特論B	2	
	古典文学特論C	2	
	古典文学特論D	2	
	近代文学特論A	2	
	近代文学特論B	2	
	近代文学特論C	2	
	近代文学特論D	2	
	伝承文芸特論A	2	
	伝承文芸特論B	2	
	伝承文芸特論C	2	
	伝承文芸特論D	2	
	日本芸能特論A	2	
	日本芸能特論B	2	
	日本芸能特論C	2	
	国語教育特論	2	

言語文化専攻「英語」(中学・高校)

免許法施行規則に定める科目区分	本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	応用言語学特論 A	2
	応用言語学特論 B	2
	応用言語学特論 C	2
	応用言語学特論 D	2
	英語教育法特論 A	2
	英語教育法特論 B	2
	英語教育法特論 C	2
	英語教育法特論 D	2
	英語学特論 A	2
	英語学特論 B	2
	英語学特論 C	2
	英語学特論 D	2
	英語学特論 E	2
	英語学特論 F	2
	英語学特論 G	2
	英語学特論 H	2
	英米文学特論 A	2
	英米文学特論 B	2
	英米文学特論 C	2
	英米文学特論 D	2

歴史学・地理学専攻「地理歴史」

免許法施行規則に定める科目区分	本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	日本古代史特論 I	2
	日本古代史特論 II	2
	日本中世史特論 I	2
	日本中世史特論 II	2
	日本近世史特論 I	2
	日本近世史特論 II	2
	日本近代史特論 I	2
	日本近代史特論 II	2
	日本現代史特論 I	2
	日本現代史特論 II	2
	アジア史特論 I	2
	アジア史特論 II	2
	中国史特論 I	2
	中国史特論 II	2
	ヨーロッパ史特論 I	2
	ヨーロッパ史特論 II	2
	アメリカ史特論 I	2
	アメリカ史特論 II	2
	社会経済史特論 I	2
	社会経済史特論 II	2
	思想史特論 I	2
	思想史特論 II	2
	文化史特論 I	2
	文化史特論 II	2
	技术史特論 I	2
	技术史特論 II	2
	経済地理学特論 I	2
	経済地理学特論 II	2
	歴史地理学特論 I	2
	歴史地理学特論 II	2
	文化地理学特論 I	2
	文化地理学特論 II	2
	都市地理学特論 I	2
	都市地理学特論 II	2
	地理情報学特論 I	2
	地理情報学特論 II	2
	都巿政策学特論 I	2
	都巿政策学特論 II	2
	自然地理学特論 I	2
	自然地理学特論 II	2
	地誌学特論 I	2
	地誌学特論 II	2

応用生物学専攻「理科」

免許法施行規則に定める科目区分	本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	バイオサイエンス特論	2
	有機・分析化学特論	2
	微生物バイオテクノロジー特論	2
	環境システム保全学・生物多様性科学特論	2
	細胞・ゲノムエンジニアリング特論	2
	バイオサイエンス研究法特論	2
	有機・分析化学研究法特論	2
	細胞・ゲノムエンジニアリング研究法特論	2
	微生物バイオテクノロジー研究法特論	2
	環境システム保全学・生物多様性科学研究法特論	2
	応用生物学研究 A	2
	応用生物学研究 B	2
	応用生物学研究 C	2
	応用生物学研究 D	2
	応用生物学特別演習 A	1
	応用生物学特別演習 B	1
	応用生物学特別演習 C	1
	応用生物学特別演習 D	1

看護学専攻「養護」

免許法施行規則に定める科目区分	本学における開講科目及び単位数	
	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	看護理論	②
	看護研究方法論	②
	看護倫理学	2
	看護情報マネジメント論	2
	コンサルテーション論	2
	看護教育学特論 I	2
	看護教育学特論 II	2
	精神看護学特論 I	2
	精神看護学特論 II	2
	地域保健看護学特論 I	2
	地域保健看護学特論 II	2
	地域保健看護学課題演習	4
	発達看護学特論 A (小児看護学)	2
	発達看護学特論 B (母性看護学)	2
	家族看護学特論	2
	発達看護学課題演習	4

※単位数に○印のある科目は必修科目

教育学専攻「幼稚園」

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
		授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼児造形学研究 A	2
		幼児造形学研究 B	2
	教育の基礎的理解に関する科目	幼児教育学研究 A	②
		幼児教育学研究 B	②
		教育史学研究 A	2
		教育史学研究 B	2
		国際理解教育研究	2
		保育学研究	2
		教育心理学研究 A	2
		教育心理学研究 B	2
		発達心理学研究 A	2
		発達心理学研究 B	2
		障害者(児)心理学研究 A	2
		障害者(児)心理学研究 B	2
		発達障害児支援演習	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談学演習	1

※ 単位数に○印のある科目は必修科目

教育学専攻「小学校」

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開講科目及び単位数	
		授業科目	単位数 備考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	国語教育学研究 A	2
		国語教育学研究 B	2
		社会科教育学研究 A	2
		社会科教育学研究 B	2
		算数・数学教育学研究 A	2
		算数・数学教育学研究 B	2
		理科教育学研究 A	2
		理科教育学研究 B	2
		音楽教育学研究 A	2
		音楽教育学研究 B	2
	教育の基礎的理解に関する科目	美術教育学研究 A	2
		美術教育学研究 B	2
		体育・健康教育学研究 A	2
		体育・健康教育学研究 B	2
		教育史学研究 A	2
	教育心理学研究 A	教育史学研究 B	2
		教育心理学研究 A	②
		教育心理学研究 B	②
		発達心理学研究 A	2
		発達心理学研究 B	2
	社会心理学研究	社会心理学研究	2
		教育心理学研究法演習	1
		特別支援教育演習	1
		教育マネジメント演習	1
		教育方法学研究 A	②
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法学研究 B	②
		教育相談学演習	1

※ 単位数に○印のある科目は必修科目

10. 中部大学ジョイント・ディグリー・プログラムについて

工学研究科・応用生物学研究科博士前期課程において、工学・応用生物学の専門知識を修めると共に、経営情報学研究科経営学専攻で経営学（MBA）を修得した「技術と経営の両輪を備えた経営人材」を育成することを目的として、中部大学ジョイント・ディグリー・プログラムが設けられました。工学研究科・応用生物学研究科博士前期課程修了後、経営学専攻で学修し、1年間で「修士（経営学）」の学位取得を目指します。

ジョイント・ディグリー・プログラムの概要は、以下のとおりです。

第1条 中部大学ジョイント・ディグリー・プログラム（以下「本プログラム」という。）における修得単位については、この取扱いの定めるところによる。

第2条 本プログラム登録者は、工学研究科・応用生物学研究科博士前期課程在籍中に、経営情報学研究科経営学専攻修士課程の基礎科目群必修科目の中から、7科目を上限に履修することができる。

2 前項により修得した単位は、大学院学則第9条第4項に関わらず、工学研究科・応用生物学研究科博士前期課程の修了要件単位には算入しない。

3 工学研究科・応用生物学研究科博士前期課程在籍中に、経営情報学研究科経営学専攻修士課程基礎科目群必修科目の単位取得が10単位未満の場合には、本プログラム登録者として認めない。

第3条 本プログラムにより、経営情報学研究科経営学専攻修士課程に入学した者は、前条第1項により、修得した単位を経営学専攻の修了要件単位として算入することができる。

2 工学研究科・応用生物学研究科博士前期課程で修得した「特別研究」の単位は、6単位を超えない範囲で経営学専攻の技術マネジメント科目群において修得したものとみなすことができる。

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。

11. 中部大学大学院 成績評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学大学院学則第13条第2項に規定する成績評価に関し必要な事項を定めるこ
とを目的とする。

(成績評価)

第2条 成績評価は、履修登録された科目についてのみ行う。

2 授業科目的成績評価は次の表のとおりとする。

評価	評価基準	合否基準
S	90点以上	合 格
A	80点～89点	
B	70点～79点	
C	60点～69点	
E	59点以下	不格

第3条 第2条の規定にかかわらず、他の大学等で履修した授業科目、検定試験等の成績に係る学修成果
等について、本学における授業科目的履修とみなし単位を認定する場合は、Tと評価するものとする。

(成績評価の確認)

第4条 成績評価に対して疑問がある学生は、その確認を願い出ることができる。

2 成績評価の確認を願い出る者は、定められた期間内に願い出なければならない。

(1) 成績評価の確認は、履修科目成績の通知時に指定された期間内に願い出るものとする。

(2) 前号の確認期間以後における成績評価の確認は、願い出ることはできない。

3 定められた期間内における成績評価確認は、所定の用紙により教務部長まで願い出るものとする。

4 非常勤講師が担当する科目的成績評価確認に関する結果は、教務支援課から本人に通知する。

(成績評価の訂正)

第5条 成績評価に誤りが生じた場合、当該科目の授業担当者は成績評価の訂正を願い出ることができる。

2 成績評価の訂正期間については、各期において履修科目成績の通知日より1週間とする。

3 成績評価の訂正については、原則として前項の提出締切日以降は取扱わない。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

12. 中部大学大学院学則

第1章 目的

第1条 中部大学大学院（以下「大学院」という。）は、学部教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

第2条 大学院に、次の研究科を置く。

工 学 研 究 科

経営情報学研究科

国際人間学研究科

応用生物学研究科

生命健康科学研究科

教 育 学 研 究 科

第3条 大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第5条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

第6条 各研究科に、次の表に掲げる専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
工 学 研 究 科	機械工学専攻	博士課程
	電気電子工学専攻	
	建設工学専攻	
	応用化学専攻	
	情報工学専攻	
	創造エネルギー理工学専攻	
経営情報学研究科	ロボット理工学専攻	修士課程
	経営情報学専攻	
国際人間学研究科	経営学専攻	博士課程
	国際関係学専攻	
	言語文化専攻	
	心理学専攻	
応用生物学研究科	歴史学・地理学専攻	博士課程
	応用生物学専攻	
生命健康科学研究科	生命医学専攻	博士課程
	看護学専攻	
	リハビリテーション学専攻	
教育学研究科	保健医療学専攻	修士課程
	教育学専攻	

2 研究科及び専攻ごとの教育研究上の目的は、別表1のとおりとする。

3 前項の目的を踏まえ、次の各号に掲げる方針を別に定める。

- (1) 修了の認定及び学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

第3章 収容定員

第7条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程又は修士課程		博士後期課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
工学研究科	機械工学専攻	10	20	4	12	32
	電気電子工学専攻	18	36	4	12	48
	建設工学専攻	16	32	4	12	44
	応用化学専攻	10	20	4	12	32
	情報工学専攻	16	32	4	12	44
	創造エネルギー理工学専攻	6	12	4	12	24
	ロボット理工学専攻	12	24	4	12	36
	計	88	176	28	84	260
経営情報学研究科	経営情報学専攻	15	30	3	9	39
	経営学専攻	20	40	—	—	40
	計	35	70	3	9	79
国際人間学研究科	国際関係学専攻	4	8	2	6	14
	言語文化専攻	4	8	2	6	14
	心理学専攻	4	8	2	6	14
	歴史学・地理学専攻	4	8	2	6	14
	計	16	32	8	24	56
応用生物学研究科	応用生物学専攻	24	48	6	18	66
	計	24	48	6	18	66
生命健康科学研究科	生命医科学専攻	12	24	3	9	33
	看護学専攻	6	12	—	—	12
	リハビリテーション学専攻	6	12	—	—	12
	保健医療学専攻	6	12	—	—	12
	計	30	60	3	9	69
教育学研究科	教育学専攻	12	24	—	—	24
	計	12	24	—	—	24
合計		205	410	48	144	554

第3章の2 学期及び休業日

第7条の2 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条の3 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

第7条の4 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日であっても授業又は試験を実施することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月19日
- (4) 学園創立記念日 12月8日
- (5) 春季休業日
- (6) 夏季休業日
- (7) 冬季休業日

2 前項第5号から第7号までの休業期間は、別に定める。

3 必要がある場合は、第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目及び履修方法

第8条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとし、各研究科における授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

2 授業は、講義、演習のいずれかにより又はこれらの併用、その他により行うものとする。

3 授業等は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定による夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

第8条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

第9条 第8条の授業科目の履修方法は、研究科ごとに別に定める。

2 研究指導は、大学院が適格と認めた教員（以下「研究指導担当教授」という。）が行うものとする。

3 専攻の研究指導担当教授が必要と認めるときは、他の研究科・専攻の科目を指定して、履修させることができる。

4 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で当該専攻において修得したものとみなすことができる。

5 職業を有している等の事情により、第4条第2項及び第5条第2項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第9条の2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	免許状の種類
工学研究科	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
経営情報学研究科	経営情報学専攻	高等学校教諭専修免許状（商業）

研究科名	専攻	免許状の種類
国際人間学研究科	国際関係学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）
	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状（国語）
		中学校教諭専修免許状（英語）
		高等学校教諭専修免許状（国語）
応用生物学研究科	歴史学・地理学専攻	高等学校教諭専修免許状（英語）
		高等学校教諭専修免許状（地理歴史）
	応用生物学専攻	高等学校教諭専修免許状（理科）
生命健康科学研究所	看護学専攻	養護教諭専修免許状
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状
		小学校教諭専修免許状

第10条 大学院が教育上有益と認めるときに限り、他の大学の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修し、修得した授業科目の単位は10単位を超えない範囲で大学院の修了に必要な単位に算入することができる。
- 3 他の大学の大学院での履修の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由のある場合には、協議の上、更に1年に限り延長することができるが、履修の期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 4 他の大学の大学院での履修期間は、大学院の在学年限に算入する。
- 5 各研究科において、教育上有益と認めるときは、学生は他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第10条の2 大学院が教育上有益と認めるときに限り、学生が、大学院に入学する以前に大学院又は他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

第10条の3 大学院において教育研究上特別の必要があると認めるときは、他の研究所等の研究者を大学院客員教授に委嘱する等の方法により、学生が当該研究所等において研究指導等を受けることができる（連携大学院方式）。

第5章 課程修了の認定

第11条 修士課程又は博士前期課程の修了には、2年以上在学し、専攻の授業科目について次の表に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	単位数
工学研究科	30
経営情報学研究科	
経営情報学専攻	32
経営学専攻	40
国際人間学研究科	30
応用生物学研究科	30
生命健康科学研究所	30
教育学研究科	30

2 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって、当該前期の課程において修得すべきものについての審査

3 第9条第4項、第10条第2項及び第10条の2第2項の規定により修得した単位については、合せて10単位を超えない範囲で前項に定める単位に算入することができる。

第12条 博士後期課程の修了には、3年以上在学し、専攻の授業科目について次の表に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間（生命健康科学研究所博士後期課程を除く。）に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（前条ただし書の規定による在学期間1年をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	単位数
工学研究科	8
経営情報学研究科	24
国際人間学研究科	8
応用生物学研究科	8
生命健康科学研究所	12

2 生命健康科学研究所博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、2年以上在学すれば足りるものとする。

3 第10条第2項及び第10条の2第2項の規定により修得した単位については、合せて10単位を超えない範囲で第1項に定める単位に算入することができる。

第13条 各履修授業科目の単位修得の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとし、毎学期又は毎学年末に行うものとする。

2 授業科目の単位修得に係る成績評価に関する事項は、別に定める。

第14条 試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき学位論文を中心として、これに関連のある科目について筆記又は口頭により行うものとする。

第15条 学位論文は、一部作成し、専攻の研究指導担当教授を通じて指定の期間内に所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

第16条 学位論文の審査及び試験については、各研究科委員会が審査委員会を設けて行う。

第6章 学位及びその授与

第17条 第11条の規定に基づき、修士課程又は博士前期課程の修了要件を充足した者には、学長は、各研究科委員会の議を経て、修士の学位を授与する。

2 第12条の規定に基づき、博士後期課程の修了要件を充足した者には、学長は、当該研究科委員会の議を経て、博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位は、専攻分野により次のとおりとする。

工 学 研 究 科	博士前期課程	修士（工学）
経営情報学研究科	博士前期課程	修士（経営情報学）
	修士 課 程	修士（経営学）
国際人間学研究科	博士前期課程	
	国際関係学専攻	修士（国際関係学）
	言語文化専攻	修士（言語文化学）
	心理学専攻	修士（心理学）
	歴史学・地理学専攻	修士（歴史学）
		修士（地理学）
応用生物学研究科	博士前期課程	修士（応用生物学）
生命健康科学研究科	博士前期課程	
	生命医科学専攻	修士（生命医科学）
	修士 課 程	
	看護学専攻	修士（看護学）
	リハビリテーション学専攻	修士（リハビリテーション学）
	保健医療学専攻	修士（保健医療学）
教育学研究科	修士 課 程	修士（教育学）
工 学 研 究 科	博士後期課程	博士（工学）
経営情報学研究科	博士後期課程	博士（経営情報学）
国際人間学研究科	博士後期課程	
	国際関係学専攻	博士（国際関係学）
	言語文化専攻	博士（言語文化学）
	心理学専攻	博士（心理学）
	歴史学・地理学専攻	博士（歴史学）
		博士（地理学）
応用生物学研究科	博士後期課程	博士（応用生物学）
生命健康科学研究科	博士後期課程	博士（生命医科学）

4 学位の授与に関しては、中部大学学位規程（昭和46年4月1日制定）の定めるところによる。

第18条 前条第2項に定める者のほか、大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも当該研究科委員会の審査を経て中部大学学位規程の定めるところにより、学長は、博士の学位を授与することができる。

第7章 入学・休学・復学・退学・留学及び最長在学年数

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。再入学の場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

第20条 修士課程又は博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条の大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者で、その後本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第20条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、修士課程又は博士前期課程に入学することができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者であって、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

第21条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は法第104条の規定により専門職大学院の課程を修了した者に授与される学位（以下「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付

けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 外国の学校、前号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第22条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

2 入学志願の手続に関する事項は、別に定める。

第23条 入学志願者に対しては、学力検査及び健康診断並びに出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して、入学者を選考する。

2 入学者選考に関する事項は、別に定める。

第24条 前条によって入学を許可された者は、指定の期日までに所定の誓約書に入学料及び必要書類を添えて入学手続をとらなければならない。

第25条 病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学できないときは、理由書を添えて学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、1か年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て延長することができる。

3 休学できる期間は、通算して修士課程又は博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、第31条に規定する在学年数に算入しない。

第26条 病気その他の理由により修学することが適当でないと認められた者に対しては、休学を命ずることができる。

第27条 前2条の場合において、休学の理由が消滅した場合には、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

第28条 病気その他の理由により退学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第29条 退学した者が、再入学を願い出た場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

第30条 大学院が教育上有益と認めるときに限り、外国の大学の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学の大学院に留学することができる。

2 第10条第2項、第3項及び第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第31条 大学院における最長在学年数は、修士課程及び博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年とする。

第31条の2 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 第31条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第25条第3項に規定する休学期間を超えた者

(3) 休学期間が終っても所定の手続をしない者

(4) 死亡した者

(5) 授業料納付の義務を怠り、督促しても納付しない者

第31条の3 前条第5号の規定による除籍者については、本人の願い出により、学長は、研究科委員会の議を経て、再入学させることができる。

第7章の2 研究生及び聴講生

第32条 大学院において、特定事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、研究期間が満了しても引き続き研究することを志願する者は、当初の研究期間を含め2年を超えない範囲において、その期間を延長することができるものとする。

第33条 研究料の額は、1か月27,500円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

第34条 検定料の額は、35,000円とし、出願するときに納付しなければならない。

第35条 既納の研究料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第36条 大学院の授業科目のうち特定の科目を聴講することを願い出た者があるときは、大学院の学生の修学を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生については、別に定める。

第8章 特別聴講学生及び特別研究学生

第37条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

第37条の2 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院に在学中の学生で、本大学院において研究指導を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別研究学生として入学を許可する。

2 特別研究学生については、別に定める。

第8章の2 科目等履修生

第37条の3 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、研究科において適当と認めたときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第37条の4 科目等履修生を志願することのできる者は、第20条又は第20条の2に規定する入学資格を有する者とする。

第37条の5 科目等履修生の入学の時期は、当該授業科目の授業を行う学期の始めとする。

第37条の6 科目等履修生の授業料の額は、1単位につき10,000円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

2 検定料の額は、5,000円とし、願い出と同時に納付しなければならない。

3 既納の授業料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第37条の7 その他科目等履修生に対しては、大学院の学生に関する規定を準用する。

第9章 授業料、入学料及び検定料

第38条 大学院の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。ただし、修士課程及び博士前期課程2年又は博士後期課程3年の標準修業年限を超えて在学する者及び私費外国人留学生の授業料の額については、別に定めることができる。

区分	修士課程又は博士前期課程		博士後期課程			計
	1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
授業料	工学研究科	550,000(円)	560,000(円)	560,000(円)	560,000(円)	2,790,000(円)
	経営情報学研究科	340,000	350,000	350,000	350,000	1,740,000
	国際人間学研究科	340,000	350,000	350,000	350,000	1,740,000
	応用生物学研究科	550,000	560,000	560,000	560,000	2,790,000
	生命健康科学研究科	550,000	560,000	560,000	560,000	2,790,000
	教育学研究科	340,000	350,000	—	—	690,000
入学料	100,000円					
検定料	35,000円					

2 第9条第5項により、計画的な履修を認められた長期履修学生の授業料の額については、前項の定めにかかわらず、標準修業年限までの各々の合計額を履修年数で除した額とする。なお、各年次の授業料の額については、別に定める。

第39条 授業料の納付は、各年次に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、春学期にあっては4月1日から10日、秋学期にあっては10月1日から10日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに春学期の授業料を納付しなければならない。

第39条の2 春学期又は秋学期の全期間を休学する者のその期の授業料は、納付を免除する。ただし、別に定める在籍料を指定の期日までに納付しなければならない。

第40条 秋学期の納付の時期前に退学する者の納付する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

第41条 経済的な理由により納付が困難な者については、その者の申請に基づいて、当該年度を超えない期間内で納付を猶予することができる。

第42条 入学料は、入学するときに納付しなければならない。ただし、再入学する者その他別に定める者については、入学料の納付を免除する。

2 検定料は、入学又は再入学を出願するときに納付しなければならない。

3 既納の授業料、入学料及び検定料は、返付しない。ただし、入学手続時に納付された授業料の取扱いについては、別に定めることができる。

第9章の2 賞 罰

第42条の2 学生として表彰に価する行為があったときには、学長は、研究科委員会の議を経て、これを表彰することがある。

第42条の3 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第10章 教員組織

第43条 大学院の授業及び研究指導は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから担当を命ぜられた者が行う。

2 前項のほか、必要な場合には、兼任の教授、准教授、講師及び助教に委嘱して授業を担当させることができる。

第11章 運営組織

第44条 各研究科に研究科長を置く。

第45条 各研究科に研究科委員会を置く。

第46条 研究科委員会は、大学院研究指導担当教授をもって組織する。

2 前項の組織には、審議事項に応じ、大学院講義担当の教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

第47条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができるものとする。

第48条 大学院に関する重要事項については、中部大学協議会において審議する。

第12章 雜 則

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、施行細則で定める。

附 則

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 2019年度以前に工学研究科ロボット理工学専攻修士課程に入学した者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第8条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

13. 中部大学学位規程

第1条 この規程は、中部大学学則第19条第3項及び中部大学大学院学則第17条第4項の規定に基づき、学位に関して必要な事項を定める。

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の種類は、次のとおりとする。

学士（工学） 学士（経営情報学） 学士（国際学） 学士（人文学） 学士（応用生物学）
学士（生命医科学） 学士（看護学） 学士（理学療法学） 学士（作業療法学）
学士（臨床工学） 学士（スポーツ保健医療学） 学士（教育学）
修士（工学） 修士（経営情報学） 修士（経営学） 修士（国際関係学） 修士（言語文化学）
修士（心理学） 修士（歴史学） 修士（地理学） 修士（応用生物学） 修士（生命医科学）
修士（看護学） 修士（リハビリテーション学） 修士（保健医療学） 修士（教育学）
博士（工学） 博士（経営情報学） 博士（国際関係学） 博士（言語文化学） 博士（心理学）
博士（歴史学） 博士（地理学） 博士（応用生物学） 博士（生命医科学）

第3条 学部を卒業した者に対し学士を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与する。

第4条 前条に定める者のほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下これを「学力認定」という。）された者にも博士の学位を授与することができる。

第5条 学士の学位は、学部に4年以上在学し、かつ、教育課程に定める科目を履修し、所定の単位を修得した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程に2か年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に授与する。ただし在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士の学位は、博士課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し審査及び試験に合格した者にこれを授与する。ただし、在学期間（生命健康科学研究科博士後期課程を除く。）に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者については、前項中「5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

5 生命健康科学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、2年以上在学すれば足りるものとする。

第6条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び博士論文（以下「学位論文等」という。）は、研究科長に提出するものとする。ただし、博士論文の提出に際しては、学位申請書、論文の要旨、論文公開許諾書を添えることとする。

- 2 学位論文等は一編とし、1通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文等を添付することができます。
- 3 審査のため必要があるときは、論文の副本及び参考資料を提出させることがある。
- 4 本学大学院の博士課程を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、論文に学位申請書、論文の要旨、履歴書及び学位論文審査手数料100,000円を添え、提出しなければならない。
- 5 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が博士の学位の授与を申請するときは、前項の規定によるものとする。
- 6 提出した論文及び納付した学位論文審査手数料は返付しない。

第7条 学位論文等の提出があったときは、研究科長は、研究科委員会にその審査を付議しなければならない。

第8条 前条の規定により論文の審査を付議された研究科委員会は、当該研究科委員会所属の研究指導担当教授3名以上からなる審査委員会を組織する。

- 2 第5条第2項及び第3項における論文審査の場合には、前項の審査委員会には、当該学生の研究指導担当教授を加えるものとする。
- 3 研究科委員会において審査のため必要と認めたときは、本条第1項以外の教員を加え、また学識経験者の意見を聴くことができる。

第9条 審査委員会は、論文の審査及び試験に関する事項を担当する。

- 2 試験は、論文の審査が終った後に、提出された学位論文を中心に関連ある科目について筆記又は口頭で行う。
- 3 修士の学位論文等の審査及び試験は、在学中に終了する。
- 4 第3条に係る博士の学位論文の審査及び試験は、在学期間中に終了する。
- 5 審査委員会は、第4条により論文が提出されたときは、その提出の日から1年以内に、論文の審査、試験及び学力認定を終了しなければならない。

第10条 審査委員会は、論文の審査及び試験の終了後、直ちに審査の要旨及び試験の成績に学位を授与できるか否かの意見を添えて研究科委員会に文書で報告しなければならない。

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の規定によって学位を授与できるものと議決するには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席できない委員は構成員の数に算入しない。

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第13条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与する。

第14条 本学大学院研究科は、博士の学位が授与された日から3か月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

- 2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときはこの限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 5 第2項の規定により学位論文を公表する場合には、中部大学審査学位論文である旨を明記しなければ

ならない。

第15条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

第16条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、（中部大学）と付記するものとする。

第17条 学位を授与された者で、次の各号の一に該当するときは、研究科委員会の議を経て、授与した学位を取消し、学位記を返還させる。

- (1) 不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 研究科委員会において、前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

第18条 学位記の様式は、様式第1号から様式第4号までに定めるところによる。ただし、規程第5条第2項の「特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者」に授与する修士の学位記は、様式中「修士論文の審査」とあるのは「特定の課題についての研究の成果の審査」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

14. 学 生 通 則

(対 象)

第1条 この通則は、本学に入学を許可された在籍している学生全般に適用する。

(目 的)

第2条 この通則は、教養ある学生としての品位を保ち、本学学生としての使命の自覚のもとに学生生活を構成するために学生の守るべき一般的事項について定める。

(宣 誓)

第3条 入学を許可された者は、次の宣誓をしなければならない。

私は、本学に入学の上は、本学の建学の精神および教育方針に従い堅く学則ならびに諸規程を守り、学生の本分を全うすることを宣誓します。

(保証人)

第4条 学生は、在学中その身分、学費等一切のことからについて責任を負う保証人を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、原則として父母とし、学生が学則及び諸規程を遵守し、学生の本分を全うするよう補導するものとする。

3 保証人に変更のあった場合は、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

4 保証人の住所に変更のあった場合は、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証（身分証明書）の交付をうけ、常時携帯し、本学教職員および交通関係者から呈示を求められたときは、これを呈示しなければならない。

2 学生証（身分証明書）は、これを他人に貸与し、又は譲渡し、その他不正に使用してはならない。

(学生証の交付)

第6条 学生証（身分証明書）は、本人の写真（上半身、脱帽、正面、縦4cm、横3cm）1枚を添え、氏名を記入して学生支援課に提出し交付をうけるものとする。

2 学生証（身分証明書）を紛失、又は破損（ICチップの破損を含む）したときは、学生証紛失届及び再交付願に手数料1,500円を添えて学生支援課に提出し、再交付をうけるものとする。

(学生証の返納)

第7条 学生証（身分証明書）を所持する資格を失ったとき、又はその有効期限が経過したときは、直ちに学生支援課に返納しなければならない。

(身分、氏名の変更)

第8条 学生は、その身分、氏名に変更があった場合は、直ちに戸籍抄本を添えて学生支援課に届け出なければならない。

(住所の変更)

第9条 学生は入学後、住所を変更した場合は、そのつど学生支援課に届け出なければならない。

(服 装)

第10条 服装は、すべて学生としての品位にふさわしいものとする。

(健康診断)

第11条 学生は、毎学年本学の指定する期間に健康診断をうけなければならない。正当な理由なくして健康診断をうけない者は、受講、受験を禁止することがある。

(科目の履修)

第12条 科目の履修にあたっては、履修申告の手続きを指定された期間内に行わなければならない。

2 履修申告をしていない科目については、受講、受験することができない。

(欠席)

第13条 学生が病気その他の理由により引き続き2週間以上欠席しようとするときは、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は詳細な理由書を添付して、指導教授、学生支援課を経て学長に届け出なければならない。

(休学及び復学)

第14条 学則第28条の規定により休学しようとする者又は学則第31条の規定により復学しようとするものは、保証人連署の休学願又は復学願（病気による場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な理由書を添付する。）に、所属学科主任及び指導教授の意見書を添えて、学生支援課を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第15条 学則第34条の規定により退学しようとする者は、保証人連署の退学願（病気による場合は医師の診断書、その他の場合は詳細な理由書を添付する。）に、所属学科主任及び指導教授の意見書を添えて、学生支援課を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。

(転学等)

第16条 学則第32条の規定により他の大学に転学し、又は他の大学の入学試験に応じようとする者は、転学願又は受験承認願に所属学科主任及び指導教授の意見書を添えて教務支援課を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。

(転学部・転学科)

第16条の2 学則第33条の規定により現に在籍している学生が他の学部・学科に転学部・転学科を志望する場合は、所属学科主任に願い出て、選考の上、教授会の議を経て第2年次又は第3年次に転学部・転学科の許可を得ることができる。

(学費の納入)

第17条 学費は、次の2回に等分して納入しなければならない。

春学期 4月1日から4月10日まで

秋学期 10月1日から10月10日まで

ただし、新入学生の第1回分は、別に本学の指定した日までに納入しなければならない。

2 学費以外の納入金は、そのつど指定した日までに納入しなければならない。

(学費の延納)

第18条 学則第41条の規定により学費の延納を希望する者は、その理由及び納入期日を明記した保証人連署の学費延納願を第17条第1項の納入期限までに指導教授、学生支援課を経て学長に提出し、その許可を得なければならない。

(諸証明)

第19条 通学証明書・学生旅客運賃割引証の交付をうけようとする者は学生支援課に、在学証明書・学業成績及び卒業に関する証明書の交付をうけようとする者は、教務支援課に申し出るものとする。

(施設、物品の使用)

第20条 学生が、本学の施設、物品を使用しようとするときは、所定の使用願書を学生支援課に提出し、所轄責任者の許可を得て、その指示に従わなければならない。

(登校、下校)

第21条 学生の登校時間は、原則として午前7時よりとし、下校時間は午後9時までとする。やむをえず

時間外になる場合は、学生部長の許可を得て、警備員に届け出なければならない。
(団体、集会等)

第22条 学生団体及び集会等に関する規程は、別に定める。

(掲 示)

第23条 学生の学内掲示物等取扱要項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成26年4月1日から施行する。

15. 授業補助員(T. A.)規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）大学院の優秀な学生を、教育的配慮の下に、本学の学部学生に対する教育補助業務を行わせ、これに手当を支給することにより、経済的支援を講ずるとともに、学部教育の充実を図るため、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条に定める教育補助業務を行う者の名称は、授業補助員（ティーチングアシスタント）とする。

(業務)

第3条 授業補助員は、教授、准教授又は講師の指示に従って、次の各号に定める業務に従事する。

- (1) あらかじめ定められた授業日及び授業時間の授業（演習、実験、実習）の指導補助。
- (2) 授業及び授業時間以外における補充指導に関する指導補助。

(任用)

第4条 授業補助員は、本学大学院博士前期課程又は修士課程に在学する学生から任用する。

2 授業補助員に任用する学生は、授業補助に必要な技能を有する者とする。

3 授業補助員を任用できる授業科目は、前条で定める授業科目のうち、学科及び教室からの申請に基づき、学長が決定する。

(任用期間)

第5条 授業補助員の任用期間は1年以内とする。ただし、必要がある場合は1年以内を単位として、あらためて任用することができる。

(担当時間数)

第6条 授業補助員の担当時間数は、原則として週6時間、年間180時間を限度とする。ただし、必要と認められた場合には、勉学に支障のない限り、週9時間、年間270時間まで延長することができる。

(手当)

第7条 授業補助員に支給する手当については、別に定める。

(その他)

第8条 この規程の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

16. 中部大学研究補助員規程

(趣 旨)

第1条 中部大学（以下「本学」という。）に、教授又は准教授の研究を補助するため、研究補助員制度を設ける。

(研究補助員)

第2条 研究補助員（Research Assistant）は、本学大学院博士後期課程に在学する学生のうちから採用する。

(任 期)

第3条 研究補助員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、3年を超えることはできない。

(勤務時間)

第4条 研究補助員の勤務時間は、1週間あたり8時間を標準とする。

(手 当)

第5条 研究補助員に手当を支給する。

2 前項の手当の額については、別に定める。

3 研究補助員のうち、外部資金に係る研究プロジェクトに採用される者の手当については、当該研究プロジェクトの経費をもって充てるものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

17. 個人情報の保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、学校法人中部大学（以下「学園」という。）が個人情報を取得、利用、保管、その他の取扱いを行うについて必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）における個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、別に定める。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人（役員、職員、学生等、現在及び過去に学園と関わった者すべてを含む。）に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号等により特定の個人を識別することができるもの
 - イ 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
 - ウ 個人識別符号（身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、又はカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。）が含まれるもの
- (2) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの、又は個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるよう体系的に構成したもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- (4) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 「保有個人データ」とは、学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ（6か月以内に消去するものを除く。）をいう。
- (6) 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。

(役職員等の責務)

第3条 理事、監事、評議員及び職員（以下「役職員等」という。）は、この規程その他学園の諸規程を遵守し、個人情報を保護する責務を負う。

2 役職員等は、職務等により知り得た個人情報を、故意又は過失により、漏えいし、滅失し若しくはき損し、又は不当な目的に利用してはならない。その地位を退いた後においても同様とする。

3 学園は、学生に対して、個人情報の適正な取扱いにつき、適切に指導及び啓蒙活動を行うことに努めるものとする。

(適用除外)

第4条 この規程は、大学が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には適用しない。ただし、その場合においても、できる限りこの規程に準じて個人情報を取り扱うようにするなど、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取得、利用

(適正取得)

第5条 学園は、適法かつ相当な手段により個人情報を取得しなければならない。

(利用目的の特定、通知又は公表)

第6条 学園は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知、又は公表しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（CD、録音テープ、web入力等を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ（人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は事後速やかに）、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

4 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、又は学園の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的の制限、変更)

第7条 取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 前2項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(要配慮個人情報の取得)

第8条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとする。

2 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1) 前条第3項各号に該当する場合

(2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合

(3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(4) 第18条第4項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

第3章 個人データの安全管理

(適正な管理)

第9条 学園は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2 学園は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(組織的安全管理措置)

第10条 学園に個人情報保護責任者（以下、「責任者」という。）を1名置く。責任者は、理事長の指名する者をもって充てる。責任者は、学園において組織横断的に個人情報の安全管理の実施及び運用に関する権限及び責任を有し、管理者に対し個人情報保護法その他の法令及びこの規則その他の規則に基づいた取扱・管理をするよう指示徹底するものとする。

2 学園に、個人情報の保護・管理に関する責任を担う個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置き、大学学術支援室に関しては学長、高等学校・中学校に関しては校長、監査室、理事長室、社会連携企画室、振興基金室、法人事務局及び学園広報センターに関しては法人事務局長をもって充てる。

3 管理者は、所管する部署における個人データを総括的に管理するとともに、各部署で個人情報を取り扱う者（以下「取扱担当者」という。）に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 取扱担当者は、大学にあっては学部長・研究科長・館長・室長・研究所長・センター長・部長、高校・中学校に関しては教頭、事務部署にあっては部・室・次及び課長をもって充てる。

(内部監査)

第11条 監査室は、個人データを取り扱う部署における個人情報の取得・利用・保管・管理等の状況について、定期又は隨時に監査を行い、その結果を管理者に報告する。管理者は、その報告に基づき、安全管理措置等の見直し及び改善に取り組むものとする。

(個人情報保護委員会)

第12条 個人情報の保護を適正に行うため、学園に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 責任者

(2) 管理者

(3) 総務部長

(4) 監査室長

(5) その他、理事長が指名した者 若干名

3 理事長指名による委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、責任者をもって充てる。

5 委員会に副委員長を置き、法人事務局長をもって充てる。

6 委員会は、次に掲げる各号について審議する。

(1) 個人情報の保護・取扱・安全管理等に関する全学的な施策に関する事項

(2) 新たなりスクに対応するための個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた取組み

(3) 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止若しくは消去の要求、利用目的の通知の請

又は苦情申立てがあった場合に、管理者から付議された事項

(4) その他、個人情報の保護のために必要な事項

- 7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。
- 9 委員会において議決する場合には、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 10 委員会は、必要に応じ、下部組織として小委員会を設置することができる。
- 11 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

(個人データの管理)

第13条 管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、所管の事務室に備え置く。

- (1) 個人情報データベース等の名称
- (2) 個人データから識別される本人の属性等
- (3) 個人データの項目
- (4) 利用目的
- (5) 取扱部署、責任者
- (6) 個人データの保管期間
- (7) その他必要な事項

2 各部署の取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の事項を記録しなければならない。

- (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
- (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
- (3) 個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
- (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、取扱担当者情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

3 管理者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。

(情報漏えいへの対応)

第14条 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、別表第1号のフローチャート表に基づき、情報共有シート（様式第1号）を用いて、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理者は、責任者に報告するとともに、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 文部科学省及び個人情報保護委員会（内閣府外局）等への事実関係及び再発防止策等の報告
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表

3 責任者は、理事長に報告するとともに必要に応じて委員会と連携し、被害拡大防止の対策、再発防止策を講じるよう各管理者へ指示する。

(物理的・技術的安全管理措置)

第15条 入退室者による不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の防止のための技術的安全管理措置については、別に定める。

第4章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

(委託)

第16条 学園が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託する場合には、個人データを提供することができる。

2 前項の場合、学園は、委託された当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 前項の監督のため、学園は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制、規程整備等の状況の確認（必要に応じ個人データの取扱場所での現地確認等）をし、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。

4 第2項の監督のため、委託先と締結する委託契約に、次の事項を盛り込むものとする。（様式第2号）

- (1) 委託先における個人データを取り扱う者の明確化に関する事項
- (2) 委託先において講ずべき安全管理措置の内容
- (3) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん、複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止
- (4) 委託先の秘密の保持に関する事項
- (5) 委託された個人データの再委託の可否及び条件等に関する事項
- (6) 委託契約終了の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除に関する事項
- (7) 委託契約内容が遵守されなかった場合の損害賠償その他の措置に関する事項
- (8) 委託先において個人データの漏えい事故等が発生した場合の報告義務及び責任に関する事項
- (9) 委託契約期間等に関する事項

5 管理者は、委託契約の内容の実施状況を把握するため、委託先に対し定期的又は臨時に監査等を行うこととする。

（共同利用）

第17条 学園は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。

2 前項の場合において、学園は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 個人データを共同利用する旨
- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

（第三者への提供）

第18条 学園は、第7条第3項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たときは（なお、個人情報保護委員会への届出は、電子情報処理組織を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う。）、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(5) 前号の本人の求めを受け付ける方法

3 前項の規定は、要配慮個人情報について適用しない。

4 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。

(1) 第16条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合

(2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合

(3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

5 学園は、当該提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(外国の第三者への提供)

第19条 学園は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供することができる。

(1) 外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ていること。

(2) 学園と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

(3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(4) 第7条第3項各号に該当すること。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第20条 個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）へ提供したとき（第7条第3項各号に該当する場合又は18条第4項各号に該当する場合を除く。）には、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨（第18条第2項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日）

(2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 学園は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

(1) 第1項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日まで

(2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合最後に個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日まで

(3) 前2号以外の場合、当該記録を作成した日から3年間

(第三者からの提供を受ける際の確認等)

第21条 第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）から個人データの提供を受けるに際しては、管理者は、次の事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを

確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第7条第3項各号又は第18条第4項各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項により個人データの提供を受けた場合、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、学園が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ている旨（第18条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は個人データの提供を受けた年月日）
- (2) 前項各号に掲げる確認事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目
- (5) 第18条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護委員会（内閣府外局）による公表がされている旨

3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、すみやかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

4 学園は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

- (1) 第2項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合最後に個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日まで
- (2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合最後に個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日まで
- (3) 前2号以外の場合、当該記録を作成した日から3年間

第5章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

（保有個人データの本人への周知）

第22条 学園は、保有個人データに関し、次に掲げる事項をホームページ等に掲載し、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 学園の名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号、第2号に該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知請求（次条）、開示請求（第24条）、訂正等の請求（第25条）、又は利用停止等の請求（第26条）に応じる手続（請求等に係る手数料を含む。）
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先
（利用目的の通知請求）

第23条 本人は、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、学生証、職員証、身分証明書、代理権を有することを証明する書面等により本人又は代理人であることを明らかにし、学園の定める所定の請求書（様式第3号）を、学園の定める手数料とともに管理者に提出して行わなければならない。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第2号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第6条第4項第1号、第2号に該当する場合

4 管理者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を文書（様式第4号）にて通知しなければならない。

（保有個人データの開示請求）

第24条 本人は、学園に対し、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、前条第2項に定める手続に準じて行わなければならない。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

4 管理者は、開示を求められた保有個人データの全部又は一部の開示につき、必要に応じて、委員会に付議し、意見を聞くことができる。

5 開示は、当該保有個人データの記載されている文書の写しを交付する方法により行う。当該保有個人データが、コンピュータ処理用の個人情報データファイルを構成するものである場合は、コンピュータによって出力した帳票の交付をもって行う。ただし、本人の同意があれば、その他の適宜な方法をもって開示することができる。

6 管理者は、保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を文書（様式第4号）にて通知しなければならない。

（保有個人データの訂正等）

第25条 本人は、学園に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、第23条第2項に定める手続に準じて行わなければならない。ただし、手数料は必要としない。

3 管理者は、第1項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

4 管理者は、第1項の請求に係る保有個人データの全部又は一部の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を文書（様式第4号）にて通知しなければならない。

（保有個人データの利用停止等）

第26条 本人は、学園に対し、自己に関する個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

(1) 第7条の規定に違反して目的外利用されているとき。

(2) 不正の手段により取得されたものであるとき。

(3) 第8条の規定に違反して要配慮個人情報が取得されているとき。

(4) 第18条又は第19条の規定に違反して第三者に提供されているとき。

- 2 請求の手続については、前条第2項の規定を準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。
- 4 管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を文書（様式第4号）にて通知しなければならない。

（苦情処理）

第27条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 学園は、苦情処理等の窓口を総務部総務課に設置し、本人から苦情の申出を受けた場合は、直ちにその旨を、当該個人情報を所管する管理者に報告する。
- 3 前項の報告を受けた管理者は、必要に応じて委員会に付議し意見を聴くなど、当該苦情に対し、適切に対応しなければならない。

第6章 匿名加工情報の作成等及び義務

（匿名加工情報の作成等）

第28条 学園は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

（匿名加工情報の第三者提供）

第29条 学園は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

（識別行為の禁止）

第30条 学園は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第31条 学園は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

第7章 雜則

（関係法令の適用）

第32条 この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈適用は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令に従う。

（改廃）

第33条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

18. 学生の治療費給付等に関する内規

(趣 旨)

第1条 正規の授業中又は課外活動中に傷害を受けた学生に対する治療費の給付等については、この内規の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この内規において「正規の授業」とは、正式に時間を割り当てた授業をいう。

2 この内規において「課外活動」とは、大学公認のクラブ、同好会及び準備会（以下「公認クラブ等」という。）の会員として登録してある学生の公認クラブ等の課外活動、及び大学主催の課外活動をいう。ただし、目的地への移動中は含まれない。

第3条 この内規において「傷害」とは、事故等による身体の損傷をいう。

(治療費の給付)

第4条 正規の授業中又は課外活動中に傷害を受け、治療した学生に対しては、治療費の一部を給付する。

2 紹介する治療費の額については、別に定める。

3 第1項の傷害が天災地変又は第3者の行為による場合は、この限りでない。

(見舞金)

第5条 傷害を受けた学生に対しては、治療費のほか見舞金を給付することができる。

第6条 正規の授業中又は課外活動中に死亡した学生に対しては、見舞金を給付することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(見舞金の額)

第7条 第5条及び前条の見舞金の額については、別に定める。

第8条 見舞金を給付するか否か、及び見舞金の額の決定は、学生委員会の議を経なければならない。

(施行細則)

第9条 この内規の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年2月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

19. 中部大学職業紹介業務運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づき、中部大学及び中部大学大学院（以下「本学」という。）が、学部生及び大学院生並びに学部卒業生及び大学院修了生並びに退学者（以下「学生等」という。）について行う無料の職業紹介事業について必要な事項を定める。

2 この規程において、学部卒業生及び大学院修了生とは卒業後又は修了後三年以内の者をいい、退学者とは退学後一年以内の者をいう。

(求 人)

第2条 本学は、法第5条の5の規定に基づき、学生等を対象とするいかなる求人も受理し、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを受理しない。

- (1) 求人の申し込みの内容が法令に違反している場合
- (2) 法第5条の3の規定により明示が義務付けられている労働条件を明示しない場合
- (3) 賃金、労働時間その他の労働条件が通常と比べて著しく不適当である場合
- (4) 教育上不適当と認める場合
- (5) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条によって、公共職業安定所が不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった場合

2 求人の申し込みは、所定の求人票に記入して行うこととし、求人票において、法第5条の3の規定により義務づけられた労働条件の明示をしなければならない。ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示しなければならない。

(求 職)

第3条 本学は、法第5条の6の規定に基づき、就職を希望する学生等（以下「求職者」という。）のいかなる求職の申し込みも受理するものとする。ただし、その申し込みの内容が法令に違反し、又は教育上不適当と認めるときは、これを受理しない。

2 求職者は、求職の申し込みにあたっては、所定の進路希望票に記入して行うものとする。

(紹 介)

第4条 本学は、職業の紹介にあたっては、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、法第5条の7の規定に基づき、求職者に対してはその希望と能力に適合する職業を、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を、紹介するよう努めるものとする。

2 法第5条の3の規定に基づき、紹介に際しては、求職者に対して、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付等により明示するものとする。

3 法第20条の規定に基づき、労働争議（同盟罷業又は作業所閉鎖）中の事業所の求人に対する紹介は、争議が解決するまで行わないものとする。

(職業紹介業務担当者)

第5条 学長は、法第33条の2第2項の規定に基づき、学長に代わって職業紹介事業に関する業務を担当する者（以下「職業紹介業務担当者」という。）を職員の中から選任することができる。

(内定の届出)

第6条 学部生及び大学院生は、就職が内定した場合、速やかに中部大学進路支援システムを通じて進路報告登録をしなければならない。

2 卒業生及び修了生並びに退学者は、就職が内定した場合、キャリア支援課に報告するものとする。

(求職者の個人情報の取扱い)

第7条 職業紹介事業者は、法第5条の4の規定に基づき、職業紹介業務を行うに際し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するにあたっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 職業紹介業務担当者は、法第51条の規定に基づき、職業紹介業務を行うに際し、求職者及び求人者から知り得た人の秘密のほか、個人情報を他に漏らしてはならない。職業紹介業務者の任を解かれた後においても、同様とする。

(均等待遇)

第9条 本学は、法第3条の規定に基づき、求人者及び求職者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わないものとする。

(情報の提供)

第10条 本学は、公共職業安定所と連携し、求人者及び求職者に必要な雇用情報その他の適職選択及び労働者の雇入れに資する情報の提供に努めるものとする。

(帳票の種類)

第11条 本学が職業紹介に使用する帳票の種類は、次のとおりとする。

- (1) 求人票（法第5条の3の規定に基づき求人者が求人を申し込むにあたり明示しなければならない労働条件、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第14条に基づく青少年雇用情報、受付年月日、求人者名、事業内容、所在地、代表者名、求人数、福利厚生、人事担当者の役職・氏名、応募資格、応募書類、応募受付期間、選考方法、選考日時・場所）
- (2) 進路希望票（受付年月日、求職者の氏名、生年月日、性別、現住所、履歴、課外活動、資格等、就職希望の条件（業種、企業名、希望勤務地、職種））

(報 告)

第12条 紹介した求職者の採用又は不採用を求人者が決定した場合には、遅滞なくその結果を報告するよう求めれる。

2 本学は、本学の管轄する公共職業安定所に対し、法第33条の2第7項において準用する法第32条の16の規定に基づき、必要な職業紹介状況等の報告を行う。

(業務運営)

第13条 本学の職業紹介事業に係る運営は、この規程に定めるもののほか、関係法令及び関係通達に基づくものとする。

附 則

- 1 この規程は、2019年1月16日から施行する。
- 2 中部大学就職指導・斡旋規程（平成28年3月16日制定）は、廃止する。

20. 学費及び入学科の納付に関する規程

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）の学生の学費及び入学科の納付等に関し、中部大学学則（以下「学則」という。）及び中部大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2条 この規程において「学費」とは、授業料、施設設備費、教育充実費、修学諸費、在籍料、研究料及び聴講料をいう。

第3条 前条に規定する学費のうち、施設設備費、教育充実費及び修学諸費の額については、別に定めるところによる。

第4条 学費の納付期間は、次のとおりとする。

春学期4月1日から4月10日まで、秋学期10月1日から10月10日まで。

2 前項の規定にかかわらず、新たに入学する者の第1年次春学期の学費納入期間は、別に指定するものとする。

第5条 入学科の納付期間は、別に指定するものとする。

第6条 納付期間内に学費を納入することが困難な事情のある者については、願い出により延納を許可することがある。ただし、入学手続時及び第1年次春学期に納入するものについては、延納を許可しない。

2 学費延納願には、延納を必要とする事由及び延納による納付期日を明記し、それぞれの納付期限前に願い出なければならない。

3 延納による納付期日は、春学期については5月31日、秋学期については11月30日を過ぎてはならない。

第7条 既に納付された学費については返付しない。ただし、入学手続時に納付された授業料、施設設備費、教育充実費及び修学諸費については、納付した者がその後において入学を辞退することとなったときは、その者の申し出に基づき、これを返付することができるものとする。

2 授業料、施設設備費、教育充実費及び修学諸費の返付に関する手続その他必要な事項は、別に定める。

第8条 学則第39条の2及び大学院学則第39条の2に規定する休学者の在籍料は、春学期又は秋学期の1期につき30,000円とする。また、当該休学者に係るその期の施設設備費、教育充実費及び修学諸費は、納付を免除する。

第9条の1 学則第5条に規定する修業年限を超えて在学する学生の授業料は、その者の入学年度に定められた4年次の授業料の額と同額とする。ただし、当該学生が第4年次に在学しており、かつ、学期の履修単位が10単位以内の場合は、130,000円と履修単位数に10,000円を乗じた額の合計額を、その者の当該学期の授業料の額とする。

2 前項ただし書に該当する場合の授業料は、当該学生に、所定の期間内に前項本文に規定する額を納入させ、春学期にあっては6月1日、秋学期にあっては11月20日現在の履修単位による額をもって精算の上、その差額を返戻するものとする。

第9条の2 大学院学則第4条及び第5条に規定する修士課程並びに博士前期課程2年及び博士後期課程3年の標準修業年限を超えて在学する学生の授業料は、100,000円と履修単位数に10,000円を乗じた額の合計額を、その者の当該学期の授業料の額とする。ただし、この合計額が、その者の入学年度に定められた修士課程並びに博士前期課程にあっては2年次、博士後期課程にあっては3年次の授業料（以下「通常授業料」という。）を上回る場合は、通常授業料をその者の当該学期の授業料とする。

2 前項本文に該当する場合の授業料は、当該学生に通常授業料を納入させ、春学期にあっては6月1日、秋学期にあっては11月20日現在の履修単位による額をもって精算の上、その差額を返戻するものとする。

第10条 前条にいう修業年限又は標準修業年限を超えて在学する学生が、当該年限内における所定の施設

設備費、教育充実費及び修学諸費を全て納付している場合には、重ねて施設設備費、教育充実費及び修学諸費を徴収しないこととする。

第11条 本学の併設校（中部大学春日丘中学校を除く。）を卒業して本学に入学する者についての入学料は、別に定める。

第12条 本学の学部を卒業等して大学院研究科に入学する者及び本学の大学院研究科を修了して他の大学院研究科に入学する者については、大学院学則第42条の規定に基づき、入学料の納付を免除する。

第13条 研究生の研究料、科目等履修生の授業料及び聴講生の聴講料は、1期（6ヶ月）分の額をまとめて納入させるものとする。

第14条 学費及び入学料は、全て指定の用紙により、学校法人中部大学が指定する金融機関への振込みにより納入するものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月16日から施行し、平成29年度入学生から適用する。

21. 中 部 大 学 安 全 心 得

本学では、教育、研究、実験、実習、体育実技等において、これらのことから発生する不測の事故を未然に防止するため、学生諸君の安全の対策に鋭意努力しているが、学生自身もこの主旨をよく理解し指導者の指示に従い、進んで規律を守り安全に心がけるよう、次の心得に十分注意しなければならない。

安全な一日一日のために

1. 定められた実習服、トレーニングウェア等は必ず着用し、定めのないときは簡素な危険度の少ないものを用いること。
2. 工具、器具、材料、装置を事前に十分点検のうえ実施すること。
3. 実験、実習、作業等にあたっては状況の把握、周到な手順を確認すること。
4. 準備、後片付けのときは気持ちがゆるむ、終りまで注意を怠らないこと。
5. 単純な作業でも慎重に行うこと。
6. 防具、保護具等を邪魔物扱いせず確実に着用すること。
7. 多人数のときは統制、秩序をみださないこと。
8. 共同のときは、双方の連絡を十分取り合うこと。
9. 火災の予防、爆発物には厳重に注意すること。
10. 火災、地震等突発的な事変にあたっては、状況に応じ冷静、沈着な行動によってまず屋外の空地に退避すること。
11. 指導者の指示に従い、勝手な行動をとらないこと。

これらのことについての詳しいことは、別冊で渡される「安全の手引」「応急手当講習テキスト」を参考すること。

22. 学生団体及び集会等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は本学教育の一環として、課外活動の健全な発展のため、学生団体の設立、更新、部員の登録、部室の管理及び集会等に関することを定める。

第2章 団体設立

(学生団体の設立)

第2条 学内において団体を結成しようとするときは、学生部長を経て学長の許可を得なければならない。

2 学生団体は、団体の名称、目的、設立主旨、会則、顧問（本学教職員）、学生責任者、会員（最低20名）、その他を定め所定の用紙により願い出なければならない。

(学生団体の責任者)

第3条 学生団体の責任者の正式呼称は次のとおりとする。

教職員の責任者は顧問

学生会の責任者は会長

学生の運動部、文化部及び同好会の責任者は部長

2 学生団体の学生責任者は、その団体の活動について積極的に顧問又は学生部長の指導、助言を求め、所定の事項についてそれぞれの承認を受けなければならない。

3 学生団体の学生責任者は、次の事項について積極的に顧問又は長の指示に基づいて、必要な手続を取らなければならない。

(1) 部員の登録

(2) 部室の管理

(3) 集会行事並びに学内施設使用

(4) 掲示、ポスター

(5) 印刷物の発行及び配布

(6) 合宿

(7) 募金及び署名運動

(8) 日誌及び諸記録の整備

第3章 部員の登録

(学生団体の部員登録)

第4条 各会、各部（以下「部」という。）の入部希望者に対しては、部の規程を熟知せしめ、入会申込書に署名の上申し込ませる。特にその規程において、入会金及び部費を徴収する必要がある場合は、その金額を明示し、入会希望者の了承を得なければならない。

2 毎年度はじめに部員の登録を行い、顧問の承認を受けた上で、5月10日までに部員名簿を学生部長に提出しなければならない。

3 入部者、退部者のあるつど、各部学生責任者は、顧問を経て学生部長に登録変更を届け出なければならない。

4 部内の役職者に変更がある場合は、直ちに顧問を経て学生部長に届け出なければならない。

第4章 団体の更新

(学生団体の更新)

第5条 既成団体の規約、会則等を変更し又は解散しようとするときは、顧問並びに学生部長に届け出て

学長の承認を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第6条 第2条により承認された団体においても、その行為が本学の機能を害し又は学内の秩序を乱すと認められるときは、その活動が禁止され又は団体の解散を命ぜられることがある。

第5章 会計報告

(学生団体の会計報告)

第7条 学生団体の予算、決算は、毎年団体会計責任者が3月末日までに、学生部長を通じて学長に報告するものとする。

第6章 部室の管理

(学生団体部室の整理整頓)

第8条 部室は常に整理整頓し、清潔を保つこと。

(施錠)

第9条 盗難予防のために、部室に必ず施錠するものとする。

(備品、器具等)

第10条 部室における備品、器具等の目録を作り、学生支援課に提出するものとする。

2 部室における備品、器具設備等の修理については、各部の責任において処理するものとする。

(火気類、その他)

第11条 火災予防上火気類の使用は禁止する。

2 喫煙は所定の場所以外では禁止する。

3 節電、節水に協力するものとする。

(検査)

第12条 部室の使用状況、火気取締りについては関係職員が隨時検査を行う。

(部室、施設の使用時間)

第13条 部室及び施設の使用時間は、原則として午前7時より午後9時までとする。ただし、やむを得ず時間外に使用する場合は、学生部長の許可を得なければならない。

(部室の割当と取消し)

第14条 部室の割当は、学生部長が総合的かつ公平に行うものとする。

2. 本章の各条項に違反し又は重大な事故があった場合は、部室の割当を学生部長が取消すことがある。

第7章 集会等

(集会等の願出)

第15条 学生団体が、課外活動その他の目的のため集会又は行事を行う場合、学内、学外いずれの場合にも、1週間前までに主催者から所定の願書を学生支援課に提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、クラブ、同好会及び準備会の課外活動については顧問の承認を得て、責任者は3日前までに学生支援課に届け出なければならない。

2 学生が、学内、学外において募金、物品の販売、署名運動、世論調査、印刷物の配布、その他これに類する活動を行う場合は、あらかじめ学生支援課に届け出て学長の許可を得なければならない。

3 学生が本学の名を冠し、あるいはそれを意味する名称をもって学外に働きかけ、又は学外の団体に参加しようとするときは、学生支援課に届け出て学長の許可を得なければならない。

4 学外の諸団体と共に催す場合は、責任の所在、経費の処理などを、必ず事前に学生支援課に届け出て学長の許可を得なければならない。

5 すべての集会は、許可なくして準備がすすめられている場合は、禁止されることがある。

(集会許可の取消し)

第16条 許可した集会であっても、次の事項に該当すると学生部長が認めたときは、許可を取消すことができる。

- (1) 法律、政令、条例等に違反するとき
- (2) 学園の秩序を乱すとき
- (3) 学生としての品位、体面等を傷つけると思われるとき

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

23. 学生の学内掲示物等取扱要項

1. 目的

この要項は、本学の教育および研究のための適切な環境を保持するため、学生の課外活動等に関する学内の掲示物、立看板、放送、印刷物および広告類等（以下「掲示物等」という。）の取扱いについて定める。

2. 掲示物等の取扱いに関する心得

掲示物等の取扱いにあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 本学の教育および研究のための環境保持につとめる。
- (2) 掲示物等の内容が法令等に違反し、または事実と相違し、もしくは他の名誉を傷つけるものであってはならない。

3. 掲示物

- (1) 掲示物には、責任者（団体または個人）名を記載する。
- (2) 掲示は所定の掲示板を使用する。
- (3) 掲示内容については、掲示責任者が一切その責任を負う。
- (4) 掲示期間は原則として1週間とし、その期間を経過したものは掲示責任者がすみやかに撤去する。
- (5) 所定の掲示板以外に掲示した掲示物、責任者名の記載されていない掲示物および掲示期間を過ぎてもなお撤去されない掲示物は、大学が撤去する。

4. 立看板

- (1) 立看板は所定の場所に限り使用する。
- (2) 上記以外については、3の掲示物の取扱いによる。

5. 放送

放送は教育および研究のための環境を保持するよう配慮し、最少限の連絡事項にとどめる。

6. 印刷物

学内で印刷物を配布する場合には、印刷物に責任者名を記載して学生支援課に提出する。

7. 広告類

広告類の掲示または配布については、学生部長の許可を要する。

8. その他

この要項に定めるもののほか、必要な場合の取扱いについては、その都度別に定める。

附則

本要項は、平成26年4月1日より施行する。

24. 中部大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学学則第44条及び中部大学大学院学則第42条の3に規定する懲戒に関する事項について定めることを目的とする。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この規程による懲戒の対象となる者は、中部大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）とする。

2 研究生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び科目等履修生の取扱いは、この規程に準ずる。

(懲戒の基本方針)

第3条 懲戒は、学校教育法第11条及び同法施行規則第26条に基づき行うものであり、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行われなければならない。

2 懲戒は、その目的を達成させるため必要最小限にとどめ、本学における学生の本分をまとうさせるために行われなければならない。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為等、社会的諸秩序を乱す行為
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) 人権を侵害する行為
- (4) ハラスメント行為
- (5) 中部大学試験規程第2条第1項に規定する試験（以下「試験等」という。）における不正行為
- (6) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (7) 情報倫理に反する行為
- (8) 学生の学習、研究及び教職員の教育研究等の正当な活動を妨害する行為
- (9) 本学の規則に違反する行為
- (10) その他学生の本分に反する行為

2 前項各号に関して別の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。原則として再入学は認めない。
- (2) 停学 一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めるものとする。

2 停学の期間は、無期又は有期とする。

(厳重注意)

第6条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、必要と認めるときは、学生に厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第7条 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学生部長は当該学生に対する事実関係の調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

2 前項の調査にあたり、学生部長は、事前に当該学生に対して、調査の趣旨・目的を口頭又は文書で告知し、事情聴取等により当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

ただし、当該学生が、正当な理由もなく事情聴取に応ぜず、弁明をしない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、第4条に掲げる行為が明白である等、特段の事情がある場合は、この限りではない。

4 学生部長は、調査の結果を学長に報告するものとする。

(学生懲戒委員会)

第8条 学長は、前条の調査結果の報告を受け、懲戒が相当と判断した場合は、学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置し、その処分等について審議させるものとする。

2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 教務部長
- (6) 懲戒の対象となる学生が所属する学科又は専攻の長
- (7) 大学事務局長
- (8) 学生教育部長
- (9) 学長が指名する者

3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 懲戒委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 懲戒委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 懲戒委員会は、懲戒の処分等について審議した結果を学長に報告するものとする。

(定足数及び議決数)

第9条 懲戒委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 懲戒委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(懲戒の決定)

第10条 学長は、懲戒委員会の報告を踏まえ、教授会又は研究科委員会の議を経て、当該学生の懲戒を決定する。

2 学長は、懲戒の決定に当たり、必要と認める場合には、再度事実関係の調査等を命ずることができるものとする。この場合は、第7条から前条までの規定を準用する。

(試験等における不正行為)

第11条 学長は、試験等における不正行為に対する懲戒については懲戒委員会の報告に基づき懲戒を決定する。

2 試験等において不正を行った学生については、当該試験以降の受験は認めない。

3 教授会または研究科委員会へは報告を行うものとする。

(懲戒の通知)

第12条 学長は、懲戒を決定した場合は、当該学生に通知する。

2 懲戒の通知は、懲戒の内容及び理由を記載した文書を当該学生に発信して行うものとする。

3 前項の通知を行った場合は、保証人に対し当該通知の写しを送付するものとする。

(懲戒の発効)

第13条 懲戒の発効は、前条の通知を当該学生に発信した日とする。

- 2 定期試験等における不正行為の懲戒は、不正行為を行った日から起算する。

(公 示)

第14条 学長は、懲戒を行った場合は、遅滞なく公示を行うものとする。

- 2 公示期間は1ヶ月とし、公示する事項は、当該学生の所属、学年、懲戒の種類、懲戒理由とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合は、公示の一部又は全部を公示しないことができるものとする。

(停学中の指導)

第15条 当該学生の所属する学部又は研究科は、当該学生に対し定期的な面談及び指導を行うものとする。

(不服申立て)

第16条 懲戒を受けた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができるものとする。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立てをしようとする学生は、文書により学長に申立てしなければならない。

- 3 学長は、前項の不服申立てを受理し、再調査の必要があると認めた場合は、再度事実関係の調査及び審査を行うものとする。

- 4 前項において、学長が不服申立てを却下又は再調査の必要がないと判断した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。

(不服申立審査委員会)

第17条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は副学長のうち1名および不服申立てを行った学生が所属する学部長または研究科長以外で学長が指名する教職員若干名で構成する。

- 3 審査委員会の長は副学長が担当する。

- 4 審査委員会が必要と認める場合には、学外有識者の出席を求めることができる。

- 5 審査委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

- 6 不服申立てした学生は、書面で意見を述べることができる。

- 7 審査委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

- 8 審査委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。

- 9 学長は、前二項の勧告を受けた場合、その取り扱いを不服申立てした学生に通知する。

(再審査)

第18条 学長は前条第8項の勧告を受けた場合は、懲戒委員会に再審議を求める。

(懲戒対象者の退学および休学の願い出の扱い)

第19条 学長は、第7条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学又は休学の願い出がある場合、懲戒が決定するまでこの願い出を受理しない。

- 2 停学の期間中に退学の願い出がある場合は、受理するものとする。

- 3 停学期間中の休学は認めない。

(無期停学の解除)

第20条 学長は、無期停学の学生について解除が適当であると認めた場合は、その旨を懲戒委員会に通知

するものとする。

2 懲戒委員会は、無期停学の解除の妥当性について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、懲戒委員会の報告を踏まえ、教授会又は研究科委員会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

(懲戒に関する記録)

第21条 懲戒を行った場合は、その事実を当該学生の学籍簿に記録するものとする。

(庶務)

第22条 学生の懲戒に関する庶務は、学生教育部学生支援課において処理する。

(運用上の留意点)

第23条 この規程の運用に当たっては、当該学生の人権を尊重するよう教育上必要な配慮をするものとする。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日から適用する。

25. 中部大学附属三浦記念図書館規則

(目 的)

第1条 中部大学附属三浦記念図書館（以下「図書館」という。）は、中部大学（以下「本学」という。）の教育方針にのっとり、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して職員、学生等の利用に供し、図書館奉仕を行うことを目的とする。

(職 員)

第2条 図書館に、図書館長及びその他必要な職員を置く。

(図書館運営委員会)

第3条 図書館の重要事項を審議するため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(利 用)

第4条 本学の職員、学生、学校法人中部大学関係者及び図書館長の許可を受けた者は、図書館を利用することができる。

2 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

(利用の禁止又は停止)

第5条 図書館に関する規則、規程若しくは図書館職員の指示に従わない者又は不都合の行為のあった者に対しては、図書館の利用を禁止又は停止することがある。

(寄 託)

第6条 図書館は、図書の寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書は、この図書館所蔵の図書と同様に取扱うものとする。

(弁 償)

第7条 図書館資料を紛失し、又はき損した者は、指定する図書館資料又は相当の代価で弁償しなければならない。

(施行細則)

第8条 この規則を施行するために必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規則は、平成18年5月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

26. 中部大学附属三浦記念図書館利用規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 中部大学附属三浦記念図書館規則第5条第2項の規定に基づく中部大学附属三浦記念図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中部大学（以下「本学」という。）の職員及び名誉教授（以下「職員」という。）
- (2) 本学の客員教授、非常勤職員、研究員及び旧職員
- (3) 本学の大学院学生（特別聴講学生を含む。）及び学部学生（科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生を含む。）
- (4) 学校法人中部大学（以下「本学園」という。）の職員で、本項第1号以外の者
- (5) 本学園が設置する大学、専門学校の卒業生
- (6) 中部大学女子短期大学の卒業生
- (7) 中部大学後援会会員、中部大学幸友会会員
- (8) 本学が主催する諸講座等の受講者
- (9) 満18歳以上の者で、春日井市及びその隣接市町村の住民並びにそれらの地域へ通勤する者
- (10) 他の大学図書館等図書館間の相互協力による者
- (11) その他図書館長の許可を受けた者

2 前項に掲げる者で、本学園発行の身分証を持たない者については、登録により図書貸出カードを交付する。

(図書館資料の利用)

第3条 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の利用は、閲覧、館外貸出、参考事務及び複写とする。

(開館時間)

第4条 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、土曜日は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、春季、夏季、冬季の各休業日及び入学試験日に開館する場合の開館時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は、午前9時から12時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

(休館日及び閉館日)

第5条 休館日は、次のとおりとする。ただし、必要により臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日（11月19日）
 - (4) 学園創立記念日（12月8日）
 - (5) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- 2 閉館日は次のとおりとし、期日及び期間については、あらかじめ掲示するものとする。
- (1) 春季休業中の一定期間
 - (2) 夏季休業中の一定期間

(3) 冬季休業中の一定期間

(図書館内での遵守事項)

第6条 図書館内においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静肅を保つこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (3) 掲示、はり紙等をしないこと。
- (4) 図書館資料、器具、設備等を汚損しないこと。
- (5) 飲食物を持ち込まないこと。
- (6) 携帯電話等のスイッチを切っておくこと。

(利用の禁止又は停止)

第7条 この規程又は図書館職員の指示に従わない者、若しくは不都合の行為をした者に対しては、図書館長は、図書館の利用を禁止又は停止することができる。

第2章 閲 覧

(書庫内図書の閲覧及び検索)

第8条 書庫内の図書を閲覧しようとするときは、閲覧票に所定の事項を記入して閲覧係に提出しなければならない。ただし、特別な取扱いを必要とするときは、係員の指示に従わなければならない。

2 本学の職員及び図書館長の許可を受けた者は、係員に申し出て書庫内の希望の図書を検索することができる。

(図書の返却)

第9条 図書を返却しようとするときは、開架図書にあっては、所定の返却台の上に置き、書庫内の図書にあっては、閲覧係に返却し、閲覧票に押印を受けなければならない。

(借覧図書の冊数)

第10条 同時に借覧できる書庫内の図書の冊数は5冊以内とする。ただし、特に必要があると認められた場合はこの限りでない。

(閲覧場所)

第11条 閲覧は所定の閲覧室で行い、各閲覧室備付の図書はその室内で閲覧しなければならない。

(閲覧者の責任)

第12条 閲覧中の図書館資料を紛失し、又は損傷した者は、係員に申し出てその指示に従い、弁償しなければならない。

2 閲覧中の図書に乱丁、落丁、損傷等が発見されたときは、直ちに係員に申し出なければならない。

第3章 館 外 貸 出

(貸出しない図書館資料)

第13条 次の各号に掲げる図書館資料は、貸出しない。ただし、図書館長が必要と認めたものは、この限りでない。

- (1) 貴重図書、参考図書、小冊子、逐次刊行物その他紛失又は損傷しやすい図書
- (2) マイクロフィルム、ビデオテープ等の視聴覚教育の資料

(貸出図書の冊数及び期間)

第14条 貸出冊数及び期間については、別表のとおりとする。

2 休業期間において、学部学生、大学院生については前項別表の規定にかかわらず、別途貸出期間を設けることができる。

3 その他図書館長の許可を受けた者の貸出冊数及び期間は、別に定める。

(貸出手続及び予約)

第15条 貸出を受けようとする場合は、身分証もしくは図書貸出カードを提示しなければならない。

2 図書館は図書貸出の際は、返却日を明示するものとする。

3 貸出図書は、原則として貸出を受ける者に直接手渡すものとし、貸出を受けた者は他人に転貸してはならない。

4 貸出を受けようとする図書が貸出中の場合は、予約することができる。

(貸出期間の更新)

第16条 前条の規定により、貸出を受けた者が、その貸出期間内に貸出期間の更新を願い出た場合、他に貸出の予約がされている場合を除き、第14条第1項別表のとおり、貸出期間の更新をすることができる。ただし、他の図書の返却延滞がある者には貸出期間の更新は認めない。

(返却手続)

第17条 貸出を受けた者は、期日までに返却しなければならない。

2 次に掲げる事由が発生した場合は、直ちに返却しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号から第5号に定める者が退職、卒業、退学、除籍等により身分を喪失した場合

(2) 図書館長が必要と認めたとき。

(長期間貸出図書)

第18条 第14条第1項第1号の規定にかかわらず、長期間貸出できる図書は、次のとおりとする。

(1) 貸出を受ける職員の研究費で購入した図書

(2) 貸出を受ける部署の費用で購入した図書

(3) 図書館長が必要と認めて許可した図書

(長期間貸出図書の冊数及び期間)

第19条 第14条第1項別表の規定にかかわらず、長期間貸出図書の冊数及び貸出期間は、当該職員の在職中又は部署の存続期間中とし、貸出冊数の制限は設けない。

2 長期間貸出図書が逐次刊行物である場合は、前項の規定にかかわらず、各巻完結後製本のため、研究又は業務上支障のない限り、できるだけ速やかに図書館に返却しなければならない。

3 長期間貸出図書が形態上又は損傷等により製本の必要を生じた場合は、前項の規定に準ずる。

4 前条第3号の規定により許可された図書は、第1項の規定にかかわらず、冊数及び期間を制限することができる。

(長期間貸出の手続)

第20条 図書の長期間貸出を受けようとする者は、所定の用紙に記名押印しなければならない。

(長期間貸出図書の保管等)

第21条 長期間貸出図書は、原則として学内に保管する。

2 図書の長期間貸出を受けた者は、図書館の備品検査の通知を受けたときは、図書を点検整備し、受検しなければならない。

(準用規定)

第22条 館外貸出中の図書館資料を紛失、損傷した者については第12条の規定を準用する。

第4章 参考業務

(参考業務に対する回答)

第23条 質問、相談等による参考業務の依頼に対しては、主として資料に基づいて調査し、回答するものとする。

(参考業務の範囲)

第24条 参考業務の範囲は、次のとおりとする。ただし、特に多くの経費、時間等を要し、他の参考調査

業務に支障を及ぼすおそれのある調査又は資料目録の作成については、受付を断ることができる。

(1) 依頼事項に関する参考資料の紹介

(2) 依頼事項に関する参考資料の所蔵個所及び利用手段の提示

(参考業務の依頼)

第25条 参考業務の依頼をしようとする者は、所定の用紙に記入して申し込むものとする。

第 5 章 複 写

(図書等の複写)

第26条 図書等の複写を行う者は、所定の手続を経なければならない。

(複製物に対する責任)

第27条 複写は著作権法に違反しない範囲内で行うものとし、複製物について著作権法上の問題を生じた場合は、当該複写の申込みをした者がその責任を負わなければならない。

(申込みの断り又は制限)

第28条 図書館の複写能力を超え、又は図書館の複写業務の目的にそわない複写の申込みについては、その申込みを断り、又は制限することができる。

(複製物の部数)

第29条 複製物は、公表された著作物については、原則として著作物の一部分の複製物を1人につき1部とする。

(複写料金)

第30条 複写料金は別に定める。

第 6 章 雜 則

(その他)

第31条 本規程の改廃は館長が提案し、図書館運営委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第14条第1項関係）

	貸 出 冊 数				貸出期間	貸出更新
	開架図書	閉架図書	閉架参考図書	学生選書		
1～2年生	5冊	5冊	2冊1週間	2冊2週間	2週間	1回
3～4年生	10冊	10冊	2冊1週間	2冊2週間	1ヶ月	2回
大学院学生	20冊	30冊	2冊1週間	2冊2週間	1ヶ月	2回
教 員	20冊	30冊	2冊1週間	2冊2週間	1ヶ月	2回
事務系職員	5冊	5冊	2冊1週間	2冊2週間	1ヶ月	1回
聴 講 生	5冊	5冊	2冊1週間	2冊2週間	2週間	1回
学 外 者	5冊	5冊	2冊1週間	—	2週間	1回

注) 教員：教育職員、教育技術職員、客員教授、非常勤講師、研究員等

事務系職員：事務職員、技術職員、技能職員、嘱託職員、契約事務職員等

27. 中部大学総合情報センター利用規程

(趣 旨)

第1条 中部大学総合情報センター（以下「センター」という。）の利用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(利用の制限)

第2条 センターの利用は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 学術研究
- (2) 教育
- (3) 事務処理
- (4) センター長が特に認めたもの

(利用資格)

第3条 センターを利用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職員
- (2) 学生
- (3) センター長が特に認めた者

(学術研究のための利用)

第4条 学術研究のためにセンターを利用しようとする者は、所定の申請書を提出し、センター長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者が学生である場合は、申請に先立って、これらの者の研究を指導する指導教員が学術研究のためのセンター利用の承認を得ていなければならない。

(教育のための利用)

第5条 教育を行うためにセンターを利用しようとする場合は、その授業担当者が開講科目ごとに学期の始めに所定の実習計画書を提出し、センター長の承認を得なければならない。

(事務処理のための利用)

第6条 事務処理のためにセンターを利用しようとする場合は、センター長の承認を得なければならない。

(利用の承認)

第7条 センター長は、前3条に定めた申請が適当であると認めたときは、利用者コードをして承認する。

(変更の届出)

第8条 前条の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨をセンター長に届け出なければならない。

第9条 削 除

第10条 削 除

(利用者コードの転用禁止)

第11条 利用者は、利用者コードを第三者に利用させてはならない。

(利用時間)

第12条 利用時間帯は、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、センター長が定める。

(利用承認の取消し等)

第13条 利用者が、この規程又はこの規程に基づく定めに違反した場合その他センターの運営に重大な支

障を生ぜしめた場合は、センター長は、その者の利用の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。

(施行細則)

第14条 この規程を施行するために必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

28. 学校法人中部大学情報倫理指針

(目的)

第1条 この指針は、学校法人中部大学（以下「学園」という。）の情報ネットワーク・システム（以下「情報ネットワーク」という。）の円滑な利用を促進し、学園の教育・研究の充実を図るため、情報ネットワークを利用する上での情報倫理の指針を示し、利用者が良識的行動規範をもって臨めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この指針において使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 「情報倫理」とは、情報ネットワーク及びインターネットを含むネットワークの利用の規範であり、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの並びに法令及び学園規則によって規定されているものをいう。
- (2) 「法律上の義務」とは、日本国の法律、命令、規則並びに条例によって規定された義務又は本指針の適用者が遵守すべき契約上の義務（約款上による場合を含む）及び慣習法上の義務をいう。
- (3) 「違反行為」とは、情報倫理に反する行為をいう。
- (4) 「サービス」とは、情報ネットワークを経由し提供される何らかの機能をいう。
- (5) 「サブドメイン」とは、情報ネットワークの一部の管理について承認を得て、管理・運用する組織のネットワーク的グループの名称をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、情報ネットワークの利用が学園内又は学園外にかかわらず、学園の役員、学園に勤務する全ての職員、学園に在籍する全ての学生・生徒等の構成員、その他許可を得た利用者に適用される。

(法律上の義務)

第4条 情報ネットワークの利用者は、利用に際して以下の行為をしてはならない。

- (1) 刑法その他の法令に定める処罰の対象とされる行為
- (2) 民法その他の法令に定める損害賠償等の民事責任を発生させる行為
- (3) その他法令に定める制限又は禁止されている行為

(利用上の遵守事項等)

第5条 利用者は、学園の建学の精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて以下の事項を遵守し、違反行為をしてはならない。また共有する情報ネットワークの安全を守り、他人に迷惑をかけないために、不正利用の禁止及び情報発信・公開について制限を行う。

2 遵守事項

- (1) 情報ネットワークを経由して提供されるサービスは、各システム及びサブドメインが別に定める各種利用規程、細則等に基づき利用しなければならない。
- (2) 利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して、善良なる管理の注意をもって利用しなければならない。
- (3) 利用者は、利用資格を与えられたICT資源及び利用者コード（ID）を他者に利用させてはならない。また、利用者は、この個人識別に用いられるパスワード、手法等を盗難・盗用されないように管理しなくてはならない。
- (4) 虚偽又は二重の利用資格を取得してはならない。

- (5) 学園の情報機器又は個人所有の情報機器を情報ネットワークに接続し利用する場合は、本指針が適用される。
- (6) 情報ネットワークに接続する端末のOS、ソフトウェアは、既知の脆弱性対応のための対策の適用を行い、またウイルス対策ソフトウェアのインストール及び最新の状態に保つべく利用者が管理しなければならない。
- (7) 情報ネットワークに接続する端末の管理者は、サービス・ポートの不必要的公開をしないよう管理しなければならない。
- (8) 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、担当教員又は各サービスのシステム管理者等に、直ちにその事実を申告あるいは報告しなければならない。
- (9) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (10) いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。またSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ブログ等での炎上（何等かの不祥事をきっかけに爆発的に注目を集める事態又は状況）を助長してはならない。
- (11) 求められていない電子メール（「不幸な手紙」等のチェーンメール）、有害情報等迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (12) 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名その他公に承認された電子認証を用い、暗号化処理をして送信するように努める。
- (13) 自己の個人情報を不用意に漏らしてはならない。
- (14) 宗教、政治団体及び反社会的団体等への勧誘及び支援行為に利用してはならない。
- (15) ファイル・情報の不必要的共有（P2P（peer to peerによるファイル共有））をしてはならない。
- (16) その他学園が設置する大学、高等学校、中学校及び法人事務局（以下、「各設置校・部局」という。）が設置する委員会等が不適切であると判断する行為を行ってはならない。

3 不正利用の禁止事項

- (1) 他人の信書(メール等)の閲覧、削除、複製、変造又は公開
- (2) 他人の情報の盗用・改ざん
- (3) 他人のコンピュータ等端末や情報ネットワークに対する攻撃・侵入・運用妨害
- (4) 他の利用者と利用資格の共有
- (5) 情報ネットワークのリソース（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間等）の占有
- (6) ウィルス等の不正プログラム（マルウェア）の作成、持ち込み・流布
- (7) 事前の同意なしに他の利用者が保有するファイル又はデータの削除、複製、改変
- (8) 電子メールの偽造、又はその偽造行為
- (9) システム管理者又は利用者等のパスワード及びこれに類する情報の解読
- (10) 管理外のシステム等のファイルの削除、複製、改変
- (11) 第三者のソフトウェア等、著作権の対象となっているものの許可ない複製
- (12) 正規の手続きを経ずより高いレベルの利用資格の取得
- (13) 機密であることが分かっているファイルへのアクセス。またアクセス後に当該ファイルが機密であることがわかったときのアクセスの継続
- (14) 海賊版等の知的財産権・肖像権を侵害する情報（恐れのあるものも含む）やソフトウェア等の利用
- (15) その他各設置校・部局が設置する委員会等が不適切であると判断する利用

4 情報発信・公開の制限に係る事項

- (1) 本人性の確認が難しい情報
- (2) 知的財産権・肖像権を侵害する情報
- (3) 差別・誹謗中傷にあたる情報
- (4) プライバシーを侵害する情報
- (5) わいせつな情報
- (6) 教育・研究を妨害する情報
- (7) 他の業務や作業を妨害する情報
- (8) 学園内・組織内専用の情報
- (9) 虚偽の情報
- (10) 守秘義務違反にあたる情報
- (11) その他各設置校・部局が設置する委員会等が不適切と判断する情報

(相談窓口)

第6条 相談窓口は、各設置校・部局で担当窓口を定め公開・周知する。

(指針の改廃)

第7条 この指針の改廃は、学校法人中部大学情報セキュリティ委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この指針は、2020年2月6日から施行する。

29. 中部大学研修センター規程

(目 的)

第1条 中部大学研修センター（以下「研修センター」という。）は、本学の教育、研究、課外教育活動及び研修等の行事に使用することを目的とする。

2 前項に定める目的のほか、学校法人中部大学（以下「学園」という。）が設置する学校の教育、研究、課外活動及び研修等の行事に使用することができる。

(施 設)

第2条 研修センターは、次の施設により構成する。

- (1) 中央棟
- (2) 第1宿泊棟、第2宿泊棟、第3宿泊棟
- (3) 研修棟
- (4) 体育館
- (5) 多目的グラウンド
- (6) 野球場
- (7) ゴルフ場
- (8) トリム・コース

(使用用途)

第3条 研修センターは、次の用途に供する。

- (1) 大学の教育、研究
- (2) 学生の課外活動
- (3) 中部大学第一高等学校、中部大学春日丘高等学校、中部大学春日丘中学校の教育、課外活動
- (4) 学園職員の研修及び体育活動
- (5) 学園及び学園が設置する各学校の主催する行事
- (6) 地域交流の推進に関する行事
- (7) その他、特に学園が必要あると認める行事

(事務長及び職員)

第4条 研修センターに、事務長及び必要な職員を置く。

2 事務長は、教育支援部長の命を受け、研修センターの業務を掌理し、その職員を指導、監督する。

3 職員は、事務長の命をうけ、その業務を行う。

(運 営)

第5条 研修センターを適正に運営するために、研修センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組 織)

第6条 運営委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員長は、委員の内から学長が指名する。

(協議事項)

第7条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 研修センターの運営に関する事項
- (2) 研修センター規程の改廃に関する事項

(3) 設備の維持保全に関する事項

(4) その他必要と認められる事項

2 会議については、委員長から学長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育支援部教育支援課において処理する。

(事務)

第9条 研修センターの使用に関する事務は、次の各号の区分によって行う。

(1) 第3条第1号及び第2号については学生教育部学生支援課

(2) 第3条第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号については教育支援部教育支援課

(運営細則)

第10条 研修センターの運営管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

30. 中部大学研修センター利用心得

本研修センターは、学校法人中部大学（以下「学園」という。）が設置する学校の学生、生徒及び教職員の教育、研究、課外活動及び研修等の場として教養を高め、自ら鍛え、友情を深め、また学園職員が職務上の研修並びに体位向上をはかることを目的とした施設である。利用者は、研修センター施設（以下「センター」という。）を利用する時は、次のことを守らなければならない。

（利用申込手続並びに利用料について）

1. センターを利用しようとする者は、研修センター利用申込書をもって利用希望日の1ヶ月前から7日前までに、下記により利用料金（別に定める。）を添えて申込むこと。

(1) 大学の教育、研究及び学生の課外活動（クラブ活動を除く）の場合

指導教授等の承認を得たうえで、学生教育部学生支援課へ申込むこと。

(2) 学生のクラブ活動の場合

顧問の承認を得たうえで学生教育部学生支援課へ申し込むこと。

(3) 大学以外の学校の学生、生徒及び学園職員の研修並びに体育活動の場合

所属長の承認を得た上で、教育支援部教育支援課へ申込むこと。

注) 利用申込みと同時に利用日程表を、所定の様式で提出すること。

2. 食事を希望する者は利用申込みと同時に予約し、食費（別に定める。）を納入する。

（宿泊人員）

3. 宿泊人員は230名とする。

（利用時間等）

4. 利用時間は、第1日目の14時から最終日の11時までとする。

ただし、最終日に次の利用者がある場合には、時間前に退室を求めることがある。

5. 食事時間は、下記時間とする。利用責任者は退所時に給食数確認伝票を食堂に提出する。

朝 食 7時30分～8時30分

昼 食 12時～13時

夕 食 18時～19時（7～9月は18時30分～19時30分）

注) 食事、湯茶等はすべてセルフサービスとする。

6. 施設の利用時間は、下記の時間とする。

研修棟・研修室 6時～22時

体育館 6時～22時

浴 室 17時～22時

7. グランドなどの利用時間は、下記の時間とする。

4月～10月 8時～19時

11月～3月 9時～17時

8. 静粛時間は、22時～翌朝6時とする。

9. 消灯時間は、23時とする。

10. 門限は、22時とする。

（到着時等の手続）

11. センターを利用する場合の手続等は、次によること。

(1) 利用責任者は、センター到着後並びに出発前に、必ずその旨事務長へ申し出ること。

- (2) 利用責任者は、センター出発時に、利用人員等確認報告書を事務長へ提出すること。
- (3) 利用責任者は、利用者の激励等で来訪するOB等の利用についても、事前に利用申込書を提出すること。

(利用上の留意事項)

- 12. センターを利用する場合は、次の点に留意すること。
 - (1) 常に「利用心得」を厳守し、規律正しい行動をとること。
 - (2) 備品、器具は大切にし、整理、整頓に努めること。
 - (3) センター内は全面禁煙、喫煙は指定場所で行うこと。
 - (4) 退室時には、電灯、冷暖房器具の電源を切るとともに、ガスの元栓を閉じること。
 - (5) 節電、節水に努めること。
 - (6) 常に整理、整頓に努めること。
 - (7) 貴重品は各自で管理すること。
 - (8) 寝具の出し入れ、シーツの取替えは各自で行うこと。

- 13. 次の場合は、センター事務長に申出すること。

- (1) 研修室、研修棟、体育館を利用するとき。
 - (2) 用具等を利用するとき。
 - (3) 備品を移動するとき。

(運動施設の利用)

- 14. 運動施設の使用責任者は、使用の前後に事務長に連絡すること。

注) 雨天、雨後の使用については、事務長が判断する。

- 15. 付属設備、器具を使用する場合は、使用責任者は事務長へ申し出ること。

- 16. 正課体育用具（ゴルフ用具）を使用する場合は、使用責任者は事務長へ申し出ること。

※ ショートアイアン以外のクラブは使用しないこと。

(利用料の還付)

- 17. 既納の利用料及び食費は、次の各号の一つに該当する場合を除き還付しない。

- (1) センターの都合によって利用できなくなったとき。
 - (2) 天災、地変、その他これに相当する事由によって利用できなくなったとき。
 - (3) 利用予定日の2日前までに、利用申込み（食事を含む。）の取消しを申し出たときは全額返還する。
 - (4) 運動施設（屋外施設）を使用する申込みで、雨天等のため利用不可能と認められた場合、前日の17時までに利用取消しの申出があった場合は、利用料金は全額返還する。ただし、当日の取消しの場合は、利用料金は返還しない。
 - (5) 前号の場合における食事料金については、前日の午前10時までの取消しは全額返還する。ただし、前日の午前10時以降の取消しは、翌日の食事料金の2割の取消料を徴収する。
 - (6) その他、本学が特に認めた事由があるとき。

(禁止行為)

- 18. 利用者は、次の各号にかかげる行為をしてはならない。

- (1) 風紀秩序を乱し又は他人に迷惑をおよぼす行為
 - (2) 非常設備器具、電気機器の誤差動等の管理上支障をきたす行為
 - (3) 部屋での飲酒、マージャン、花札、テレビゲーム等の遊戯、自炊、焚火及び昆虫・植物・岩石等の採取

(利用の取消し)

- 19. 大学又は学園の行事等のため、必要が生じたときは利用条件の変更又は利用を取消すことがある。

20. 利用心得を守らない者は、その利用を取消し又は以後の利用を禁止することがある。
(損害賠償)
21. 施設、備品、用具等を破損又は紛失したときは、利用責任者は速やかに事務長に届出て指示をうけること。この場合、理由によっては弁償を求めることがある。
(その他)
22. 懇親会、コンパ、キャンプファイヤー、反省会等については別に定める。
23. センターは、利用頻度により利用期間に制限を設けたり変更することがある。
(休館日)
24. 休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

参考：宿泊を伴う利用の場合は、学生・生徒は、洗面用具、寝巻を各自持参すること。

2020年度
学 生 便 覧

中部大学 大学院

2020年4月1日 発行

編集兼 中 部 大 学
発行者

〒487-8501 愛知県春日井市松本町1200番地
電話(0568)51-1111(代表)

印 刷 所 不二印刷工業株式会社